山梨県立中央病院本館東側増築工事

電 気 設 備 工 事

実施設計図

J-200458-A

2021年 8月

日建設計

図面リスト

通し番号	図面番号	図面名	縮尺（A1）	通し番号	図面番号	図面名	縮尺（A1）	通し番号	図面番号	図面名	縮尺（A1）
		表紙									
		図面リスト									
1	1－1	特記仕様書（1）	－								
2	1－2	特記仕様書（2）	－								
3	1－3	特記仕様書（3）	－								
4	1－4	特記仕様書（4）	－								
5	2－1	幹線設備・弱電設備　地下1階、1階、2階平面図	1／100								
6	2－2	受変電設備　単線結線図（改修図）	－								
7	2－3	主電気室機器配置図	1／50								
8	2－4	幹線設備　系統図（電灯系改修図）	－								
9	2－5	幹線設備　系統図（動力系改修図）	－								
10	2－6	施設監視設備　仕様・点数表・系統図（改修図）	－								
11	2－7	照明器具姿図・電灯分電盤リスト・動力制御盤リスト・分岐盤リスト	－								
12	2－8	電灯設備　1階、2階平面図	1／100								
13	2－9	非常照明・誘導灯設備　1階、2階平面図	1／100								
14	2－10	コンセント設備　1階、2階平面図	1／100								
15	2－11	非常放送設備　1階、2階平面図	1／100								
16	2－12	弱電設備　1階、2階平面図	1／100								
17	2－13	自動火災報知設備　凡例・注記・系統図・点数表	－								
18	2－14	自動火災報知設備　1階、2階平面図	1／100								
19	2－15	（病院本館）間仕切壁改修計画図	1／100								

1　特記仕様書(1)　-

特記仕様書の適用　追補

a.特記事項は、⊙印の付いたものを適用する。この場合※印があっても、それは適用しない。ただし、⊙印のない場合は、※印の付いたものを適用する。また、⊙印と※印の両方が付いた場合は、両方とも適用する。
b.各章の章・節・項の番号は、公共建築協会編「民間(七会)連合協定工事請負契約約款に適合した　工事共通仕様書(電気設備工事編、機械設備工事編)　令和2年版」(以下、共仕という)及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編、機械設備工事編) 平成31年版」(以下、標仕という)の当該番号に対応する。
c.章・節・項のタイトル部分に示される注記の意味は、次による。なお、[　　]はその章・節又は項の全体に対する注記を示し、[　　]は、それを付された項目(号)のみに対する注記を示す。次に例示する。なお、[付加M]等のように、M又はPの文字を付された注記も、その意味はMやPを付されていない注記と変わらない。
　1)[置換]：共仕・標仕の当該章・節・項の規定全体を特仕の当該規定と置換する。
　2)[(b)(2)置換]：共仕・標仕の(b)(2)号の規定を、特仕の当該規定と置換する。特仕本文で置換内容を示した場合は、[置換]とする場合がある。
　3)[付加]：共仕・標仕に特仕の当該規定を新規追加する(新設の章・節・項)。
　4)[付加]：共仕・標仕に特仕の当該規定を号単位で追加する。
　　ただし標仕の当該号が明らかな場合は[(c)付加]のように表示することもある。
　5)[追補]：共仕・標仕にない当該規定を新規追加する(新設の章・節・項)。
d.特仕において、共仕又は標仕等の項番号を引用する場合は、"共仕[○.○.○]"、"標仕[○.○.○]"等と表記する。
e.共仕、標仕及び特仕において、共仕又は標仕の項番号等を引用している場合で、引用された共仕又は標仕の規定に対して特仕で追加、読替え等を行っている場合は、それらも併せて適用する。
f.特記事項に示す(表・・)(図・・)の番号は、共仕又は標仕の当該表又は図の番号を表す。
g.特仕「1章第5節」の化学物質の濃度測定特記内容や設備工事での特記内容が建築工事の特記[27章　シックハウス対応」の内容と相違がある場合は、建築工事の特記が優先する。

第１編　一般共通事項

第1章　一般事項

第1節　総則

1.1.1 [置換] 適用

a.共仕[1.1.1 (4)]を、次に読み替える。
(4)契約図書類とその優先順位
　(ア)～(コ)の「契約図書類」は、相互に補完する。ただし、契約図書類間に相違がある場合の適用の優先順位は、次の(ア)から(コ)の順番のとおりとし、これによりがたい場合は、共仕[1.1.7]による。
　(ア)工事請負契約書
　(イ)民間(七会)連合協定工事請負契約約款(令和2年（2020）4月改正)(以下、工事約款という)
　(ウ)質問回答書((エ)から(コ)に対するもの)、追加変更指示書
　(エ)見積要項書、現場説明書
　(オ)特仕及び工事概要書
　(カ)設計図面（以下、特仕各所における「設計図」も同義とする。）
　(キ)見積区分表
　(ク)日建設計 提出書類作成要領・受注者検査要領20
　(ケ)共仕（１章を使用し、設備工事では１章以外は標仕を適用する。）
　(コ)国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 建築物解体工事共通仕様書 平成31年版(以下、解体共仕という。)

1.1.2 用語の定義

a.特仕、共仕及び標仕において用いる用語の定義は、共仕[1.1.2]に定める用語の定義のほか、次による。
[付加] 1)「設計者」とは、この工事の設計図書等を作成し、発注者より工事施工段階における設計意図伝達業務を委託された者をいう。
[置換] 2)「設計図書等」については、共仕[1.1.2](キ)を次に読み替える。
　(キ)「設計図書等」とは、この工事のために必要な設計図面及び仕様書のうちこの契約に添付されたもの（以下「設計図書」という。）、見積要項書、現場説明書及びこれらに対する質問回答書（追加変更指示書を含む。）で、特仕【1.1.1 a】の(ウ)から(コ)までをいう。
　　ただし、構造計算書及び設備にかかる計算書その他各種計算書は含まない。
　　なお、2章以降の「設計図書」は、「設計図書等」と読み替える。
[付加] 3)「説明用図書」とは、設計図書等の内容を説明するために監理者が作成した図書をいう。
[置換] 4)「監理者の承認」については、共仕[1.1.2](ス)を次に読み替える。また監理者の承認の位置付けは、1.1.15による。
　(ス)「監理者の承認」とは、受注者等が契約図書に基づき提出した書類、又は書面で申し出た事項について必要に応じて工事約款の規定に基づく発注者との協議をへて、監理者が書面をもって了解することをいう。監理者の承認を受ける必要のある書類、図面、見本等は、監理者に提出し受領印を受ける。受領印を受けたのち、1週間以内に訂正又は保留に関する監理者の指示がない場合は、提出された書類、図面、見本等は監理者の承認を受けたものとする。なお、2章以降の「監督職員の承諾」は、「監理者の承認」と読み替える。
[置換] 5)「監理者の指示」については、共仕[1.1.2](セ)を次に読み替える。
　(セ)「監理者の指示」とは、監理者が必要に応じて工事約款の規定に基づく発注者との協議をへて、受注者等に対し工事の施工上必要な事項を書面によって示すことをいう。受注者等は、書面の控えに押印し、監理者に提出する。また、監理者が口頭にて示した内容を記録した書面を監理者に提出し、確認を受けたものについては、指示したものとみなす。なお、監理者の指示が、工事目的物の品質、性能、機能上あるいは工事の施工において明らかに適当でないと判断される場合は、監理者に報告したうえで、発注者に申し出る。
[置換] 6)「監理者に報告」については、共仕[1.1.2](テ)を次に読み替える。
　(テ)「監理者に報告」とは、受注者等が監理者に対し、工事の状況又は結果、あるいはその者の責任において調査、計画、立案、選択、確認等のほか、実施した内容を、監理者に書面をもって知らせることをいう。なお、工事約款の規定により、当該報告が発注者への報告事項となる場合がある。
[置換] 7)「監理者に提出」については、共仕[1.1.2](ト)を次に読み替える。
　(ト)「監理者に提出」とは、受注者等が監理者に対し書面（施工図を含む）、見本又はその他の資料等を説明し、日付を明記し押印のうえ、差し出すことをいう。なお、工事約款の規定により、当該提出が発注者への提出事項となる場合がある。
[付加] 8)「自主検査」とは、受注者等が工事の各段階で、材料又は施工等について設計図書等との照合、確認等を行い、その適否について自ら判断し、検査記録を作成して監理者に提出することをいう。
[付加] 9)「製造者」とは、工事に組み込まれる機器、材料、製品等を製造、製作している会社等をいい、共仕及び標仕における「製造所」は、いずれも「製造者」に読み替える。
[付加] 10)「専門工事業者」とは、設計図書等で定める工事において、高い技術力と施工品質管理能力及び豊富な実績を持ち、受注者のもとで単独で責任施工を請け負う能力があり、また施工品質の保証を行うことができる工事業者をいう。
[付加] 11)「材料」とは、工事に使用する機器、材料、製品を総称していう。
[付加] 12)「関連工事」とは、発注者の発注にかかる第三者の施工するほかの工事で、この工事と密接に関係するものをいう。ただし、この工事の発注者以外の発注によるほかの工事であっても、見積要項書で指定した工事は、関連工事として扱う。

1.1.3 付加 官公署その他への届出手続等

a.工事の各段階に必要な官公署その他への各種申請又は届出の種別、手続、時期等をあらかじめ調査する。
b.施工に直接必要な官公署その他への手続は、遅滞なく行うほか、発注者等が行う手続に協力する。手続を代行する場合は、その経緯を適宜監理者に報告する。
c.工事の各段階に必要な官公署その他関係機関の立会検査や審査のうち、発注者が申請者となるもの(以下、法定検査という)について、その種別、手続、時期、実施内容等をあらかじめ調査する。法定検査には、次を含む。
　※建築基準法に基づく中間検査及び完了検査
　※建築物省エネ法に基づく完了検査
　※消防署長の検査
　・（　　　　　　）
d.建築基準法87条の2による昇降機設備の確認申請手続きは、昇降機設備工事専門工事業者が発注者の代理者として行う。申請及びこれにかかわる検査に要する費用は、当該昇降機設備工事を請け負う者の負担とする。
e.建築基準法に基づく中間検査、完了検査及び計画変更確認申請の手続きに必要な一般図等については、監理者の指示により、1.7.2 完成図　の一部として必要な時期に作成の協力を行う。

1.1.5 付加 設計図書等の取扱い

a.設計図書等は、主要な部位、事項についての設計意図を示すものであり、必ずしも工事の完成に必要なすべての情報を網羅するものではない。
b.受注者は、設計図書等に示された情報をもとに、下請負人や製造者等の特定を経て、工程や下地等を考慮のうえ、生産設計、製作、施工を行い、工事の適切な遂行と完成に必要なものの処置を施す。
c.設計図書等に示された製品名・製造者名またはこれらに類するものは設計の仕様、程度を示すものであり、製品や製造者等を特定するものではない。

1.1.6 付加 別契約の関連工事

a.別に定めのない限り、関連工事の受注者に対し、次のものについて供与する。これらに要する費用の負担は、この工事の見積要項書及び見積区分表（工事区分表）の記載によるほか、当該関連工事の受注者と協議し、対応する。
　1)関連工事を行う場所への出入り及び安全管理
　2)足場、運搬設備、揚重設備、工事用電力、工事用給排水等の利用
　3)障害となる仮設物の取除き、貫通孔等の設置、ボルト・インサート等の取付け
　4)関連工事用の機器、材料の取込みに必要な搬入口、通路等の設置、確保
b.施工図、施工計画書等の作成に際し、関連工事との取合い、納まり等について必要な記載を行う。

1.1.13 追補 設計変更

a.共仕[1.1.7](2)に該当する場合、並びに発注者による工事内容の変更又は工期の変更があった場合は、設計変更とし、b、c号による。
b.設計変更の通知を受けた場合は、請負代金額の増減を明示した請負代金増減内訳書(以下、増減内訳書という)を監理者を通じて発注者に提出し、発注者の承認を受ける。発注者の承認を受けた増減内訳書は、監理者の確認を受け、そののち工事の着手を行う。なお、設計変更範囲における増減調整で請負代金額が変更とならない場合も、同様に扱う。
c.設計変更の内容確定に必要な図面、書類等の作成について、協力を行う。

1.1.14 追補 工事に付帯する作業、材料

a.本工事を完成させるために必要な次の工事及び費用は、工事請負契約に含まれる。
　1)施工、材料及び製品の検査、試験(支給材料、貸与品の場合の検査、試験を除く)、見本等の作成、検査に要する費用
　2)敷地周辺において施工計画上必要な、標識、側溝、舗装、外灯、樹木、設備盤類ほか各種施設等の移設と復旧
　3)工事期間中の、工事に付帯する作業に関する官公署その他関係機関の手続及びその費用
　4)工事用機器、材料等の取入れに必要な搬入口及び通路の設置とそれに伴う補強、復旧、後片付け

1.1.15 追補 監理者の承認・検査・試験等

a.機器、材料、施工、工事についての施工図等、見本等に対する発注者、設計者及び監理者の承認は、1.1.2 a. 4)によるほか、次による。
　1)承認は、受注者による品質管理及び設計図書等との適合性確認の適正さを確認するために行うものである。
　2)承認は、受注者から提出された施工図等、見本等に示される範囲の内容に対してなされる。
　3)施工に用いられた、又は工事目的物に組み込まれた材料、製品についての施工図等、見本等に対する承認は、その外観や受注者から提出される書面による情報に基づいてなされる。
b.機器、材料、施工、工事に対する発注者、設計者及び監理者の検査、試験、確認は、共仕[1.1.2]（タ）（ツ））によるほか、次による。
　1)検査又は試験は、工事請負契約及び設計図書等に基づいて、受注者等による品質管理、確認、自主検査の適正さを確認するために行うものである。
　2)検査は、立会いにより、又は受注者等の自主検査記録、工事写真その他の提出物の審査等の合理的方法により行う。なお、監理者の立会検査は、原則として抽出により行う。
　3)施工に用いられた、又は工事目的物に組み込まれた製品に対する検査又は試験は、その外観や受注者等から提出される情報、各種記録に基づいてなされる。
c.発注者、設計者及び監理者の承認、検査、確認は、前 a、b 号に基づいて実施するため、発注者、設計者又は監理者が承認、検査又は確認した対象範囲であっても、承認、検査、確認の対象として抽出されなかったもの又は提出されなかったものに起因する、あるいは受注者等による自主検査で発見できていなかった内容等に起因する次の事象の責は受注者等が負う。
　1)材料、製品、機器及びそれらの施工が工事請負契約、工事用図書に適合しない場合
　2)施工に用いられた又は工事目的物に組み込まれた材料、製品、機器の欠陥又はこれに類する原因による品質、性能、安全上の不具合がある場合

1.1.16 追補 書類の電子情報化等

a.発注者及び監理者に提出する書類（図面を含む）の運用は、次による。
　※「提出書類作成要領」に示すNS-CASTを利用する。詳細なシステム利用やデータ作成要領等は、監理者が提示する「NS-CASTマニュアル」による。
　・監理者の指示による。
b.施工図や完成図を作成するために設計図面のCAD・BIMデータを利用する場合は、発注者及び設計者に申し出る。データの貸与に係る契約及び費用については、発注者及び設計者と協議する。なお、貸与された設計図面のCAD・BIMデータの著作権は、設計者に帰属し、これを目的外に利用してはならない。

1.1.17 追補 建物経年調査

a.工事目的物を発注者へ引き渡したのち、工事請負契約書に定める契約不適合責任期間内に、発注者及び監理者の指示に基づき工事全般について契約不適合及び損耗に関する調査を行う。なお、調査の回数及び時期は、特仕他章の記載によるほか、次による。
　※1年目及び2年目の2回行う
　・次の時期に行う（全　　回）
　　（　　）年目（対象部位：　　　　）
　　（　　）年目（対象部位：　　　　）
　　（　　）年目（対象部位：　　　　）
b.前 a 号の調査の実施時期及び具体的な実施要領は、受注者等が立案し、発注者及び監理者と協議する。
c.調査終了後、速やかに調査の結果を記録し、発注者及び監理者に提出する。
d.前 a 号の調査の結果、工事目的物に契約不適合が認められた場合は、受注者等は発注者及び監理者と協議のうえ、速やかに工事請負契約に基づいて適切な対応を行う。

第2節　工事関係図書

1.2.1 [付加] 実施工程表

a.実施工程表は、着手から完成引渡しに至る工事全般の手順と日程の計画を表したもので、本工事の工程のほか、次の内容を記載する。
　1)主要な総合図、施工図、施工計画書等の作成、提出、承認の日程
　2)官公署その他の関係機関への届出等手続の日程
　3)建築主事又は民間確認検査機関、所轄消防署その他の関係機関による中間検査等関係法令に基づく官公署の諸検査の日程
　4)完成時の諸検査の日程
　5)部分使用、部分引渡しの日程及び関係する諸検査の日程
　6)出来高目標
　7)関連工事の主要な工程
　8)そのほか、工事の進行に関係する重要事項(受電、試験、計量の開始時期、主要な材料の見本決定等)
b.実施工程表は、全体工程や完成後の設備工事品質に影響する可能性の高い、次に示す設備工事の施工期間が適正に確保されているものとする。
　1)天井内のダクト、配管、ケーブルラック、配線の施工期間
　2)屋上設備の施工期間
　3)上記1)、2)の工事品質を確認するための検査期間
　4)総合試運転調整の期間

1.2.2 [付加] 施工計画書

a.総合施工計画書は、工事全体を通じて受注者等が行う工事組織の編成と運用、工事環境の整備と維持、工事請負契約に基づく監理者への対応等について、本工事の固有の条件に適応した具体的な方策を定めたものとし、「提出書類作成要領」により作成する。また、監理者が監理方針書を提示した場合は、それに基づいたものとする。
[付加] b.工種別の施工計画書は、「提出書類作成要領」により作成し、監理者に提出する。このうち設計図書に定めるもの、あるいは監理者の指示するもの、品質計画に係る部分については、監理者の承認を受ける。
[付加] c.施工要領書は、受注者等が機器・材料製造者、専門工事業者等と協議のうえ、施工計画書記載の各項目の工事を実行するための詳細要領を定めたもので、監理者が指示した場合は、これを監理者に提出する。

1.2.3 付加 施工図

a.施工図の作成に先立ち、「提出書類作成要領」により総合図を作成し、監理者に提出する。
b.総合図の作成に先立ち、基本的納まり、特殊な納まり、関係工事等との調整を必要とする事項、その他監理者の指示する事項について、基準施工図を作成し、監理者の承認を受ける。
c.施工図は、「提出書類作成要領」により、総合図及び基準施工図に基づいて作成する。
d.監理者の指示する現寸図、型板等は、施工に先立つ適切な時期に作成し、監理者の承認を受ける。
e.模型、モックアップ、モデルルームの作成、見本施工、先行施工は、次による。これらの実施時期の記載がない場合は、施工に先立つ適切な時期に実施するものとし、監理者と協議する。これらの確認、承認の扱いは、1.4.2による材料見本に準ずる。
　1)模型の作成
　　※しない・する(・設計図による　・　　)
　2)モックアップの作成
　　※しない・する(・設計図による　・　　)
　　モックアップとは、工事目的物のある部分の設計意図と内容を確定するための実物大模型又は縮尺模型のことをいう。使用材料は、本設と同じでなくてもよく、監理者との協議による。また、設置場所についても監理者との協議による。
　3)モデルルームの作成
　　※しない・する(・設計図による　・　　)
　　モデルルームとは、設計品質を確定するために工事目的物のある一室又は室の一部を試作することをいい、原則として仕様は設計図書等による。設置場所については、発注者及び監理者との協議による。モデルルームは、本設として使用しない。
　4)見本施工
　　※しない・する(・設計図による　・　　)
　　見本施工とは、工事目的物のある部分を、その施工方法、取合い、出来ばえ等を確認するために、承認された施工図、施工計画書のとおりに施工することをいう。場所、仕様については、本設と同じとするが、見本施工は、原則として本設として使用しない。
　5)先行施工
　　※しない・する(・設計図による　・　　)
　　先行施工とは、工事目的物のある部分を、その施工方法、取合い、出来ばえ等を確認するために、他の同様部分の着手に先立って、承認された施工図、施工計画書のとおりに施工することをいう。先行施工された部分は、原則として本設として使用する。
f.総合図、施工図等、模型、モックアップ、見本等を監理者に提出するに当たっては、あらかじめ、それらの内容を設計図書等と十分照合し、それらが設計図書等に適合していることを確認する。
g.施工図調整担当者は、本工事に類似の工事での施工図調整経験が豊富な者とし、次により置く（作図のみの担当者は含まない）。ただし、次のいずれの場合であっても、着工後直ちに施工図調整体制を立ち上げ、その体制、運用、並びにコスト調整のタイミングとその方法等監理者と協議する。
　※受注者の判断と責任により、適切な者を必要な人数置く。
　・（　）名以上。原則として一級建築士の資格を有する者とし、本工事に専任とする。

1.2.4 付加 工事の記録

a.検査、試験又は設計図書等に定められた確認等を行った場合は、終了後速やかに記録を作成し、発注者又は監理者に提出する。
b.発注者又は監理者の検査（受注者の品質管理記録等の確認による検査を含む）又は施工、試験等への発注者又は監理者の立会いを受けた場合は、終了後速やかに記録を作成して発注者又は監理者に提出する。
c.工事写真は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領（平成31年版）」に準じて撮影、整理する。

1.2.6 追補 工事着手時及び工事期間中の提出書類

a.工事の着手、進行に当たり、発注者又は監理者に提出する書類の種別、内容、書式等は、「提出書類作成要領」による。

第3節　工事現場管理

1.3.1 付加 施工管理

a.監理者が監理方針書を提示した場合は、それに基づいて工事運営及び施工管理を行う。

1.3.3 電気保安技術者

a.電気保安技術者
　⊙適用する　・適用しない
[付加] b.建築物電力設備の電気主任技術者
　※発注者が選任又は不必要
　・受注者が工事中の必要な時期に選任し、その費用を負担する。期間は、（・完成引渡し　・受電　・　　　）までとする。

1.3.5 [付加] 施工条件

a.施工日、施工時間に関する条件は、契約書の記載によるほか、次による。
　1)設計図書等又は工事現場近隣の住民との間で交わされる工事に関する協定(以下、近隣協定という)に、作業内容、作業日、時間等についての定めがある場合は、それを遵守する。
　2)契約書及び設計図書等に施工日又は施工時間が定められてない場合で、日曜又は祝日に施工する場合は、あらかじめ理由を付した書面を発注者及び監理者に提出し、発注者の承認を受ける。
b.施工日、施工時間 以外の施工条件は、次による。
　※なし　⊙あり(意匠図の特記に準ずる)

1.3.7 付加 製造者及び専門工事業者の選定

a.機器・材料製造者及び専門工事業者は、設計図書等に記載されたものの中から選定し、選定届を監理者に提出する。
b.特別の理由により設計図書等に記載された機器・材料製造者や専門工事業者以外のものを選定する場合は、選定された機器・材料製造者や専門工事業者の能力、経歴等を証明する資料を監理者に提出し、発注者及び監理者の承認を受ける。
c.設計図書等に製造者名の記載がない機器、材料で、設計図書等に製造者の条件が示される場合は、これに適合する製造者を選定して、条件に適合することを証明する資料を監理者に提出し、監理者の承認を受ける。
d.設計図書等に専門工事業者名の記載がない工種について、設計図書等で「専門工事業者による」としている工種については、選定について監理者と協議する。

1.3.8 付加 施工中の安全確保

a.工事現場の運営・管理にあたり、感染症拡大防止対策に最大限の配慮を行う。
b.感染症拡大防止対策の具体的な事項は、国土交通省「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」などの最新版により定め、発注者及び監理者に報告する。

1.3.10 付加 災害等発生時の安全確保

a.災害、公害又は事故のおそれがある場合は、速やかに適切な処置を講じ、直ちにその経緯を発注者、建物管理者及び監理者に報告する。

1.3.12 発生材の処理等

a.引渡しを要するもの　※なし　・あり(　　　　　　)
b.特別管理産業廃棄物　※なし　・あり(　　　　　　)
　「あり」の場合の処理方法は、解体共仕［5.4.1］による。
[付加] c.汚染土壌　・なし　・あり(　　　　　　)
　・受注者が土壌調査を行う(　　　　)
　「あり」の場合の場所、数量　※設計図による　・
　「あり」の場合の処理方法　※設計図による　・
　「受注者が土壌調査を行う」の場合の対象範囲、調査方法等の詳細は、設計図による。
d.現場で再利用を図る発生材
　・
e.再資源化を図る発生材
　※建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）による特定建設資材廃棄物
　・

1.3.13 付加 養生

a.既存施設部分、工事目的物の施工済み部分等が汚損を受けた場合は、速やかに監理者に報告し、復旧方法について監理者と協議のうえ、復旧する。
b.工事施工に際し、既存施設部分を汚損した場合は、発注者及び監理者に報告し、補修方法、時期について発注者の承認を受けたうえで、原状に準じて補修、復旧する。

1.3.14 付加 後片付け

a.工事の完成に際し、次の事項は、1.6.1による「発注者検査」までに対応する。
　1)工事に伴い損傷を生じた既存の施設、工作物、樹木等は、原状に復旧する。
　2)工事目的物の施設又は設備の一部を工事用に使用した場合は、設計図書等の定める条件のとおりに復旧する。

1.3.15 追補 現場代理人、監理技術者等

a.工事の着手に先立ち、建設業法に基づき現場代理人及び有資格者である主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐等を選任する。
b.現場代理人、主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐の設置は、次による。
　1)現場代理人
　　※本工事現場に専任（常駐）とする現場代理人を置く
　　・他現場等との兼任を可とする現場代理人を置く
　2)監理技術者（監理技術者の設置が必要な工事の場合）
　　※本工事現場専任の監理技術者補佐の設置により、他現場との兼任を可とする
　　・本工事現場に専任（常駐）とする
　3)主任技術者又は監理技術者（監理技術者の設置を要しない工事の場合）
　　※本現場に専任かつ常駐とする　・他現場との兼任を可とする
　　・
c.現場代理人は、原則として電気主任技術者又は一級電気工事施工管理技士の資格を有する者とする。
d.現場代理人、主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐の有する工事経験等は次による。
　※同種、同規模の工事経験を有する
　・特に要しない
　・次の経験を要する（　　　　　　　）

1.3.16 追補 会議等

a.発注者及び監理者が指示する各種会議又は打合せに出席する。出席者については、監理者と協議のうえ選任する。また、会議場所、会議用機材、会議用資料を提供するなど、その開催に協力する。
b.特殊な技術を必要とする次の工事は、専門部会を設けて施工図や施工計画に関する技術的な検討を行い、検討結果を工事に反映する。専門部会には原則として、受注者の本社等の技術部門に属する専門家や専門工事業者の技術者を加える。
　・鉄骨　・カーテンウォール　・音響　・

着工	．．	．．	
竣工	．．	．．	
監理		．．	
		．．	
施工		．．	
		．．	

中村 俊一　一級建築士
高柳 慎太郎　一級建築士・設備一級建築士
藤井 匡輔　建築設備士
坂本 和也
岸　克己　意見を聴いた建築設備士

日建設計　21.08.10

山梨県立中央病院
本館東側増築工事

電気設備特記仕様書(1)　A1:-　A3:-

電　（通し番号　1）　1 －1

No. Ｊ－200458－Ａ

'17.07.01改訂 仕様書委員会 作成

780×570

c.前 a、b 号の会議又は打合せを行った場合は、終了後速やかに記録を作成し、監理者に提出する。
d.定例会議等において、予定されている作業内容、スケジュール及び予測される事故とその予防策等について、発注者及び監理者の確認を受け、その内容を工事関係者に周知徹底する。

1.3.17 追補 識別
a.機器、材料、製品等の誤用、混用を防止するための識別管理を行う。また、検査、試験の実施状況、不適合製品についても識別管理する。
b.識別管理が必要な対象と管理の方法について、あらかじめ監理者に報告する。

1.3.18 追補 トレーサビリティ
a.工事目的物に組み込まれた機器、材料、施工等について、その履歴、使用又は所在をたどるためにトレーサビリティ管理を行い、その記録を監理者に提出する。
b.トレーサビリティ管理の対象は、受注者等の仕様によるほか、設計図書等及び次の1)に定めのあるものについて実施する。
具体的な対象項目と管理方法については、あらかじめ監理者と協議のうえ定める。
1)※鉄筋 ※生コン ※鉄骨 ※カーテンウォール(ガラスを含む) ・免震部材
・ガラス ・

1.3.19 追補 測定機器及びモニタリング機器の管理
a.検査、測定、試験等の測定及びモニタリングに使用する計測用機器等は、適切な精度のものを用いる。
b.前 a 号に該当する機器は、適正に維持、管理、校正し、その計画は当該試験等の計画書に記載するとともに、記録はその報告書に記載する。
c.監視及び測定に使用する機器が、公的試験所又はこれに準ずる試験所の管理の下にある場合は、前 a 号による管理方法の報告及び前 b 号による記録の提出を省略することができる。

第4節 機器及び材料

1.4.1 付加 環境への配慮
a.トルエン、キシレン等厚生労働省指針値の揮発性有機化合物含有量調査のため、揮発性材料及び監理者の指示する材料について、安全データシート(SDS)、放散量測定報告を事前に監理者に提出する。
b.工事に使用する材料は、石綿を含有しないもの(含有率＝0%)とする。
c.前b号に関連して、耐火材、板状製品、床材等及び監理者の指示する材料については、安全データシート(SDS)を事前に監理者に提出する。

1.4.2 [付加] 機材の品質等
a.設計図書等が準拠した日本産業規格(以下、JISという)、日本農林規格(以下、JASという)、その他規格類、官公署及び電力、ガス、水道等の供給会社の各種規格等は、原則として工事請負契約時の最新のものを適用する。
[付加] b.機器、材料に関する設計図書等の記載に「同等」「程度」等とある場合は、選定された機器、材料が所定の品質及び性能を有することの証明となる資料を監理者に提出し、監理者の承認を受ける。
[付加] c.設計図書等において指定された機器、材料が入手困難な場合は、前 b 号により監理者の承認を受けたうえで、それと同等以上の品質、性能を有する代替品を使用することができる。
[付加] d.共仕[1.4.2](2)及び前 b 号において、建築材料･設備機材等品質性能評価事業及び公共住宅用資機材品質性能評価事業の確認を受けた機器、材料については、当該評価書の写しを“品質及び性能を有することの証明となる資料”とみなす。
[置換] e. 共仕［1.4.2］（４）を、次に読み替える
(4)材料の色、柄等については、発注者及び設計者の指示を受ける。
[置換] f.共仕[1.4.2](5)を、次に読み替える。
(5)設計図書等に定められた材料の見本を提出又は提示する。材質、仕上げの程度、色合、柄等については、あらかじめ発注者及び設計者に確認を受け、発注者又は監理者の承認を受ける。
[付加] g.JIS-Q-17050-1(JIS-Q-1000)による自己適合宣言をつけられた機器、材料、製品は、JISのマーク表示のあるものとはみなさない。
[付加] h.材料、製品、機器類の色合いに関する見本塗板作成に際し、各製造者等への色調指示用の色見本帳として、次を準備する。
※日建設計「基準色2010」 （※切取判 1冊 ・小型判 冊）
※日本塗料工業会「塗料用標準色 最新版」（ワイド版 1冊
[付加] i.機器本体又はその構成部品が電気用品(電線類、ヒューズ類、配線器具、ブレーカー、変器、電動機、電熱器等)に該当する場合はPSE表示のあるものとする。

1.4.4 [付加] (電気)1.4.5(機械) 機材の検査等
a.機器、材料を現場に搬入した時点、あるいは必要に応じて製作工場における機器、材料の製造又は組立が完了した時点で、種別ごとに自主検査を行い、検査記録を監理者に提出する。
[付加] b.量産品あるいは標準品で実測値等が整備されているものは、性能表又は能力計算書等性能の証明となるものの確認をもって前 a 号の検査とすることができる。
[付加] c.配線、配管、小型器具、雑材料その他の軽微なものは、こん包等の表示による材質、呼称寸法等の確認をもって前 a 号の検査とすることができる。
[付加] d.発注者又は監理者が指示する機器、材料の自主検査には、発注者又は監理者の立会いを受ける。
[付加] e.設計図書等に発注者の検査又は監理者の検査の定めがある場合、前 a 号の検査に合格後、検査記録を提出し、監理者の立会いのもとに発注者の検査又は監理者の検査を受ける。なお、これらの検査に必要な資機材、労務等を提供する。
[付加] f.機器、材料、製品等に対する監理者の検査を海外において受けなければならない場合には、それに必要な、発注者及び監理者の交通費、宿泊費等の実費は、受注者がこれを負担する。
1)人数（1回あたり）
発注者（ ）名 監理者（ ）名
2)グレード
航空機（ ）クラス ホテル（ ）クラス 以上

1.4.5 [付加] (電気)1.4.6(機械) 機材の検査に伴う試験
a.機器、材料の試験及び施工検査に伴う試験は、次の場合に行う。
1)設計図書等に定められた場合
2)試験によらなければ、設計図書等に定める品質又は性能、機能に適合することが証明できない場合
[付加] b.前 a 号の試験の結果に疑義が生じた場合は、監理者と協議する。
[付加] c.供試体の製作要領は、設計図書等の定めによる。定めがない場合は、試験方法に基づいた適切なものを受注者が提案し、監理者の確認を受ける。
[置換] d.共仕[1.4.5](3)を、次に読み替える。
(3)試験は、原則として、監理者の立会いを受けて行う。ただし、公的試験所又はこれに準ずる試験所で行う場合、あるいはあらかじめ監理者の承認を受けた場合は、この限りでない。なお、監理者の立会いに必要な資機材、労務等を提供する。

1.4.6 [付加] (電気)1.4.7(機械) 機材の保管
a.現場に搬入した機材のうち、破損や変質等により工事に使用することが適当でないものは、この工事に使用しない。

1.4.7 付加 (電気)1.4.8(機械) 支給材料・貸与品
a.支給材料、貸与品
※なし ・あり( )
b.支給材料、貸与品の引渡しに際しては、その種別、数量、破損等の不具合の有無及び発注者が行った検査又は試験の結果を確認のうえ、受け入れる。
c.支給材料、貸与品について、工事契約の定めにより受注者等が品質確認検査又は試験を実施する場合は、次による。
種別：( ) 試験方法等：( )
d.当該工事の施工後、支給材料の使用箇所、数量及び残量を監理者に報告し、残材の処置方法について監理者の指示を受ける。

1.4.8 追補 (電気) 1.4.9(機械) 機材の検査に伴う不適合の管理、是正処置
a.検査、試験等により不合格となった機器、材料等については、その処置の手順をあらかじめ定め、それにより管理する。
b.不適合製品の処置において、規定の品質に合致しないが、特定の逸脱範囲内にあるものを限られた部位、数量について使用する場合(特別採用という)は、発注者及び監理者の承認を受ける。
c.発生した不適合製品について、同一場所又は同様の場所における再発を防止するため、不適合の原因を除去する是正処置を講ずる。品質に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの、又は発注者及び監理者の指示するものは是正処置の方法については、あらかじめ発注者及び監理者に報告する。

1.4.9 追補 (電気) 1.4.10(機械) 海外調達
a.海外製の機器、材料、製品等を使用する場合は、あらかじめそれらが日本国の関係法令に適合し、設計図書等に定められた品質、性能を有していることを証明する資料を監理者に提出し、監理者の承認を受ける。
b.消耗品、支給材料又は貸与品及び設計図書等に海外製品としての仕様が明記されている場合、及び機器、製品において、国内の製造者が、海外製の部品等を使用して国内製品として組立販売又は取扱いをし、補修、定期点検等のアフターサービスができる体制にある場合は、海外製とは見なさない。
c.海外製の機器、材料、製品等を使用する場合は、完成引渡し後、通常の維持管理条件下で発生した不具合は受注者の責任において対応する。この場合の保証期間は次のとおりとする。
1)設備機器、設備システム等(システム構成素材、部品を含む)
■)保証期間5年とする。仕様書規定性能の保証は騒音レベル等の付帯的与条件を含む。ただし、性能、品質安定性に関する不具合の発現率が、機器台数又は部品数量の5%を超えた場合は、全数を保証対象とし、保証期間5年を追加延伸し、合計10年とする。
■)維持管理、補修、定期点検等のアフターサービスについては、修理、部品交換の対応可能期間、取替え部品の対応可能期間は10年とする。
2)設備機器以外の製品等
■)保証期間10年とする。
■)維持管理、補修、定期点検等のアフターサービスについては、修理、部品交換の対応可能期間、取替え部品の対応可能期間は10年以上とする。
3)素材、材料等
■)基本素材性能等の仕様の保証期間は10年とする。ただし、素材性能、品質安定性に関する不具合の発現率が5%を超えた場合は、全数を保証対象とし、保証期間5年を追加延伸し、合計15年とする。
■)修理、取替え材料の対応可能期間は10年とする。
d.設計図書等に指定された海外製の機器、材料、製品等が所定の品質、性能に適合しないと認められる場合、又は前 c 号の保証に耐えるものではないと認められる場合は、速やかに監理者と協議し、代替品等の処置につき監理者の指示に従う。

第5節 施工

1.5.1 付加 施工
a.建築工事や機械設備工事で、配線敷設や配線接続その他の電気工事が含まれる工事の施工は、「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」による。

1.5.2 付加 (電気) 1.5.3(機械) 一工程の施工の確認及び報告
a.自主検査における確認項目及び検査記録の書式については、あらかじめ監理者と協議のうえ決定する。
b.工種ごとの施工が終了したときは、設計図書等の定め又は監理者の指示がある場合、その施工についての報告書を監理者に提出する。
c.電気工事を含む工種では、「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」に基づいて配線敷設や接続等が行われたことを確認した検査記録を、監理者に提出する。
d.課金計量を行う回路は、誤結線がないか全数自主検査を行う。その内容は次による。
1)配線の確認は、作業対象となる回路の遮断器を操作し、施工図で配線された対象の機器の電源が停止することを確認する。対象外の機器の電源が停止しないことも同時に確認する。(1.3.18 トレーサビリティの項目対象)
2)配線の確認は、施工図及び盤回路図を使用して、対象部位ごとにチェックを行い、竣工後に配線確認を行った履歴が残るように、使用した施工図、盤回路図を記録として全数保管する。記録には、確認日、記録者名を記載する。
3)課金計量対象が無負荷の場合は、電熱器等の設置をし、仮設機器で確認する。

1.5.3 付加 (電気) 1.5.4(機械) 施工の検査等
a.共仕[1.5.4]による施工の確認(自主検査)に合格後、検査記録を監理者に提出し、発注者又は監理者の施工の検査を受ける。なお、検査に必要な資機材及び労務等を提供する。
b.発注者又は監理者による検査の結果、工事用図書のとおりに実施されていないこと及び工事用図書に示された性能が満たされていないことが認められ、修補又は改造を行った箇所は、発注者又は監理者の再検査を受ける。
c.自主中間検査
※受注者の判断、社内規定等により、必要に応じて行う
・次により行う
契約内容の履行を確実なものにするために、監理者の指示する時期に、受注者の本社等の検査要員（現場関係者を除く）による自主中間検査を行い、関係法令又は設計図書等に適合しない箇所等がある場合は、速やかに修補又は改造を行ったうえで、監理者に報告する。

1.5.5 [置換] (電気) 1.5.6(機械) 施工の立会い
a.共仕[1.5.7](1)を、次に読み替える。
(1)設計図書等に定められた場合及び監理者の指示を受けた場合の施工は、監理者の立会いを受ける。この際、適切な時期に監理者に対して立会いの請求を行うものとし、立会いの日時について監理者の指示を受ける。なお、発注者の指示により、発注者が立ち会うことがある。
[付加] b.監理者が指示した場合には、監理者の立会いに代えて工事写真等の記録を整理して監理者に提出し、監理者の確認を受ける。

1.5.7 付加 (電気) 1.5.8(機械) 化学物質の濃度測定
a.建築物の室内空気中に含まれる揮発性有機化学物質等の濃度測定は、電気は第1編一般事項第2章共通工事第12節、機械は第2編共通工事第1章一般事項第4節による。
b.測定対象化学物質、測定方法、測定対象室及び測定箇所数は、電気は第1編一般事項第2章共通工事第12節、機械は第2編共通工事第1章一般事項第4節による。
c.施工中における接着剤等の有機溶剤や使用材料相互の干渉による臭気について、発生のおそれのある場合は、事前に臭気測定計画書を監理者に提出のうえ、施工中の必要な時期に監理者の立会いのもと測定を行い、その結果を発注者、建物管理者及び監理者に報告する。
測定方法は、携帯型臭いセンサーによる簡易測定程度とし、測定箇所数及び判定基準は、次による。
測定箇所数 ※各対象室の中央部1箇所 ・
判定基準(6段階表示法による臭気強度) ・1.0以下 ※2.0以下 ・

1.5.8 追補 (電気) 1.5.9(機械) 工法等の選定
a.設計図書等に記載のない施工の手段、手法については、受注者が決定し、その内容を監理者に報告する。ただし、これによる工事費の追加や工期の延伸は認められない。
b.関係法令等により特定の基準によって施工することが定められている場合は、これに従う。

1.5.9 追補 (電気) 1.5.10(機械) プロセスの妥当性確認
a.事後の検査、試験では結果が十分に検証できない工程については、認定された者が認定された設備を使用して、定められた方法及び手順により作業を行い、その工程を監視、管理し、記録を監理者に報告する。
b.前 a 号の対象となる工程は、鉄筋の圧接、鉄骨の溶接のほか、完成後隠べい部となる耐火被覆や防火区画部の処理、カーテンウォールファスナー、天井内耐震ブレース等の固定部等、建築物の性能に重大な影響を及ぼすおそれがあるものが該当し、対象となる工程を要員、設備、方法、手順、管理及び記録の方法と併せて、あらかじめ監理者と協議のうえ定める。
c.記録は、確認チェックのみではなく、形状寸法の測定結果及び写真等により、確認した内容が把握できるものとする。

1.5.10 追補 (電気) 1.5.11(機械) 施工の検査に伴う不適合の管理、是正処置
a.施工の検査に伴う不適合の管理、是正処置は、1.4.8に準じて行う。

第6節 完成、検査

1.6.1 [付加] 完成、検査
a.この工事の完了に当たり発注者に求める検査を「発注者検査」といい、この検査を発注者に求めるときは、次の1)から4)までに示す要件を満たすものとする。
1)工事用図書に適合していることを確認し、すべての工事が完了している。
2)発注者及び、設計者及び監理者からの指示を受けた事項がすべて完了している。
3)特仕[1.6.1] c.から i.の各種検査及び検査結果に基づく必要な修補等がすべて完了している。
4)設計図書等に定められた、工事完成時の提出図書の整備がすべて完了している。ただし、設計図書の定め又は発注者及び監理者の承認を受けて後日提出とするものを除く。
[置換] b.契約図書に規定する部分引渡しに係る工事の完了により、発注者に対して監理者の立会いのもとに検査を求めるときは、部分引渡しに係る工事について、前 a 号の1)から4)までの要件を満たすものとする。ただし、特仕[1.6.1]f.の検査の時期は、監理者と協議し、工事完成時の提出図書の範囲は、発注者及び監理者と協議する。
[付加] c.工事の完成に当たって、受注者等の自主検査を行ったうえで、受注者の本社等の検査員(現場関係者を除く)による「自主検査」を行う。自主検査に先立ち、自主検査計画書を監理者に提出する。検査の結果は、関係法令又は工事用図書に適合しない箇所等がある場合は、速やかに補正を行ったうえで、監理者に報告する。なお、自主検査報告書作成については「提出書類作成要領」による。
[付加] d.前 c 号の報告ののち、監理者による「監理者竣工検査」を受ける。
[付加] e.前号の検査の結果、修補又は改造が必要であると指摘された箇所がある場合は、監理者の指示により速やかに修補又は改造し、監理者の再検査を受けるとともに、官公署その他関係機関に対し必要な手続を行う。
[付加] f.前 c、d、e 号の各検査により、すべての工事が完了していること、及び設計図書等と契約条件並びに関係法令等の規定に適合していることが確認されたのち、監理者の本社等の検査員(現場組織関係者を除く)による「完成検査」を受ける。
[付加] g.前 f 号の検査の結果、修補又は改造が必要であると指摘された箇所がある場合は、監理者の指示により速やかに修補又は改造し、監理者の再検査を受ける。
[付加] h.完成時の諸検査の日程、方法については、関連工事との調整を行い、必要により関連工事の受注者等同席のうえ、協同して検査を受ける。
[付加] i.工事の完成に際し、すべての機器及び装置について、原則として稼働確認、試運転調整を完了した状態で、受注者等による次の検査、試験を行う。また、検査結果について報告書を監理者に提出し、監理者竣工検査を受ける。
1)外観検査(出来形検査)
目視、聴音又は手で触るなどにより、各機器、装置が設計図書等に示す構造、材料、安全、耐久、保守、衛生等についての要求に合致することを確認する。
2)個別性能機能検査:
次により各機器及び各装置の個別の性能、機能を設計図書等と照合し、その適合性を確認する。
イ.機能検査:運転、作動状態での試験に先立ち、稼働、通水、通気、通電等の試験を行う。次に各機器、装置の単体の動作試験を行い、運転状態及び各種動作が正常であることを確認する。
ロ.性能検査:各機器、装置の単体での性能が、設計図書等に定められた流量、圧力、温度、電圧、電流、稼働力等と合致することを確認する。
ハ.水質検査:飲料水は、水道法施行規則による水質基準に適合することを確認する。雑用水は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に規定される建築物環境衛生管理基準に適合することを確認する。
3)総合性能機能検査
複数の工種にまたがって性能、機能を発揮する機器、装置について、関連工事の受注者と協同して総合的な性能機能検査を行い、その適合性を確認する。主な確認項目は、次による。なお、検査に先立ち検査計画書を作成し、監理者の承認を受ける。
※全停電・復電総合検査（検査の要領等は、「提出書類作成要領・受注者検査要領」による。）
※防災総合検査
※タンク、水槽関連総合検査(設備工事のみ)
※自動制御総合検査(設備工事のみ)
※中央監視盤総合検査
※総合運転による騒音、振動検査
※完成時の室内環境測定
※セキュリティシステム検査
※そのほか、発注者及び監理者の指示する検査
なお、防災総合検査、全停電・復電総合検査を実施する場合は、各総合検査完了後に行う。
4)設計図書等に定める環境下における設備機器の性能、機能、室内環境の検査
設備機器の性能、機能、室内環境について、夏季及び冬季の各気象条件が設計条件に近い日における測定結果が、それぞれ満足していることを確認する。建築物の完成時期等により発注者への引渡しまでに実施できない場合は、発注者及び監理者の承認を受け、1.7.9による完成後の性能機能検査として実施する。
5)BEMS(ビルエネルギー管理システム)、FMS(ファシリティ管理システム)等の機能検査管理システムが設計図書等の仕様のとおりに機能することを確認する。
6)自然換気システムの作動確認、取扱い説明及び自然換気性能の確認
自然換気システムの作動確認を行う。風速、降雨等による制御を行うシステムの場合は、所定の条件で作動することを確認する。また、建築物利用者向けの自然換気利用取扱い説明書を作成し、説明のうえ発注者及び建物管理者に提出する。
なお、自然換気性能の確認は、次による。
※行わない ・下記により行う
イ.確認内容 風量測定及びその結果に基づく定量的評価を行う
ロ.確認時期 測定は、原則として工事完成前とする。やむを得ず竣工引渡し後となる場合は、発注者及び監理者の承認を受け、実施日については、発注者及び建物管理者と協議する。
ハ.事前準備 （※中間期 ・年間）における現場付近の風向、風速を測定する。
ニ.測定方法 ※CO2濃度計測器方式 ・圧力差方式 ・トレーサーガス方式
・その他（ ）
ホ.測定箇所 各階（ ）箇所 計（ ）箇所
ヘ.測定日数 （ ）日
ト.定量的評価 上記測定を元に、自然換気による年間エネルギー削減量を算出する。
チ.その他 測定に先立ち、測定方法を記載した自然換気性能機能検査計画書を作成して監理者に提出し、承認を受ける。測定及び評価後は、報告書にまとめ、発注者及び監理者に提出する。
7)模擬負荷による冷暖房機能検査
※行わない ・下記により行う
冷房・暖房機能について、関連機器及び各装置の性能、機能を設計図書等と照合し、設計条件相当の負荷(模擬負荷)による測定を行い、その適合性を確認する。測定要領は、機械（空調）設備設計図による。
イ.冷房性能測定 対象室:( )
ロ.暖房性能測定 対象室:( )
なお、模擬負荷は、電気ヒーター、ストーブ等を想定。

1.6.2 置換 法定検査
a.共仕[1.6.2]を、次に読み替える。
(1)建築基準法第7条から同法7条の4までに定められる検査その他設計図書等に定める法令上必要とされる関係機関による検査のうち、発注者が申請者となっているものの検査に先立つ適切な時期に、工事の内容が設計図書等（計画変更確認申請まか、変更の協議や申請が行われた場合は、確認済みの図書を含む）のとおりに実施されていることを確認して、監理者の検査を受ける。
(2)(1)の検査に合格したのち、監理者の立会いのもとに発注者の検査を求め、これを受ける。
(3)発注者が受ける法定検査に監理者とともに立ち会い、検査の記録を作成する。また、検査の申請に必要な工事関連書類作成及び資料提供のほか、検査に必要な資機材や労務を提供するなど受検に協力する。
(4)(1)の検査又は法定検査に合格しないときは、修補、改造その他必要な処置を行う。これらの処置への対応は、工事約款の定めによる。

1.6.4 追補 部分使用
a.工事中に工事目的物の一部を発注者が使用する「部分使用」がある場合は、当該部分について、共仕[1.5.5]に定める監理者による施工の検査、1.6.1項及び1.6.2項に準じた諸検査を受ける。部分使用に関して必要な官公署その他への手続については、発注者に協力する。

第7節 完成図等

1.7.1 [付加] 完成時の提出図書
a.工事完成時の提出図書は、次による。
※完成図
※保全に関する資料
※竣工写真
※施工図
※以下の1.7.1 c.1)による ・
※施工計画書等
※以下の1.7.1 c.1)による ・
※その他「提出書類作成要領」に示す図書
・竣工パンフレット 発注者用 部、監理者用 部
竣工パンフレットは、竣工写真及び建築物概要、設計コンセプト等を記載したもので、体裁、内容等は監理者の指示による。本数は、監理者の指示がない場合は、A4判2つ折りカラーオフセット印刷とする。提出時期は、発注者との協議による。
・
[付加] b.工事完成時に提出する図書類の種別、内容、書式、提出部数等は、「提出書類作成要領」による。
[付加] c.工事関係図書を整理のうえ、各1部を次により発注者及び監理者に提出するとともに、工事完成引渡し後も自ら保管する。ただし、NS-CASTの運用により提出及び保管済みのケースで、発注者への提出が必要な場合は、監理者を介して行うものとする。
1)提出、保管する工事関係図書
※施工図等
（※すべて ・監理者の指示する施工図等 ・ ）
※施工計画書、施工要領書、試験計画書
（※すべて ・監理者の指示する施工計画書等 ・ ）
※検査記録
（工事中のすべての受注者等、監理者、官公署による検査等の記録を含む）
※施工報告書、試験報告書
※工事写真
※会議記録、打合せ記録
※タイル先付けPC及び石先付けPCの製作・施工記録、試験・検査の記録及びタイル補修張りの記録
※各種計算書（設備関連、耐震関連、耐風圧関連等）
・
2)提出・保管媒体
※デジタルデータ(PDF、TIFF等) ・原本( ) ・
[付加] d.前 a、c 号により発注者に提出された図書等の著作権にかかわる当該建築物に限定する使用権は、発注者に無償で委譲するものとする。

1.7.2 付加 完成図
a.完成図は、完成した工事目的物に関する情報を整理、記録し、完成時の状態を表現したものであり、工事目的物の維持保全及び将来の改修、増改築等のための基本情報として使用することを目的として作成する。

着工	. .	. .	
竣工	. .	. .	
監理		. .	
		. .	
施工		. .	
		. .	

中村 俊一 一級建築士
高柳 慎太郎 一級建築士・設備一級建築士
藤井 匡輔 建築設備士
坂本 和也
岸 克己 意見を聴いた建築設備士

日建設計
21.08.10

山梨県立中央病院
本館東側増築工事

電気設備特記仕様書(2) A1:- A3:-

(通し番号 2)
1 －2

No. J －200458－A

780×570

b.完成図は、監理者の確認を受けた後、工事目的物の完成時に、発注者及び監理者に提出する。
c.完成図の種類は次により、記載内容は、設計図面に準ずる。
・共仕［表1.7.1］による。
※「提出書類作成要領」[3章](工事完成時に提出する書類)による。また「特記仕様書」等の記載項目は省略しない。このうち、完成図とする主要な詳細図等は、次による。
建築意匠図：・階段詳細図 ・平面詳細図 ・断面詳細図 ・展開図
・各部詳細図(標準詳細図を含む) ・天井伏図 ・天井耐震部材
・建具表 ・建具符号図 ・外構詳細図 ・植栽図 ・
建築構造図：・構造関連詳細図 ・
設備図 ：※設計図面に準拠して作成する ・
※完成図に添えて、次を提出する。
※防火区画図、排煙区画図
・各種防災設備ブロット図
・防耐火構造種別図、同構造詳細図(大臣認定証の写し等)
・建築基準法12条5項の報告に必要な各種図面
・構造積載荷重範囲図
・設備更新時の搬出入計画図
・
[置換] d.共仕[1.7.2(2)]を次に読み替える。
(2)完成図の様式、サイズ、体裁、提出部数等は、「提出書類作成要領」によるとともに、次による。原図及び電子媒体の各1部は設計者用とし、監理者を通じて発注者に提出する。

種類	サイズ	製本等の体裁	紙質等	部数	備考
原図	A1判	－	トレーシングペーパー	1	3つ折り図面ケース入り
製本1	A1判	2つ折り製本	普通紙	1	表紙及び背表紙にタイトル入り
製本2	A3判(縮小)	2つ折り製本	普通紙	2	表紙及び背表紙にタイトル入り
製本3	A1判	A4判折込み製本	普通紙	-	黒表紙銀文字製本
原図のCADデータ	－	電子媒体(CD-R、DVD-R等)	－	2	媒体にタイトル印刷
原図のPDFデータ	－	電子媒体(CD-R、DVD-R等)	－	2	媒体にタイトル印刷

1)原図及び製本用紙への印刷は、原則としてそれぞれCAD出力プリントとする。
2)CADデータのファイル形式はdwgとし、作成要領は、監理者の指示による。

e.完成図は、施工中の変更点を網羅し完成の姿を正確に表示する。
f.貸室等で、工事目的物の完成後に、テナント工事等の別途工事により出来形が変わる場合で、次に示すものは、工事目的物の完成状態を示す完成図と別途工事完了後の状態を示す完成図の両方を作成する。
・適用する(範囲：)
※適用しない
g.実際の施工に使用した仕上げ材料の製造者、品名、品番、色番等のデータは、完成図仕上表の備考欄に記載する。

1.7.3 付加 保全に関する資料
a.共仕[1.7.3(1)(ア)～(オ)]に示すほか、保全に関する資料として、次のものを監理者の確認を受けたのち、発注者に提出する。
※保証書(原本)
※保守及び緊急連絡先
※機器類操作点検等取扱い引継ぎ書
※監理者の指示する機器完成図
※敷地境界立会い記録
※地中仮設残存物記録
※設備関係測定報告書
・保全マニュアル
・長期修繕計画書
・
b.保全に関する資料の部数等は、「提出書類作成要領」による。
c.次に該当する建築物部位、設備、部品等については、建築物等の利用、維持管理、保全に関する説明書及び機器取扱い説明書を作成し、監理者の確認を受けたのち発注者に提出し、発注者又は発注者の指定する建物管理者等に対して取扱い説明を行う。取扱い説明が完了した場合は、その記録を添えて監理者に報告する。
1)特殊な操作を必要とするもの
2)特殊な手入れを必要とするもの
3)使用上、保全上特別な注意を必要とするもの
4)専門工事業者への保全管理委託を必要とするもの
5)定期的に状態や機能を点検する必要があるもの
6)経年劣化等により更新、取替え等が必要なもの
7)その他、事故、早期の損耗や劣化等を避けるために必要と思われるもの

1.7.4 付加 図書の保管
a.1.7.1(e)号により受注者が保管する工事関係図書の保管期限(工事完成引渡し日から起算)は、次による。
※15年 ・

1.7.5 追補 (電気) 1.7.7(機械) 竣工写真
a.竣工写真の提出は、次によるほか、「提出書類作成要領」による。
1)提出写真カット数 外観(4) 室内(8) 部空写真(1)
2)カラープリント提出部数等

区分	提出先	装丁及び写真のサイズ等	提出部数
⊙アルバム1	発注者	※フォトブック形式 ・台紙アルバム形式	1
⊙アルバム2	監理者	※フォトブック形式 ・台紙アルバム形式	1

注)1.フォトブックは下記程度とし、表紙のデザイン、写真のサイズ、レイアウト等詳細は、発注者及び監理者と協議する。その他詳細は「提出書類作成要領」による。
サイズ ：※内面260mm×260mm ・
装丁 ：※ハードカバータイプ フルフラット製本
紙質等 ：※シルク紙高画質印刷 ・印画紙 ・
参考 ：エスエス企画 建築写真PRO26スクエア 程度
2.フォトブック形式のアルバムを作成した場合は、フォトブックのPDFデータ(高品質、200pixel/inch以上)も提出する。(発注者用 1部、監理者用 1部)
3.台紙アルバム形式の詳細は、「提出書類作成要領」による。

b.竣工写真のデジタル画像データ等は、次による。
1)提出部数 2部 (発注者提出用 1部、監理者提出用 1部)
2)解像度 キヤビネ判フルカラー400dpi(長辺方向2,600pixel)以上
フォトブックの体裁にかかわらず、データはキヤビネ版サイズのものとする。また、提出するデータにおいて、各画像が横向きとならないようにする。
3)ファイル形式 ※TIFF(圧縮 LZW) ・JPG(圧縮 最高画質)
4)カラーモード RGB
5)記録媒体 CD-R、DVD-R等
フォルダ形式及びファイル名は、監理者の指示による。
6)その他 通し番号と標題及び各写真の撮影者を記した写真一覧表のExcel等のデータを添付する。やむを得ず画像データが上記仕様を満たすことができない場合は、画像データのほか、キヤビネ版カラープリントによるパラ写真全数(1部)を監理者に提出する。
c.撮影者は、次による。
※監理者の承認する撮影者 ・建築写真専門家(監理者と協議のうえ選定)
d.撮影時期その他の撮影条件は、次による。
・

1.7.6 追補 (電気) 1.7.8(機械) 鍵合わせ等
a.鍵合わせ、各種計量器確認等を行う。その日程、方法は、監理者と協議のうえ決定する。発注者及び監理者の立会いについては、監理者の指示による。
b.鍵の提出に当たっては、鍵に整理札を付け、それに整合した建具配置図及び鍵明細書とともに、鍵箱に整理、収納して発注者に提出する。必要により設備関係、操作ボックス関係の鍵類も併せて収納する。
c.鍵箱の仕様 ※必要本数を収納できる市販品程度 ・

1.7.7 追補 (電気) 1.7.9(機械) 引渡し
a.1.6.1による「発注者検査」終了後、設計図書等に定める各種の図書類、物品又はこれに代わる目録を添えて、発注者に工事目的物を引き渡す。なお、引渡しは監理者の立会いのもとに行う。
b.工事目的物の引渡しに際して提出する予備材料、備品、工具等は、次による。
・

1.7.9 追補 (電気) 1.7.11(機械) 完成引渡し後の検査及び調査
a.完成引渡し後でなければできない受注者の検査等で、必要により監理者の指示する事項については、契約不適合責任期間内の監理者の指示する時期に検査、測定、調査等を行い、その結果を発注者、建物管理者及び監理者に報告する。
b.建築物の完成時期等により、工事完成までに確認できない設備機器の能力及び室内環境等については、完成後の性能機能検査として完成引渡し後1年以内の夏季及び冬季で気象条件等が設計条件に近い日に測定し、設計図書等に定める性能、機能、室内環境との適合性を確認する。竣工までに完成後の性能機能検査の項目と方法、検査スケジュール、検査体制を記載した完成後の性能機能検査計画書を作成し、発注者、建物管理者及び監理者に提出して承認を受け、竣工引継ぎ書に添付する。完成後の性能機能検査実施後は測定報告書を速やかに作成し、発注者又は監理者に提出する。
c.工事目的物の完成引渡し後、設備機器等についての1年間の運転実績を測定、調査し、その結果を整理、考察のうえ、発注者、建物管理者及び監理者に報告する。本号の適用は、次による。
※行わない
・次の項目について行う
・年間一次エネルギー消費量
・年間電力消費量と内訳
・年間ガス消費量と内訳
・年間油消費量と内訳
・年間給水量と内訳
・新技術導入の効果( )
・その他( )

第8節 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく対応等 追補

1.8.1 一般事項及び適用範囲
a.本工事においては、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」(平成27年法律第53号)(以下建築物省エネ法という)に基づき、建築物のエネルギー消費性能基準(以下、省エネ基準という)への適合を図る。
b.建築物省エネ法に係る本工事の該当区分は、次による。
・適合義務(適合性判定)を要する特定建築物 ・届出対象建築物 ・該当なし
c.適合義務を要する特定建築物に該当する場合は、工事完了時の完了検査申請書に添付する「省エネ基準に係る工事監理の実施状況に関する報告書(省エネ基準工事監理報告書)」に必要な書類等の作成に協力する。

1.8.2 施工計画書
a.設計図書に示された省エネ基準に係る建築材料や設備の施工に先立ち、施工計画書を作成して監理者に提出する。
b.施工計画書には、省エネ基準に係るすべての材料、製品、機器等の仕様及び施工要領を記載する。

1.8.3 工事の検査、報告及び記録等
a.設計図書に示された省エネ基準に係る建築材料や設備の性能、仕様等のとおりに工事が実施されていることを自主検査により確認し、検査報告書を作成して監理者に提出する。
b.検査報告書には、使用した材料、製品、機器等の製造者、仕様、性能等が示された証明書、納入仕様書等を添付する。
c.具体的な自主検査及び確認の方法や、報告書の書式等については、監理者の指示による。

3.3 電気設備工事特記仕様書

第1編 一般共通事項 (電気)

第2章 共通工事 (電気)

第1節 仮設工事
2.1.1 一般事項
a.監理者事務所等
⊙設ける

第10節 インサート
2.10.2 材料 [付加]
a.アンカー金物の品質は次による。
1)基礎ボルトは、JIS B 1178による。
2)インサート金物は、鋼製又は鋳鋼製で錆止め処理を施したものとする。ただし、暗きょ(床下ピット、トレンチ等)、多湿箇所、免震層等ではステンレス製とする。
3)水湿及び腐食のおそれのある部分に使用するアンカー金物は、ステンレス製(SUS304又はSUS316)又は溶融亜鉛めっき(付着量350g/m²以上)を施したものとする。

第11節 あと施工アンカー 追補

2.11.1 あと施工アンカー
a.原則としてあと施工アンカーは使用しない。
b.使用する場合には、工事の着手に先立ち施工計画書を作成し、監理者の承認を受ける。耐震計算書と施工状況を照合し、自主検査記録書を作成し監理者に提出する。
c.あと施工アンカーの性能試験及び施工後確認試験は、監理者と協議する。
d.あと施工アンカーの施工管理には、工事内容に相応した施工の指導を行う施工管理技術者を置く。受注者は、日本建築あと施工アンカー協会の資格を有する者か、又はあと施工アンカーについて十分習熟し、かつ十分な技能及び経験を有する者が施工を行う。
e.あと施工アンカーの適用は、以下のとおりとする。
1)あと施工アンカーの選定は、日本建築センター「建築設備耐震設計・施工指針」2014年版、空気調和・衛生工学会「建築設備用あと施工アンカー SHASE-S 012」に準拠するとともに、日本建築あと施工アンカー協会(JCAA)の認証品を使用する。また、選定したあと施工アンカー製造者による実技講習会を開催し、受注者は使用するあと施工アンカーの製品知識と十分な技能を習得し施工する。また、許容引抜荷重の計算では、第一種、第二種軽量コンクリートが使用される場合は、一割程度将度為る選定を行う。
2)あと施工金属拡張アンカーは、おねじ型(スリーブ打込み式、ウェッジ式)とする。やむを得ずめねじ型を使用する場合は、内部コーン打込み式とし、支持重量は20kN以下を原則とする。
3)あと施工接着系アンカーの固着剤は、カプセル方式を原則とし、耐薬品性・耐熱性等の施工条件を考慮して選定する。また、接着系アンカーは配管、ダクト、機器等の天井吊り下げ用及び重量の大きい機器、配管等を支持する壁付ブラケットなどの常時引抜力の掛るボルトに使用してはならない。
4)雨掛りとなるあと施工アンカー部分では、取り合い部分にシーリングを行い、止水処理を行う。
5)防水保護コンクリートへのあと施工アンカーは行わない。やむを得ずあと施工アンカーとする場合は、防水層、鉄筋、埋設配管類に対し損傷影響がない旨の資料を作成し、監理者の承認を受ける。
6)あと施工アンカーは、梁底に打ち込むことを禁止する。
7)コンクリート基礎にあと施工アンカーを打ち込む場合は、事前にコンクリート基礎の配筋状態を確認し、あと施工アンカーが配筋に当たらないようにする。
8)そのほか、改修標仕[第2編 第5章 インサート及びアンカー]に準拠して施工を行う。
9)上記原則以外のことを行う場合は、監理者と協議する。
f.あと施工アンカーを使用する場所における埋込み配管等の探査の範囲及び方法は場所ごとに監理者と協議する。
g.重量機器類のアンカーは、先付アンカーを原則とする。
h.設備工事の共通支持部材用のアンカーボルトやインサートは、原則建築工事に依頼する。
i.配管、ケーブルラック等の吊り用共通支持架台等は、インサートを原則とする。

第13節 高調波 追補

2.13.1 高調波環境レベル
a.高調波流出電流計算書
※「高圧又は特別高圧電力で受電する需要家の高調波抑制ガイドライン」(H6年制定H16年改正資源エネルギー庁)、「高調波抑制対策技術指針」(JEAG 9702-2018)により作成する。
・作成しない

第16節 表示工事 追補

2.16.1 一般事項
a.表示工事施工計画書を作成し、監理者の承認を受ける。

2.16.2 機器類の表示
a.機器類には、機器番号・機器名称・主たる仕様を表示する。
b.表示位置はメンテナンス通路から見やすい位置とし、判別しやすい大きさで表示する。

2.16.3 盤類の表示
a.盤類には、盤記号・盤名称を表示する。
b.盤扉裏には、受注者銘板・締付け確認票を貼り付ける。
c.配線の導体接続用端子台には、規定の締付け後にマーキングを行い、締付け確認票に日付と氏名を記入する。

2.16.4 その他
a.受変電室には、単線結線図を見やすい位置に表示する。詳細は監理者と協議する。
b.盤収納の機器・装置類・計器類には、機器名・設定値・許容値・調整値等を本体又は直近に表示する。
c.インバータの部品等には、耐用年数・交換年数・時期等を表示する。
d.プルボックスには用途表示、配線には回路・行き先等を表示する。
e.天井点検口の裏面には、点検口から保守点検する機器・器具等の項目と位置を示す表示票を貼付する。
f.現地の状況に応じて「危険注意、乗らぬこと」等の注意喚起の表示を行う。
g.バッテリー類は設置場所と交換時期を記載したバッテリーリストを作成のうえ、該当機器の見やすい位置に「バッテリー交換有り」の表示を行う。
h.ケーブルの表示札は接続点付近及び次の部分に行う。
EPS(⊙各階 ・( )階ごと)
横引きケーブルラック(⊙分岐部及び天井点検口設置箇所 ・( )mごと)

第17節 全伴電・復電総合検査 追補

2.17.1 付加 全伴電・復電総合検査
a.全伴電・復電総合検査においては、接続されている負荷を稼働させるが、コンセント負荷等検査時に負荷が稼働しない場合は以下による。
全伴電・復電検査において、模擬負荷を ・使用しない ・使用する
模擬負荷を使用する場合、
・模擬負荷容量(kW × 台、kW× 台、 kW× 台)
・接続場所 ・配電盤 ・分電盤(箇所) ・図示による
b.全伴電・復電総合検査において、試験ケースとして以下のケースを追加する。
・( )

第2編 電力設備工事

第1章 機材

第1節 電線類

1.1.1 付加 電線類
a.電線種別
⊙EM電線、EMケーブル ・一般電線、一般ケーブル

第2節 電線保護物類

1.2.1 [付加] 金属管及び附属品
a.使用区分
屋内 ※ねじなし電線管 ・薄鋼電線管
屋外 ※厚鋼電線管(溶融亜鉛めっき) ・ポリエチレン被覆鋼管(PLP)
・その他
b.露出部金属管の塗装
露出部 (場所：) ⊙指定色 ・不要
塗装の仕様( )

c.屋外電路の支持材(吊り台、架台)
⊙鋼材(溶融亜鉛めっき)
・成形品(JIS G3321、JIS G3322、JIS G3323 又は同等品製)
・成形品(アルミニウム製) ・成形品(ステンレス製)
d.屋外電路の固定材(ボルト、ナット類)
⊙溶融亜鉛めっき ・ステンレス製

1.2.2 付加 PF管、CD管及び附属品
a.使用区分
※PF管(隠ぺい部・コンクリート埋設部) ・CD管(コンクリート埋設部)

1.2.6 プルボックス
a.屋内型プルボックスの材質
※鋼板製 ・ステンレス鋼板製 ・合成樹脂製
b.屋外型プルボックスの材質
※鋼板製(溶融亜鉛めっき) ・ステンレス鋼板製 ・合成樹脂製
[付加] c.露出部金属プルボックスの塗装
露出部( ) ⊙指定色 ・不要
[付加] d.プルボックスのふたの止めねじ
長辺200mmを超える場合は、蝶ねじ又は脱落防止ねじとする。

1.2.9 付加 ケーブルラック
a.ケーブルラックの種別
屋内 ※鋼板製 ・アルミニウム製

屋外 ※鋼板溶融亜鉛めっき製
・めっき鋼板(JIS G3321、JIS G3322、JIS G3323 又は同等品)製
・アルミニウム製 ・ステンレス製
b.屋内のケーブルラック保護カバー
屋内の露出部は、床上2.3mまでは保護カバー(鋼板メラミン焼付1.2mm厚以上)をケーブルラックの上下面に設ける。ただし電気室やEPS等の部分は除く。
・上記以外の屋内場所に保護カバーを設ける。(場所：)
・屋内保護カバーの材質(・鋼板メラミン焼付1.2mm厚以上 ・設計図による)
c.屋外のケーブルラック保護カバー
⊙屋外保護カバーを設ける。(場所：)
・屋外保護カバーの材質(※鋼板溶融亜鉛めっき製 ・ステンレス製
・めっき鋼板(JIS G3321、JIS G3322、JIS G3323 又は同等品)製
・屋外保護カバーの条件(⊙風圧力に対応した固定 ・人が乗れる耐荷重
・エンボス付等のノンスリップ仕上げ ⊙屋根型等の水勾配付
・ケーブルラック下側にも上側と同じ保護カバーを設ける
⊙ケーブルラック下側にシート(ネトロン等)付
・設計図による)

第3節 配線器具

1.3.1 付加 配線器具
a.コンセント色
・回路種別により色別(一般：白、発電機：赤、無停電：緑、非接地：茶)
・設計図による
b.スイッチ
・一般形 ⊙ワイドハンドル形 ※設計図による
c.プレートの材質
・新金属製(耐食アルミニウム合金製) ・ステンレス鋼板製 ⊙合成樹脂製
※設計図による

第4節 照明器具

1.4.1 付加 一般事項
a.LED照明器具の規格
PSEマークを有する。
・直管形LEDランプ ・JIS C 8159-1に準拠 ・JEL802に準拠 ※設計図による

1.4.3 付加 部品
a.LEDモジュールは、JIS C 8155「一般照明用LEDモジュール性能要求事項」による。
b.LED制御装置は、JIS C 61000-3-2「電磁両立性-第3-2部：限度値-高調波発生限度値(1相当たりの入力電流は20A以下の機器)」に適合するものを使用する。
c.LED照明器具は採用する器具電源部の定格力率と点灯時突入電流を調べ、回路のMCCBがトリップしないことを確認する。
d.屋外に用いるLED照明器具は、その漏れ電流を調べ、回路のELCBがトリップしないことを確認する。

1.4.4 [付加] 光源
a.管球の予備品は次による。
蛍光灯 使用種別ごとに総本数の %(最低 本以上)
白熱灯 使用種別ごとに総本数の %(最低 本以上)
放電灯 使用種別ごとに総本数の %(最低 本以上)
[付加] b.LEDモジュールを交換可能な照明器具とする条件
⊙寿命30,000時間以内のLEDモジュールを使用する照明器具
・LEDモジュールを使用するすべてのLED照明器具

第7節、第9節～第12節、第14節 盤類共通
(照明制御盤、分電盤、OA盤、実験盤、開閉器箱、制御盤、電気自動車用充電装置)

1.7.3、1.9.3～1.12.3、1.14.3 キャビネット
a.屋内キャビネットの材質
※鋼板製 ・ステンレス鋼板製
[付加] b.鋼板製キャビネットの塗装色
・製造者の標準色 ⊙指定色塗装
[付加] c.接地端子
※回路数と同数の接地端子を設ける。 ・設計図による ・その他( )
[付加] d.屋外キャビネットの材質
※鋼板製(塗装) ・鋼板製(溶融亜鉛めっき) ・ステンレス鋼板製
[付加] e.屋外キャビネットの塗装
⊙耐塩塗装(製造者標準) ・重耐塩塗装(製造者標準) ・その他( )
[付加] f.屋外キャビネットのチャンネルベース
※鋼板製(溶融亜鉛めっき) ・鋼板製(塗装) ・ステンレス鋼板製 ・その他( )

1.7.4 付加 導電部
a.母線接続部
※盤の母線(接続部)には、不可逆性示温材(70℃等)を設ける。

1.7.6 器具類
a.積算計器の種類
⊙無検定 ・検定付 ※設計図による

省工	・・	・・	
竣工	・・	・・	
監理		・・	
施工		・・	
		・・	

中村 俊一 一級建築士
高柳 慎太郎 一級建築士・設備一級建築士
藤井 匡輔 建築設備士
坂本 和也
岸 克己 意見を聴いた建築設備士

日建設計

21.08.10

山梨県立中央病院
本館東側増築工事

電気設備特記仕様書(3) A1:- A3:-

(電)(通し番号 3)
1 －3

No. J－200458－A

78○×570

	b.低圧用SPD ※クラスⅡ(ただし接地極間連結用はクラスⅠ) ・設計図による
第9節 OA盤	
1.9.3 キャビネット	a.ドアの形式 ※開閉式 ⊙着脱式(分電盤、弱電端子盤は着脱式、動力盤は開閉式) b. 外部配線の通過の有無 ※不通過 ・通過する c. 端子盤部セパレータの仕様 ※鋼板製 ・樹脂製 d. 端子盤部の許容温度対策 ※通気口(フィルター付) ・冷却用ファン ・設計図による
第12節 制御盤	
1.12.1 一般事項	a.主幹器具 ※配線用遮断器 ・漏電遮断器 ・設計図による
1.12.6 付加 器具類	a.400V級インバータのサージ発生によるモータ絶縁劣化対策は下記とする。 ※マイクロサージ電圧抑制フィルタを付属させ、付属するフィルタの騒音データを提出し、監理者の確認を受ける。 ・設計図による b.400V回路に使用する保護遮断器は、漏電保護機能付きとする。 c.インバータ(PWM方式以外)の高調波流出対策 ※DCリアクトルを設ける。ただし構造上設置不可な場合はACリアクトルを設ける ・DCリアクトル及びACリアクトルを設ける ⊙アクティブフィルターを設ける(機械工事) ・設計図による d.微小電流回路のリレー接点の制御線のこう長が長くなる場合には、浮遊容量により誤動作を起こさないようにダミー抵抗の追加を検討する。

第2章 施工

第1節 共通事項	
2.1.13 付加 耐震施工	a.耐震安全性の分類と耐震支持 ・標仕[表2.1.2]による ⊙特定の施設 ・一般の施設 ・「工事概要書 2-3 総合耐震クライテリア」による。 ただし、耐震支持はC号による b.「工事概要書 2-3 総合耐震クライテリア」による場合の横引き配管等の耐震支持 1)機器の耐震クラスがSの場合耐震支持はSA種とする 2)機器の耐震クラスがA又はBならばA種とする 3)他種の耐震支持を使用せざるを得ない部分は監理者の承認を受ける 4)ただし、標準仕様書の耐震支持に関する除外対象については本事項は適用しない c.建築物への引込み部の地盤変位への対応方法 地中側配管種別 ・波付硬質合成樹脂管 ・鋼管 ・設計図による 想定沈下量 ・0.2m以下 ・0.6m以下 ・1m以下 d.エキスパンションジョイント部の耐震処置方法 ・金属性可とう電線管又はPF管工事 ⊙ケーブル工事(増築引き込み箇所は余長を見込む)
第2節〜第4節 金属管配線・合成樹脂管配線(PF管、CD管、硬質ビニル管)	
2.2.3 付加 〜2.4.3 隠ぺい配管の敷設	a.最上階の上部スラブ及び外壁には配管を埋設してはならない。 b.インバータ制御機器等、電磁障害を発生させる機器への動力制御盤からの配管仕様は以下とする。 ※金属管 ・設計図による
第10節 ケーブル配線	
2.10.1.6 二重床内配線	a.ハーネスジョイント又はフリーアクセスフロア用コンセント等の数量と同数のセパレータ(弱電電流電線と接触させないもの)を見込む。
第13節 接地、第17節 雷保護設備 接地共通	
2.13.9 接地線	a.内部雷保護の接地線サイズ(100A以下) ※8mm以上 ・設計図による
第18節 施工の立会い及び試験	
2.18.2 施工の試験 [付加]	a.構造体接地を採用した場合の電圧降下法による接地抵抗測定 ・測定する(測定時期:( ):回数:( )) ⊙測定しない(等価表面積置換法により計算で代替(安全係数:3)) b.一般照明の照度測定 1)測定箇所 ※全室(PS、DSを除く) ・その他( ) 2)施工前の照度分布図 ※作成する(室名:PS、DSを除く全箇所) ・作成しない

第6編 通信・情報設備工事

第1章 機材

第1節 電線類	
1.1.1 電線類 [付加]	a.電線種別 ⊙EM電線、EMケーブル ・一般電線、一般ケーブル
第4節 端子盤・機器収納ラック等	
1.4.2 端子盤等 [付加]	a.屋内用キャビネット ※鋼板製(塗装) ・ステンレス鋼板製 ・鋼板製(溶融亜鉛めっき) b.キャビネットの塗装色 ・製造者の標準色 ⊙指定色 ・設計図による

第2章 施工

第19節 テレビ共同受信設備	
2.19.3 受信調査	a.測定するチャンネル数 ※視聴可能な全チャンネル ・その他( )

その他

- 既存の受変電設備に、新たに負荷設備を接続又は切り離す等、設備容量を増減する場合は、既存の計測機器・保護継電器・CT・VT・リレー等の整定値設定変更や容量増、減による取替え等の必要な改修を行う。
- 本件による負荷増に対する既存の変圧器容量の現場計測や計算書作成等を行い監理者へ報告すること。
- 今回増築部の電源は一般系統と保安系統の2系統切替可能であるが、常時は一般系統から受電すること。保安系統への切替は点検等の計画停電時のみ利用可能とし発電機電源からの供給はしないこと。(ただし、運用で発電機実容量を考慮した上で利用することは可能とする。)
- 受変電の改造及び幹線接続工事は、計画書を作成し監理者へ提出すること。
- 受変電のマルチメータ増設に関わる扉の開口改造等で事前作業できるものは対応し停電時間の縮小に協力すること。
- 施工期間中に変更申請等の用途に防災設備を中心とした変更図の作成に協力すること。なお、変更図は係員の指示により指定期間までに作成すること。また変更申請に必要な各種計算書を作成すること。
- 電気室内のスケルトン(A1サイズ)を更新し、アクリルケースに収納し貼付すること。
- 施工段階での各諸官庁(消防含)との協議及びそれに必要な資料作成等を監理者の指示のもと行うこと。
- 工事に伴い必要な申請作業にかかわる費用は施工者にて見込むこと。
- 工事にて導入する機器選定については、全てﾒﾝﾃﾅﾝｽ体制・消耗品(交換期間明記)・保守費を提示し、発注者に了承を得ること。また全て納入仕様書は共通仕様書・発注図書・特記との比較表を添付すること。
- 以下の計算書を施工着手前に監督員に提出し承諾を得ること。
  保護協調、変圧器容量、幹線容量、耐震施工、各室照度、TV共聴電界強度
- 各幹線には幹線名称・供給元・供給先・サイズ・敷設時期を明記したプレートを各接続部付近に取付けること。
- 図面に記載のない制御線等も本工事として見込むこと。
- 非常照明はLEDとし、既存容量が足りない場合は差分について適宜既存の非常照明をLEDに交換工事すること。
- 工事着手前に総合図を作成し、監理者に提出する。請負者は建築・各設備その他関する工事の全体概要を把握し各工事に含まれる機器類を同一の平面図・天井伏図及び展開図に記入すること。(原則として1/50)
- 図面上機器姿図・寸法は全て参考とする。かつ各設備計画概要にある機能を満たすシステムを構成できる機器を選定すること。
- 区画貫通処理の撤去、再取り付けを見込むこと。
- 各二次側増設に伴う必要な各主装置の改修も見込むこと。

着工	. .	. .	
竣工	. .	. .	
監理		. .	
		. .	
施工		. .	
		. .	

中村 俊一 一級建築士
高柳 慎太郎 一級建築士・設備一級建築士
藤井 匡輔 建築設備士
坂本 和也
岸 克己 意見を聴いた建築設備士

日建設計 21.08.10

山梨県立中央病院
本館東側増築工事

電気設備特記仕様書(4) A1:- A3:-

電 (通し番号 4) 1 − 4

No. J −200458− A

'17.07.01改訂 仕様書委員会 作成

780×570

1	地下1階平面図	A1:1/200 A3:1/400

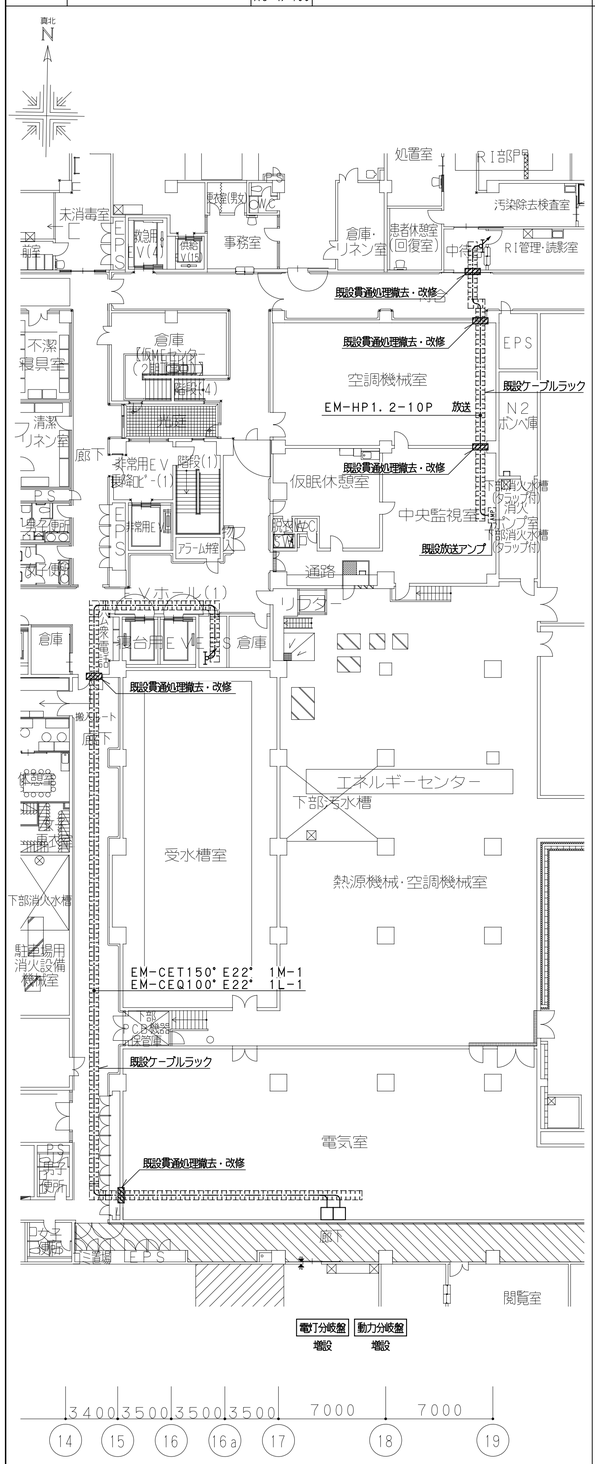

2	1階平面図	A1:1/200 A3:1/400

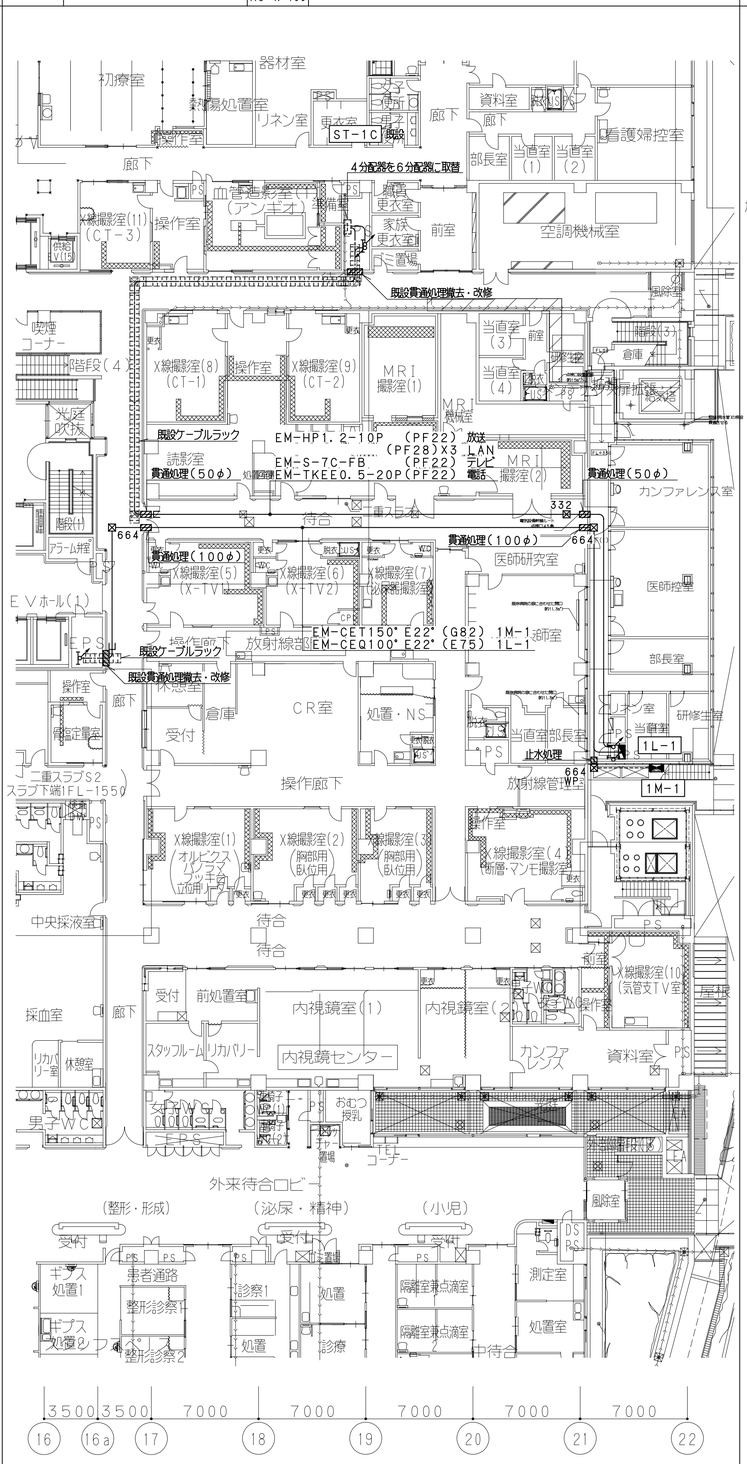

3	2階平面図	A1:1/200 A3:1/400

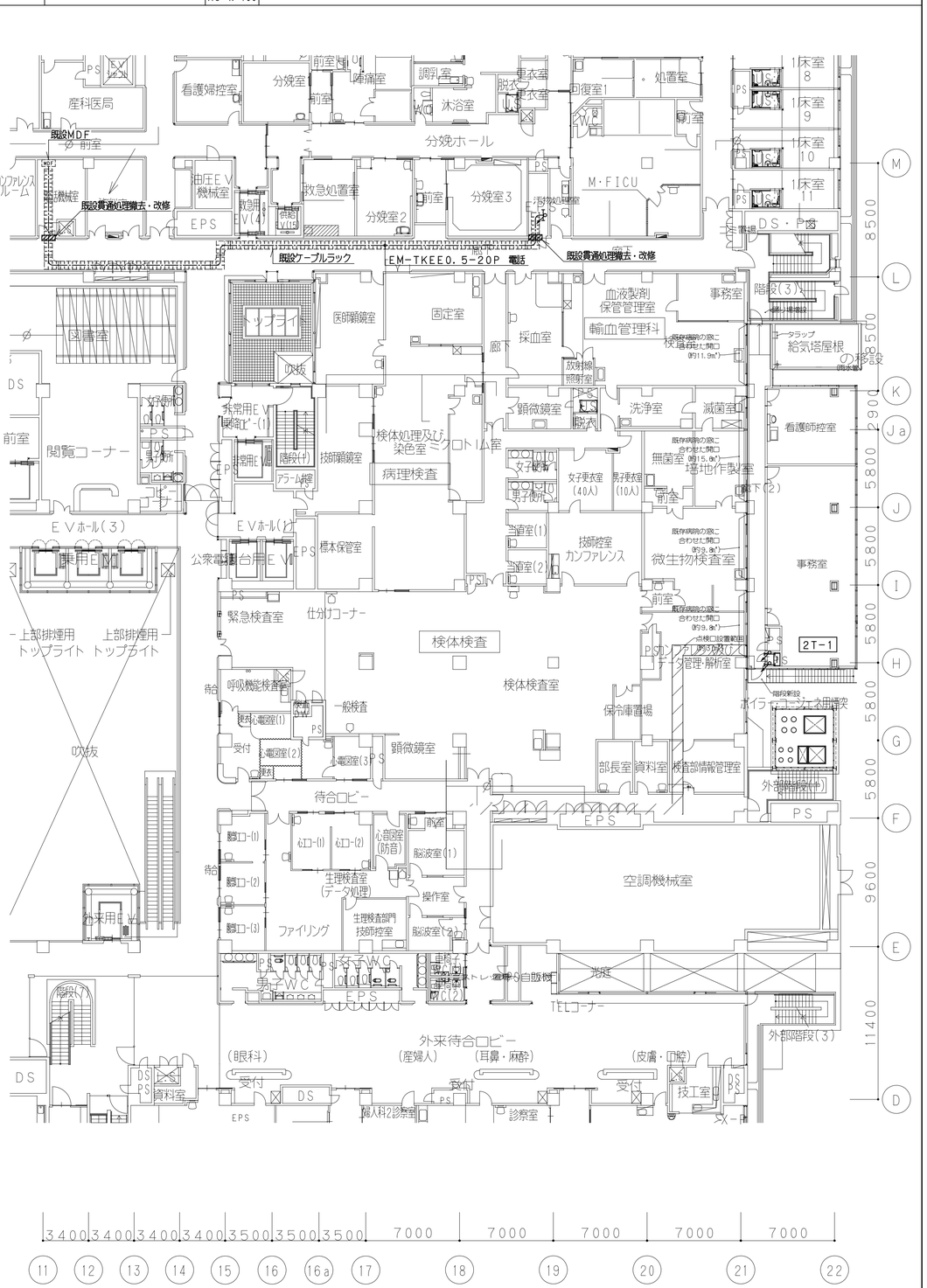

着工	. .	. .	
竣工	. .	. .	
監理		. .	
施工		. .	

中村 俊一 一級建築士
高柳 慎太郎 一級建築士・設備一級建築士
藤井 匡輔 建築設備士
坂本 和也
岸 克己 意見を聴いた建築設備士

日建設計

21.08.10

山梨県立中央病院
本館東側増築工事

幹線設備・弱電設備
地下1階、1階、2階平面図

A1:1/100
A3:1/200

電 (通し番号 5)
2 －1

No. J－200458－A

780×570

1	単線結線図（改修図）	A1:- A3:-

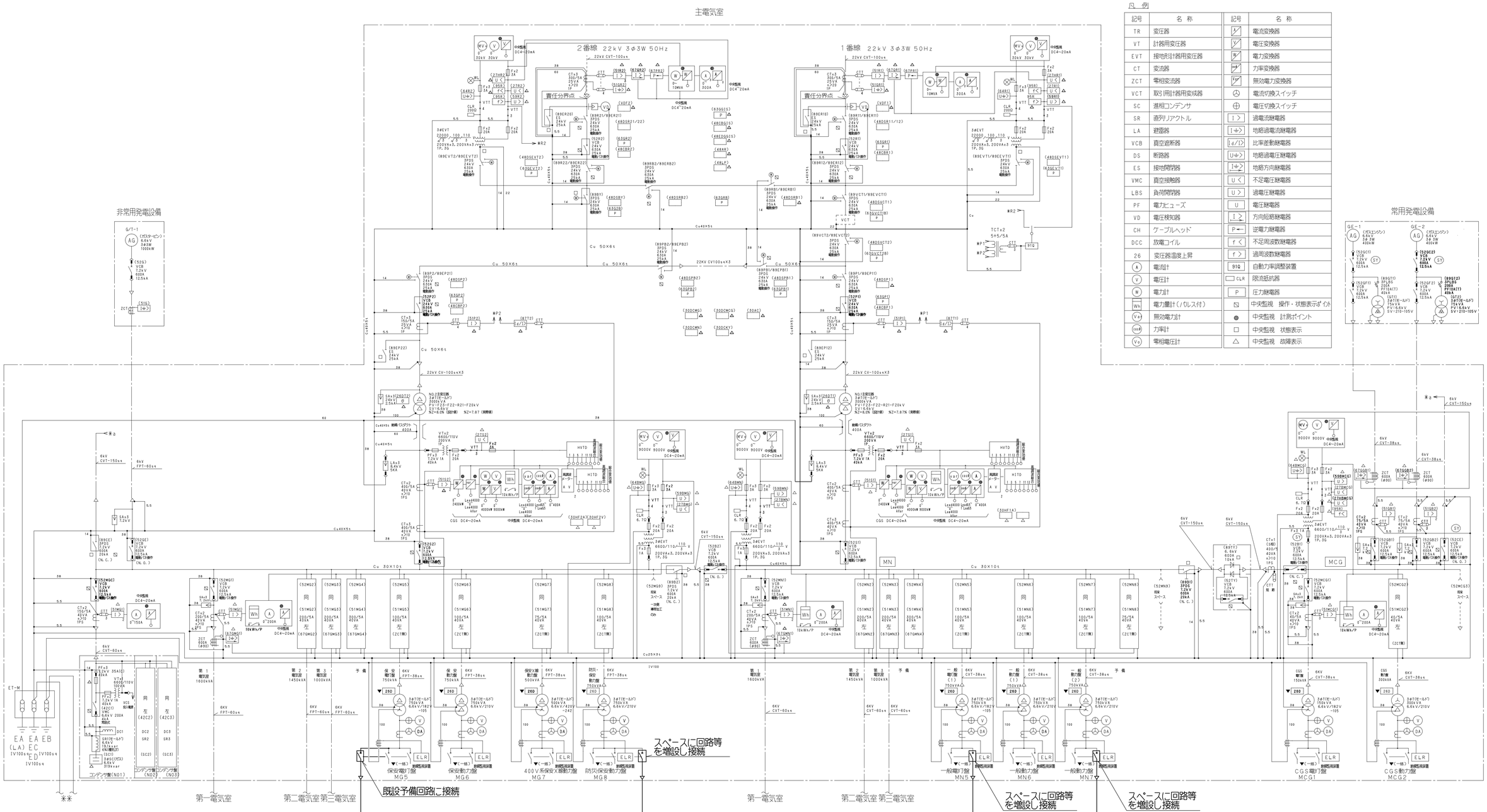

凡 例

記号	名 称	記号	名 称
TR	変圧器		電流変換器
VT	計器用変圧器		電圧変換器
EVT	接地形計器用変圧器		電力変換器
CT	変流器		力率変換器
ZCT	零相変流器		無効電力変換器
VCT	取引用計器用変成器		電流切換スイッチ
SC	進相コンデンサ		電圧切換スイッチ
SR	直列リアクトル	I >	過電流継電器
LA	避雷器	I ↔	地絡過電流継電器
VCB	真空遮断器	d/I>	比率差動継電器
DS	断路器	U ↔	地絡過電圧継電器
ES	接地開閉器	I ↔	地絡方向継電器
VMC	真空接触器	U <	不足電圧継電器
LBS	負荷開閉器	U >	過電圧継電器
PF	電力ヒューズ	U	電圧継電器
VD	電圧検知器	I >	方向短絡継電器
CH	ケーブルヘッド	P ←	逆電力継電器
DCC	放電コイル	f <	不足周波数継電器
26	変圧器温度上昇	f >	過周波数継電器
A	電流計	91Q	自動力率調整装置
V	電圧計	CLR	限流抵抗器
W	電力計	P	圧力継電器
Wh	電力量計（パルス付）		中央監視 操作・状態表示ボタン
VAr	無効電力計		中央監視 計測ポイント
cosφ	力率計		中央監視 状態表示
Vo	零相電圧計		中央監視 故障表示

（注記）1.増設回路のマルチメーターの取付、扉開口加工も本工事とする。
2.単線結線図銘板を主電気室に設置する。
3.配線・導体接続部にサーモラベルを貼付けし、その部分が盤内保護鋼鈑を外さなくても目視可能な透明アクリル窓を設ける。
4.電気室内の配線（制御、接地）は本工事に含める。
5.分岐盤の警報を各々、中央監視室内の施設監視設備へ移報する。

設工			
建工			
監理			
施工			

中村 俊一 一級建築士
高柳 慎太郎 一級建築士・設備一級建築士
藤井 匡輔 建築設備士
坂本 和也
岸 克己 意見を聴いた建築設備士

日建設計
21.08.10

山梨県立中央病院
本館東側増築工事
受変電設備単線結線図（改修図） A1:- A3:-

電 （通し番号 6）
2 －2

No. J －200458－A

780×570

1	主電気室機器配置図（改修図）	A1:1/50 A3:1/100

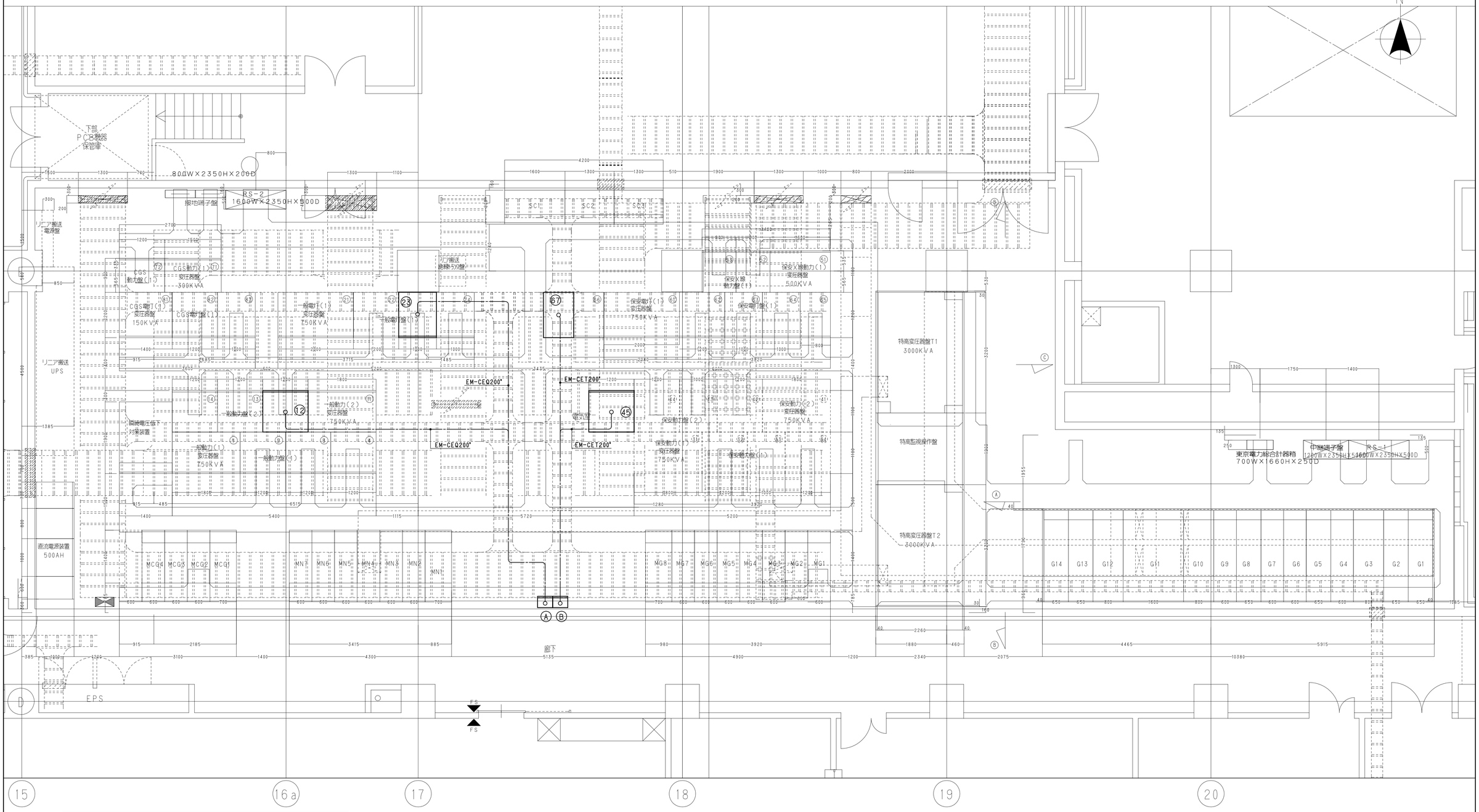

番号	名　称	備考
⑫	一般動力MN7MCCB盤-1	改修
㉓	一般電灯MN5MCCB盤-2	改修
㊺	防災保安動力MG8MCCB盤-4	改修
⑰	保安電灯MG5MCCB盤-5	改修
Ⓐ	電灯分岐盤	増設
Ⓑ	動力分岐盤	増設

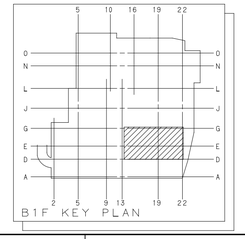

施工	. .	. .	
検工	. .	. .	
監理		. .	
施工		. .	

中村　俊一　一級建築士
高柳　慎太郎　一級建築士・設備一級建築士
藤井　匡輔　建築設備士
坂本　和也
岸　克己　意見を聴いた建築設備士

日建設計

21.08.10

山梨県立中央病院
本館東側増築工事

主電気室機器配置図

A1:1/50
A3:1/100

No. J－200458－A

電　（通し番号　7　）
2　－3

780×570

1	主電気室一般電灯 MN5	A1:－ A3:－

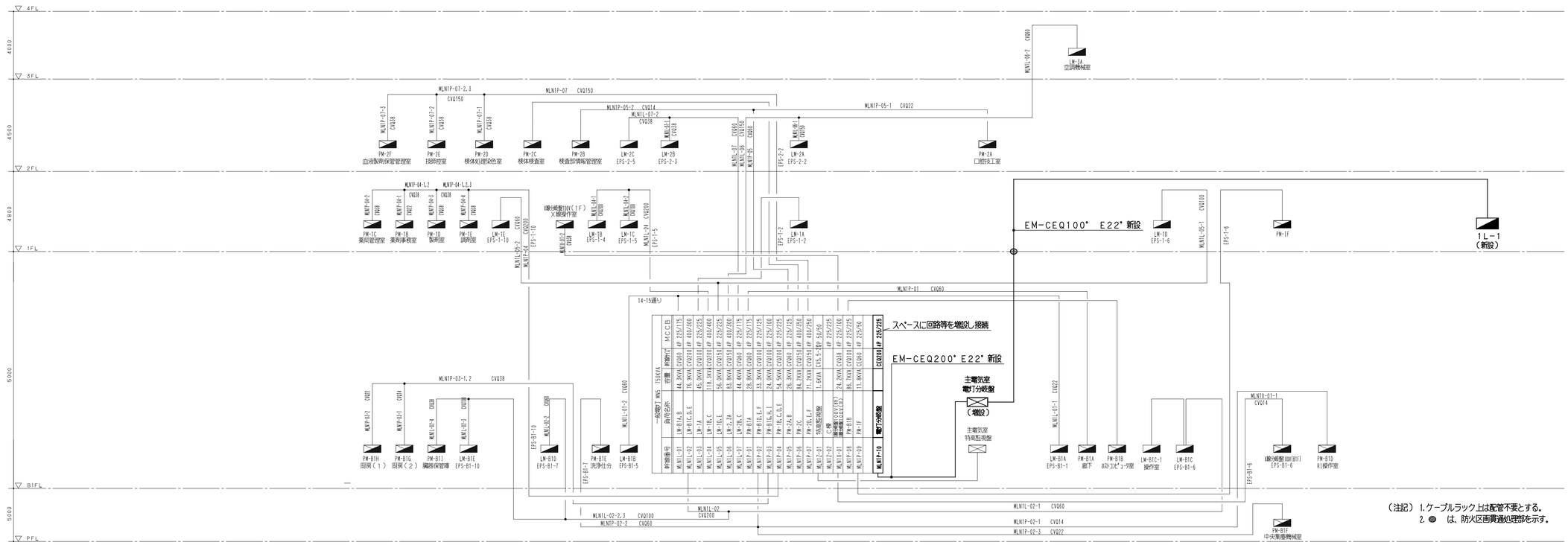

2	主電気室保安電灯 MG5	A1:－ A3:－

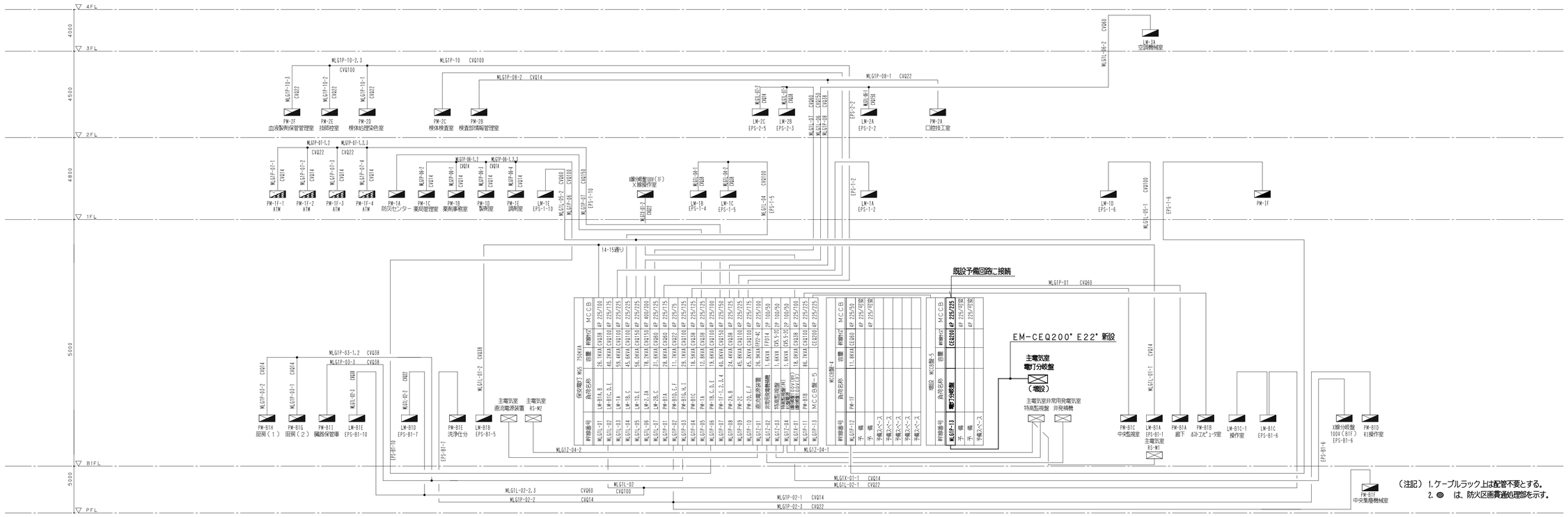

着工	. .	. .	
竣工	. .	. .	
監理		. .	
施工		. .	

中村 俊一　一級建築士
高柳 慎太郎　一級建築士・設備一級建築士
藤井 匡輔　建築設備士
坂本 和也
岸 克己　意見を聴いた建築設備士

日建設計

21.08.10

山梨県立中央病院
本館東側増築工事

幹線系統図(電灯系改修図)

A1:－ A3:－

電 （通し番号 8 ）
2 － 4

No. J－200458－A

780×570

1 主電気室一般動力 MN7 A1:- A3:-

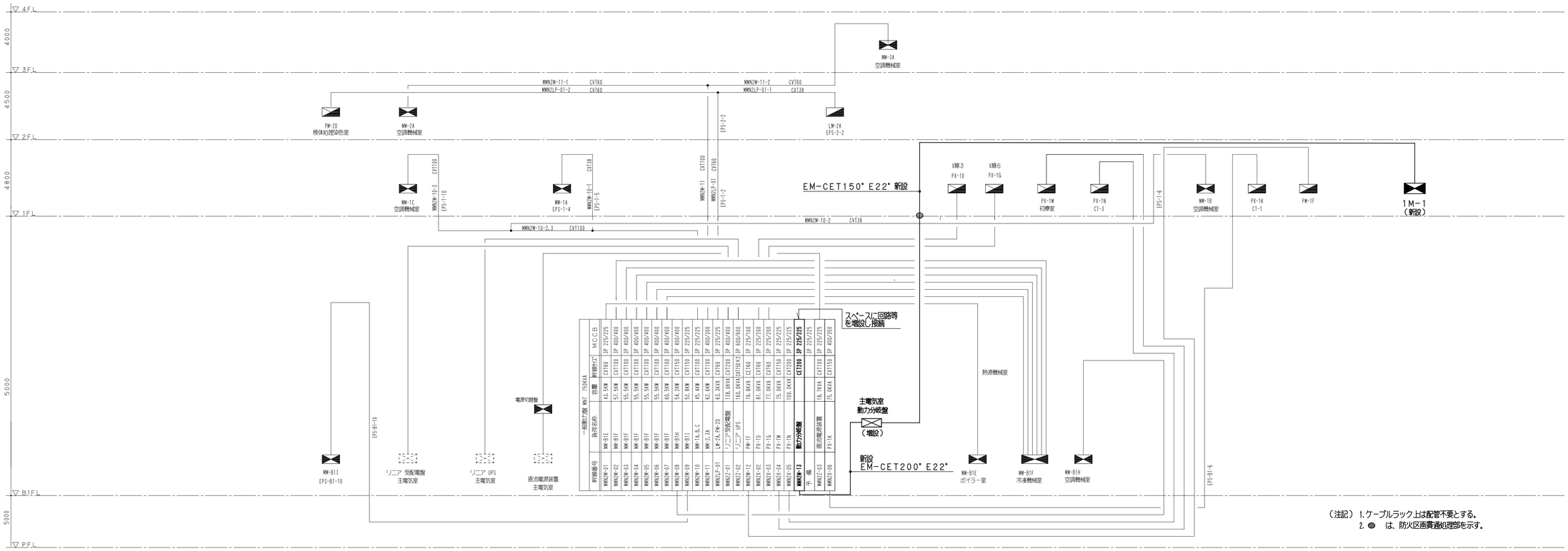

2 主電気室防災保安電力 MG8 A1:- A3:-

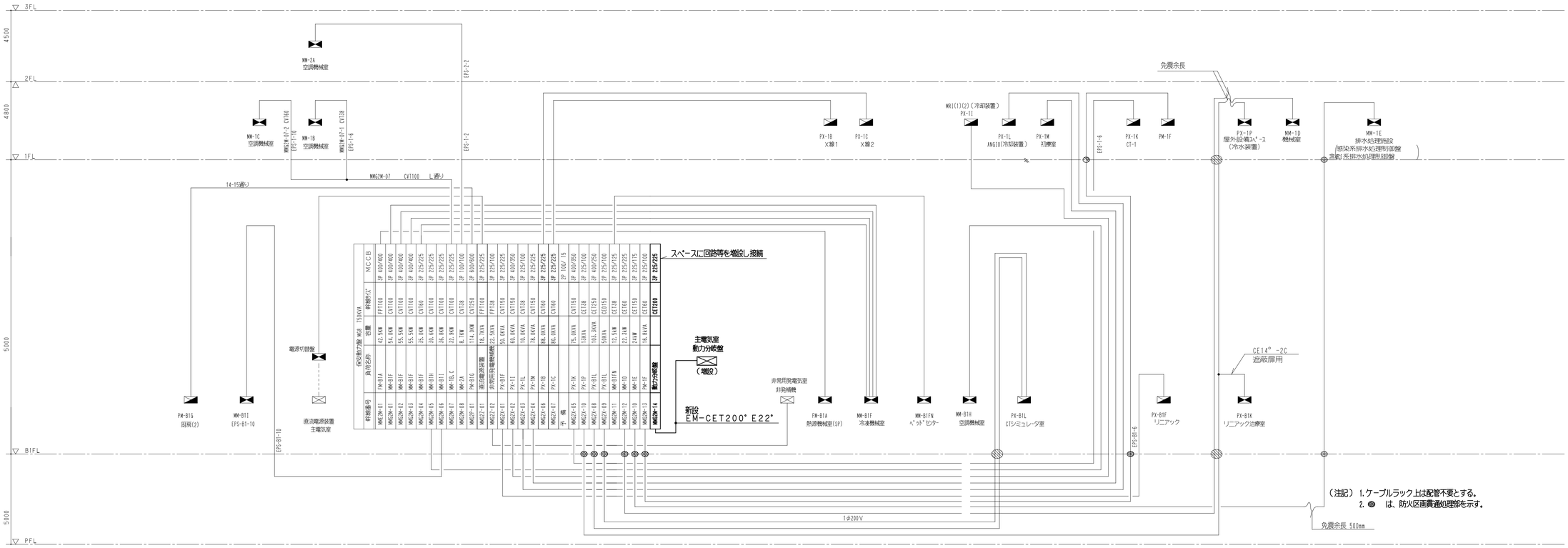

設工	. .	. .	
竣工	. .	. .	
監理		. .	
施工		. .	

中村 俊一 一級建築士
高柳 慎太郎 一級建築士・設備一級建築士
藤井 匡輔 建築設備士
坂本 和也
岸 克己 意見を聴いた建築設備士

日建設計

21.08.10

山梨県立中央病院
本館東側増築工事

幹線系統図(動力系改修図)

A1:- A3:-

電 （通し番号 9 ）
2 －5

No. J －200458－A

780×570

監視制御増設点数

分電盤・動力制御盤	状態	故障	ブレーカ切換	計量	計測（相電流）	備考
P3-B1B（理容室）	2	4	2	1	0	既設
L3-1C（売店共用）	2	4	2	1	0	既設
P3-1B（売店専用電源）	2	4	2	1	0	既設
P3-1B（売店専用動力）	2	4	2	1	0	既設
PM-1F（電灯）	2	3	2	2	0	既設
PM-1F（動力）	2	3	2	0	0	既設
1L-1（電灯）	**0**	**1**	**0**	**1**	**0**	**新設**
1M-1（動力）	**0**	**1**	**0**	**1**	**0**	**新設**
電灯分岐盤	**1**	**1**	**0**	**1**	**0**	**新設**
動力分岐盤	**1**	**1**	**0**	**1**	**0**	**新設**

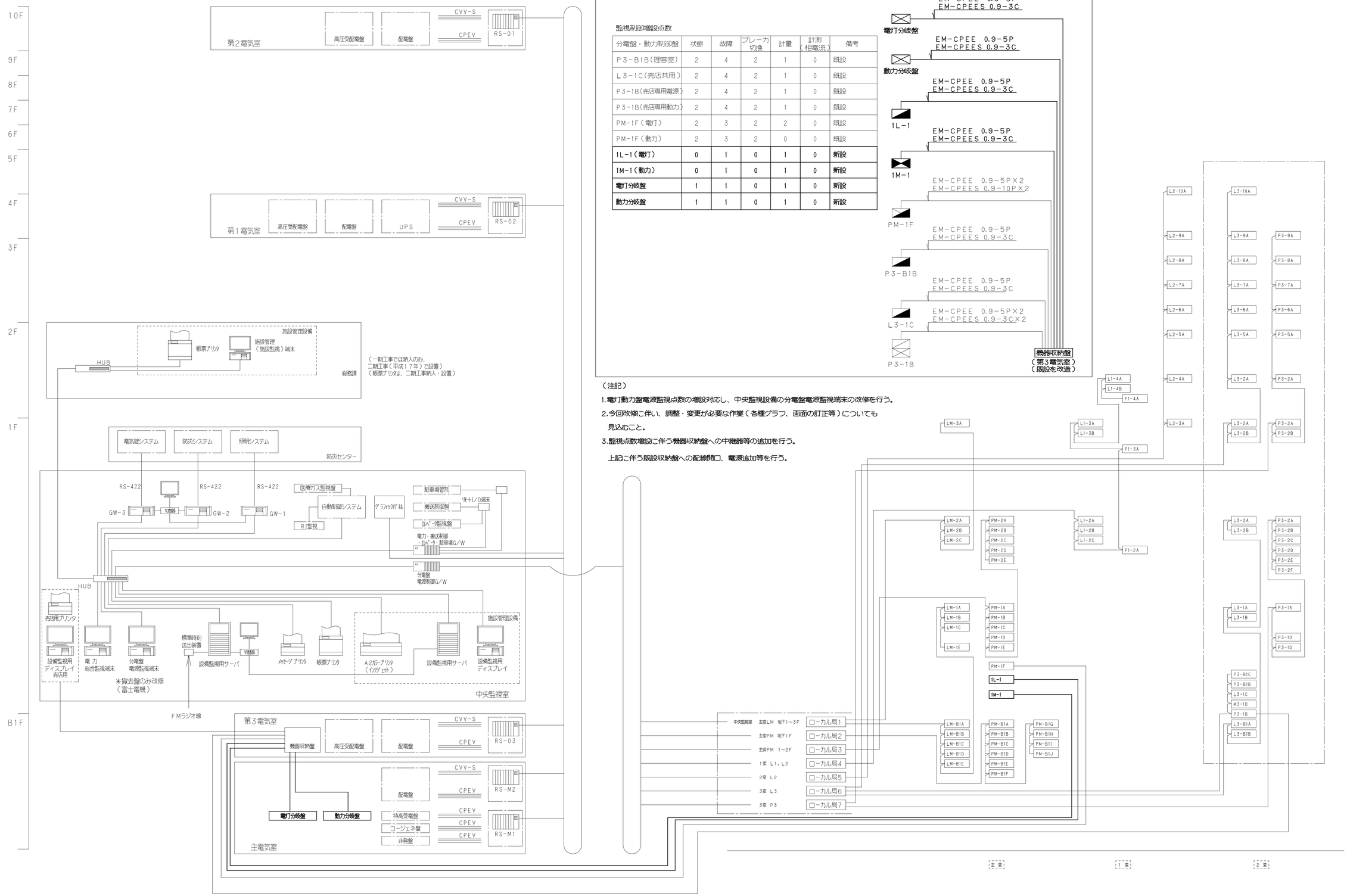

（注記）

1.電灯動力盤電源監視点数の増設対応し、中央監視設備の分電盤電源監視端末の改修を行う。

2.今回改修に伴い、調整・変更が必要な作業（各種グラフ、画面の訂正等）についても見込むこと。

3.監視点数増設に伴う機器収納盤への中継器等の追加を行う。

上記に伴う既設収納盤への配線開口、電源追加等を行う。

着工	. .	. .	
竣工	. .	. .	
監理		. .	
施工		. .	

中村 俊一 一級建築士
高柳 慎太郎 一級建築士・設備一級建築士
藤井 匡輔 建築設備士
坂本 和也
岸 克己 意見を聴いた建築設備士

日建設計

21.08.10

山梨県立中央病院
本館東側増築工事

施設監視設備 仕様・点数表・結線図（改修図） A1:- A3:-

電 （通し番号 10）
2 －6

No. J－200458－A

780×570

1	照明器具姿図	A1： − / A3： −	（注記） 1，寸法・姿図は参考とする。

A 埋込形下面開放

記号	消費電力	光束				特性
A21	LED20.7W	3200lm	LE	標	製	4000K，Ra83
A32	LED31.9W	5200lm	LE	標	製	4000K，Ra83
A44	LED43.1W	6900lm	LE	標	製	4000K，Ra83

AC100/200V
<当直室、研修生室>
<医師控室>
<看護師控室、事務室>

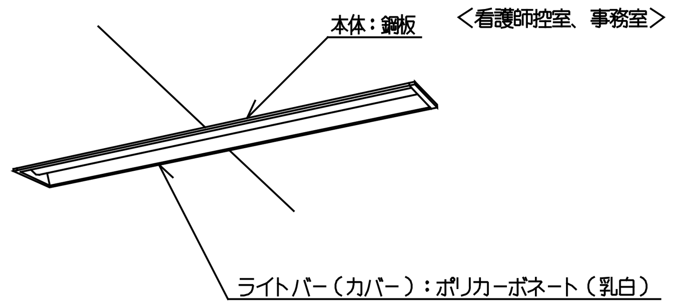

A21： パナソニック XLX430PEWT LE9 相当品
A32： パナソニック XLX450PEWT LE9 相当品
A44： パナソニック XLX460PEWT LE9 相当品

B 埋込形カバー付

記号	消費電力	光束				特性
Ba44c	LED43.1W	6900lm	LZ	標	製	4000K，Ra83

AC100/200V
<カンファレンス室>

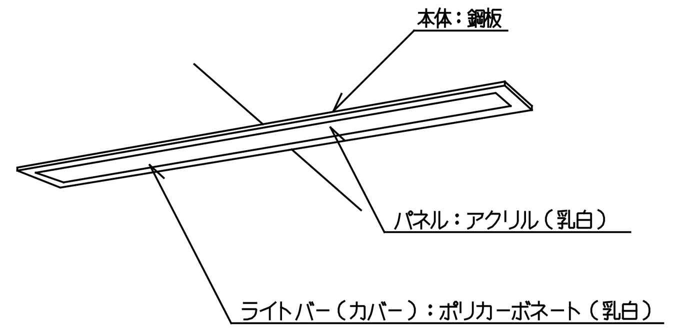

パナソニック XLX466FEWT LR9 相当品

B 埋込形カバー付

記号	消費電力	光束				特性
Bb42	LED41.5W	6500lm	LZ	標	製	4000K，Ra83

□350　AC100/200V
<部長室>

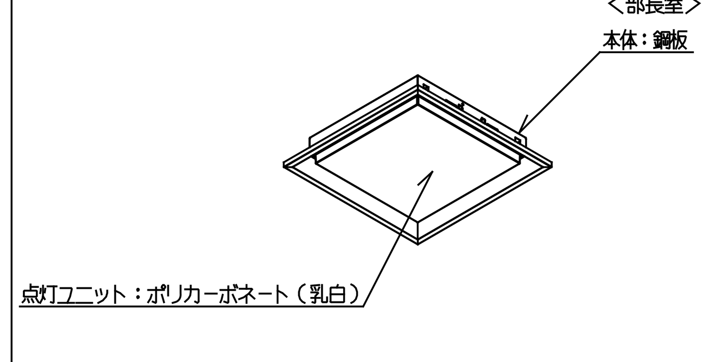

パナソニック XLX160REW LA9 相当品

D 直付型

記号	消費電力	光束				特性
D12	LED11.6W	1600lm	LE	標	製	4000K，Ra83

AC100/200V
<EPS、PS、リネン庫>

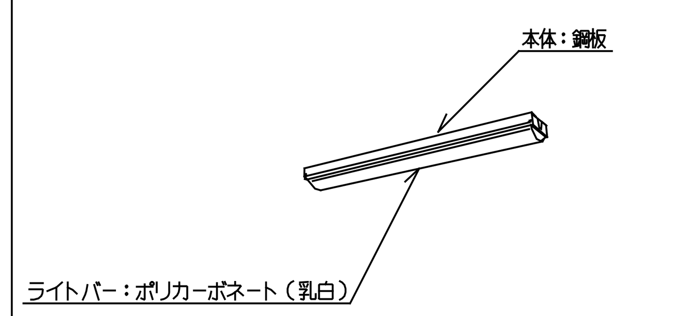

パナソニック XLX210NEWJ LE9 相当品

a LEDダウンライト

記号	消費電力	光束				特性
a8	LED7.6W	1045lm	LE	標	製	4000K，Ra85
a8c	LED7.6W	1045lm	LZ	標	製	4000K，Ra85

AC100/200V
<廊下>
<カンファレンス>

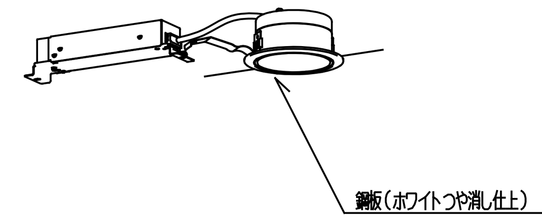

a8 ： パナソニック XND1030WW LE9 相当品
a8c ： パナソニック XND1030WW LJ9 相当品

ea 非常照明（天井埋込型）

e1d	LED 1.0W		標	製	電池内蔵

<K1−LRS11−2>　非常灯認定番号<LALE−004>

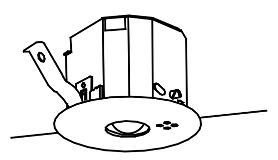

器具取付高		2.1m	2.4m	2.6m	3.0m	4.0m		
単体配置	A1	4.2m	4.6	4.7	4.9	3.3		
直線配置	A2	9.3m	10.2	10.8	11.9	12.9		
四角配置	A4	7.4m	8.2	8.7	9.6	11.7		

Xc 避難口誘導灯（天井埋込型）

Xc2E	LED 2.1W		標	製	C級：60分型、片面、電池内蔵型

自己点検機能付

<SH1−FRF20P−C60>

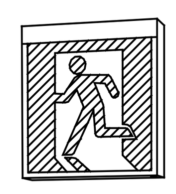

Yc 通路誘導灯（天井埋込型）

Yc2E	LED 2.1W		標	製	C級：60分型、片面、電池内蔵型

自己点検機能付

<ST1−FRF22P−C60>

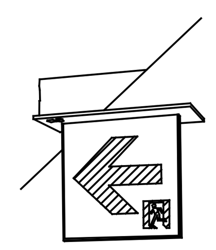

シンボルおよび説明

照明器具記号		
基本記号	1	LED、OEL系　A a 20（×3） w　型式記号／型式補助記号／消費電力（小数点以下切上げ）／台数（システムダウンライトなど制御装置を複数含む場合）／補助記号　※型式補助記号は同じ型式で複数の種類がある場合に使用する。
	2	蛍光灯、白熱灯、放電灯系　A a 32 2 w　型式記号／型式補助記号／使用管球／球数／補助記号　※型式補助記号は同じ型式で複数の種類がある場合に使用する。

補助記号						
w	防雨型	P	パイプ吊	E	誘導灯（電池内蔵型）
m	防湿型	G	ガード付	EL	誘導灯（電池内蔵、長時間型）
c	調光型	D	非常用照明（電池内蔵型）	e	誘導灯（電源別置型）
s	人感センサー付	DL	非常用照明（電池内蔵、長時間型）		
l	リフター付	d	非常用照明（電源別置型）		

照明器具型式記号

記号	型式	記号	型式	記号	型式	記号	型式
A	埋込形下面開放	N	流し元灯	a	ダウンライト	n	
B	埋込形カバー付	O	低温用	b	ユニバーサルダウンライト	o	
C	埋込形ルーバ付	P	ペンダント	c	ウォールウォッシャーダウンライト	p	水中照明
D	直付型	Q	黒板灯	d	シーリングダウンライト	q	システムダウンライト
E	防爆型	R	ブラケット、ウォールライト	e	非常用照明	r	レンジフード用
F	逆富士形	S	システム天井用	f	フットライト	s	スポットライト
G	殺菌灯	T	トラフ形	g	赤色表示灯	t	タスクライト
H	クリーンルーム用	U	殺虫灯	h	高天井用	u	地中埋込アッパーライト
I	間接照明用	V	防災設備表示灯	i		v	ボラードライト
J	建築化照明	W	ミラー灯	j		w	投光器
K	反射笠付	X	避難口誘導灯	k		x	
L	片反射付	Y	通路誘導灯	l		y	
M	階段通路誘導灯	Z	外灯	m		z	

ランプ記号

LED、OEL		蛍光灯		白熱灯	
LED	LED一体型	FL	直管	IL	シリカランプ
LDL	直管型LEDランプ	FHF	Hf	KR	クリプトンランプ
LDA	電球型LEDランプ	FC	丸形	WB	ボールランプ
OEL	有機EL	FPL	ツイン1	RF	リフレクタランプ
		FDL	ツイン2	JD	ミニハロゲンランプ
		FHT	ツイン3	JDR	ミニハロゲンランプ（ダイクロミラー付）
		FHP	Hfツイン1	JE	非常用照明用ミニハロゲンランプ

LED制御装置、安定器特性

LED		蛍光灯	
LN	一般形	PH	一般形（高出力）
LJ	初期照度補正形	PN	一般形（定格出力）
LX	連続調光形（調光下限値35%以下）	PR	一般形（省電力出力）
LZ	連続調光形（調光下限値5%以下）	PK	初期照度補正形（高出力）
LE	出力固定	PJ	初期照度補正形（定格出力）
		PW	連続調光形（調光下限値60%以下）
		PX	連続調光形（調光下限値35%以下）
		PZ	連続調光形（調光下限値5%以下）

姿図欄器具形式説明

LED一体型、OEL系
（基本記号）（ランプ特性）（器具光束（以上））（LED制御装置特性）（性能・形状）（塗装色）（備考）
Sa40c LED40W 4000lm LZ 標 製 4000K、Ra84以上
消費電力／ランプ記号　製は製造者標準色、指は指定色　標は製造者標準品、特は特注品

LEDランプ系
（基本記号）（ランプ特性）（器具光束（以上））（LED制御装置特性）（性能・形状）（塗装色）（備考）
Aa62 LDL40×2 7000lm LJ 標 製 4000K、Ra84以上
使用管球、灯数／ランプ記号　製は製造者標準色、指は指定色　標は製造者標準品、特は特注品

注記事項

・LED制御装置、安定器などが別置型の器具については、器具に含めて見込むこと。
・電池内蔵型の非常用照明および誘導灯は、リモコン自己点検機能付とする。
・LED器具については、器具のモデルチェンジ周期が短いため、図面記載相当品が製造中止または製造中止予定になった段階で代替品に置き換えた上で監理者に提示し再確認して決定すること。
・特記なきは、使用電圧100〜242Vのボルトフリーとする。
・特定天井へ設置する照明器具については照明器具の耐震設計・施工ガイドライン（2014）に準拠し施工すること。

2	分電盤結線図・分電盤リスト	A1:− / A3:−	注）盤形式・形状・盤内使用機器は、原則既存盤と同形式・製品とすること。

分電盤仕様

（注記）
1、接地端子は、接地設備の記載により実装する。
2、監視・制御用のケーブル端子を設ける。（20P）
3、MCCB，ELCBは実装数の20%程度の予備回路を実装し、かつ実装+予備回路に対して20%程度の予備スペースを見込む。
4、各分電盤主幹ブレーカは漏電警報付（感度切替型）、トリップ接点付とし、主幹トリップ・漏電警報を一括にて電力監視設備へ移報を行う。
5、MDUブレーカによる電力量測定値は、電力監視設備にて計量を行う。
6、上記主幹トリップとは別に分岐ブレーカトリップを一括警報にて電力監視設備へ移報を行う。
7、特記なきELCBの動作電流値は30mA0.1secする。
8、ブレーカ（2P）サイズはJIS協約形1Pサイズとする。
9、幹線は端子受けとし、幹線分岐のあるものは送り端子を設けること。
10、各種警報は盤面へLEDランプにて表示を行う。また主幹遮断器1次側には電圧確認表示灯を設置する。
11、特記なき凡例は下記とする。

記号	名称
─/×─	MCCB 2P・50AF/20AT
ELCB記号	MCCB 2P・50AF/20AT
MDU	計測表示ユニット
PL	パイロットランプ

12、各盤は原則、鋼板製・指定色塗装とする。
13、分電盤上部には、配線カバーを設けること。
14、各主幹ブレーカは開閉状態移振機能付とし、電力監視設備への移報を行う。

接地端子

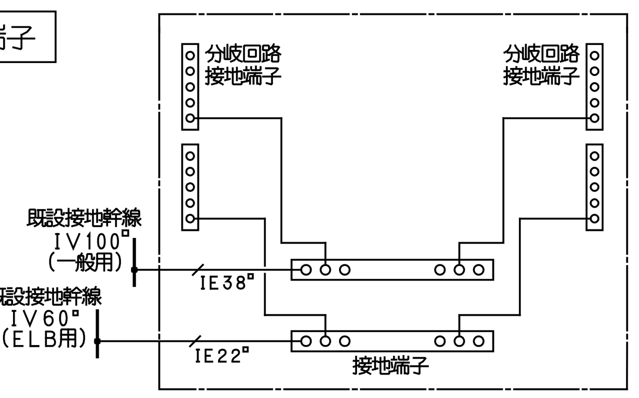

1L−1

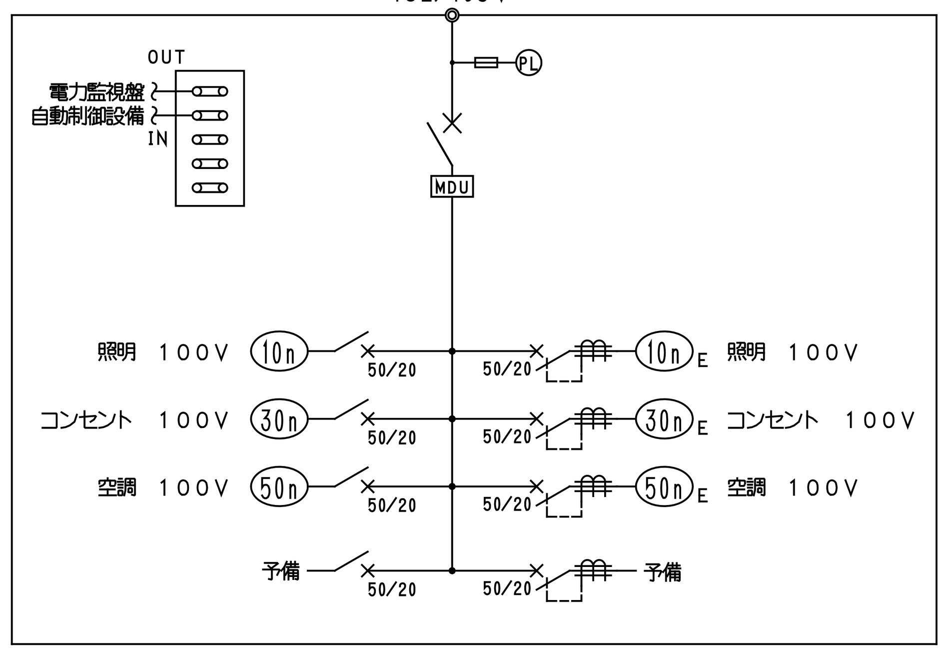

分岐盤

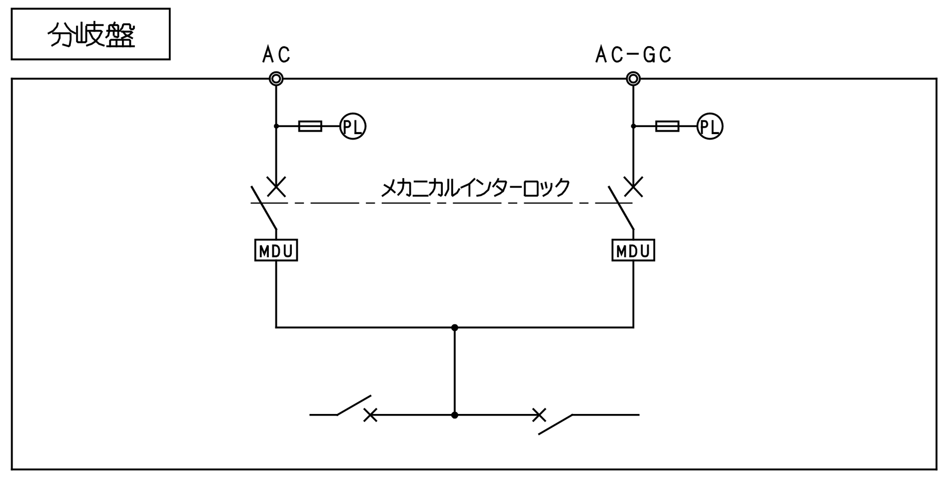

（予備はMCCB(ELCB)を実装し 回路接続なしを示す）

盤名称	盤形式		主開閉器 MCCB4P (AF/AT)	分岐開閉器		MCCB 2P2E 50AF/20AT 実装	予備	ELCB 2P2E 50AF/20AT 実装	予備	MCCB 2P1E 50AF/20AT 実装	予備	ELCB 2P1E 50AF/20AT 実装	予備	リモコンリレー 1P20A	リレー制御用 T/U	伝送ユニット	リモコン Tr	MC 2P 20A	備考
1L−1(新設)	W	自立	100/100							40	8	7	3						

（AC 3φ4W 182−105V）

3	動力制御盤注記	A1:− / A3:−

1、主MCCBはトリップ警報接点付及び漏電警報付（感度切替型）とし、両MCCB状態表示と共に盤面にLED表示すること。
2、制御・警報回路接続用として、端子台を必要数設置すること。
3、幹線は端子台受けとすること。
4、分岐ブレーカーのサイズは、負荷（インバーター、空調室外機など）のカタログから選定すること。
5、屋外より建物に至る配管は同等サイズ以上のPE管と読みかえること。
6、連動する機器の制御盤が異なる場合は、盤間の制御線を電気工事で見込むこと。
7、ELCBの感度電流は以下を原則とし、機器最終決定後再確認を行う。
50AF 0.1sec/30mA、100AF 0.1sec/100mA、225AF 0.1sec/200mA
8、すべての盤面には、動力盤名称板以外に管理の容易性を考慮し、各盤内収容機器の名称板を取り付ける。
9、盤裏面の取付器具には充電部分感電防止用として絶縁キャップ・アクリル板を取り付ける。
10、MCCBは50AF以外のものを使用し、定格遮断容量は変圧器容量に適合したものを採用する。
11、使用する表示灯はLEDとし、全ての主幹遮断器1次側には電圧確認表示灯を設置する。
12、各制御回路の保護用として、栓型ヒューズ（10AE）を設けるものとする。
13、防災連動停止欄に○印のあるものは、SFD動作・排煙口動作・・不燃性ガス消火起動等により停止する機器を示す。
14、連動・インターロック欄は該当する機器記号を示し、インターロックの場合は（I）を傍記する。
15、動力制御盤内制御回路は、11kW未満は直入れ始動、11kW以上はY−△始動（200V系）とし、手元−遠方・発停を可能とする。
16、動力盤設置室以外に設置する機器については、原則手元開閉器を取り付ける。
17、監視制御用励磁コイルには並列にノイズキラーを設置する。
18、動力制御盤以降2次側は、原則として配管配線を行う。（ケーブルラック上は不要）
19、中央監視設備（機械設備工事）に関わる信号線などは図面上表記無くとも各盤に敷設すること。
20、アンカーボルトは通電しながらの目視確認及び増し締めが可能な事。
21、主MCCBのトリップ、漏電警報を一括にて電力監視設備（電気工事）へ移報を行う。
22、分岐ブレーカトリップを一括警報にて電力監視設備（電気工事）へ移報を行う。
23、各主幹ブレーカは開閉状態移振機能付とし、電力監視設備（電気工事）への移報を行う。

4	動力制御盤リスト	A1:− / A3:−

盤名称	（幹線番号）結線	機器記号	機器名称	機器容量（kW）	機器電圧（V）	設置階	結線記号 始動方式	操作・制御方式	操作・制御スイッチ	配管配線サイズ 主回路	所属RS盤	監視盤 操作	表示	手元開閉器 MCCB 3P	連動	防災停止	備考
1M−1（屋外自立形）AC 3φ3W 210V	（MMN2M−13） MCCB3P 225AF/150AT																
		PAC−101	空冷式マルチパッケージ空気調和機（室外機）	13.0	200	1F(屋外)	Ae			EM−CET22° E5.5(G42)							最大電流値：75.0（A）
		PAC−201	空冷式マルチパッケージ空気調和機（室外機）	13.0	200	1F(屋外)	Ae			EM−CET22° E5.5(G42)							最大電流値：75.0（A）
		PAC−101	空冷式マルチパッケージ空気調和機（室内機）	0.41	1φ200V	1F	Ae			EM−CE3.5°−2C E2.0(E25)							
		PAC−201	空冷式マルチパッケージ空気調和機（室内機）	0.49	1φ200V	1F	Ae			EM−CE3.5°−2C E2.0(E25)							
		CPM−B1M	自動制御電源		1φ200V	1F(屋外)											
			操作電源		1φ200V												
			計装盤		1φ200V												
	（26.90kW）																

5	分岐盤リスト	A1:− / A3:−

盤名称	幹線番号	容量(kVA)	主幹開閉器 MCCB(AF/AT)	結線記号	分岐開閉器 MCCB(AF/AT)	容量(kVA)	電圧(V)	負荷名称	備考
電灯分岐盤（新設）屋内自立型 指定色塗装	MLN1P−10	27.0	4P225/225		4P100/100	27.0	3φ4W182−105V	1L−1	
			MIL		4P100/100		3φ4W182−105V	予備	
					4P100/100		3φ4W182−105V	予備	
	MLG1P−13		4P225/225						

盤名称	幹線番号	容量(kVA)	主幹開閉器 MCCB(AF/AT)	結線記号	分岐開閉器 MCCB(AF/AT)	容量(kVA)	電圧(V)	負荷名称	備考
動力分岐盤（新設）屋内自立型 指定色塗装	MMN2M−13	26.9	3P225/225		3P225/175	26.9	3φ3W200V	1M−1	
			MIL		3P100/100		3φ3W200V	予備	
					3P100/100		3φ3W200V	予備	
	MMG1M−14		3P225/225						

着工	. .	. .
竣工	. .	. .
監理		. .
		. .
施工		. .
		. .

中村 俊一　一級建築士
高柳 慎太郎　一級建築士・設備一級建築士
藤井 匡輔　建築設備士
坂本 和也
岸 克己　意見を聴いた建築設備士

日建設計　21.08.10

山梨県立中央病院
本館東側増築工事

照明器具姿図・電灯分電盤リスト・動力制御盤リスト・分岐盤リスト　A1:−　A3:−

電　（通し番号 11）　2 −7

No. J −200458− A

780×570

1	1階平面図	A1:1/100 A3:1/200

凡例

記号	名称	備考
	電灯分電盤	
	LED照明器具 天井付	
	LED照明器具 天井付	
	LED照明器具 壁付	
	LEDダウンライト	
	タンブラスイッチ	1P15Ax1（数量は図面記載）
3	タンブラスイッチ	3W15Ax1（数量は図面記載）
	調光スイッチ	

（注記）
1、特記なき配線種別は下記とする。
隠ぺい配管配線　——— 天井内支持配線
2、特記なき配管配線は下記とする。

——→	EM-EEF2.0-3C（1芯接地線）	天井内支持配線	保護管使用時（PF22）
—/—	EM-EEF1.6-2C	天井内支持配線	保護管使用時（PF16）
——	EM-EEF1.6-3C	天井内支持配線	保護管使用時（PF22）
—/6	EM-EEF1.6-3Cx2	天井内支持配線	保護管使用時（PF22）
—/12	EM-EEF1.6-3Cx4	天井内支持配線	保護管使用時（PF22）
—/—	EM-EEF2.0-3C（1芯接地線）	天井内支持配線	保護管使用時（PF22）
	EM-FCPEE0.9-1P	天井内支持配線	保護管使用時（PF16）

3、天井内支持配線の壁等への立上げ・立下げ部分は、適応するPF管にて保護すること。
4、回路の種別は下記とする。
(Ⅰ8a)～1φ100V（AC回路）

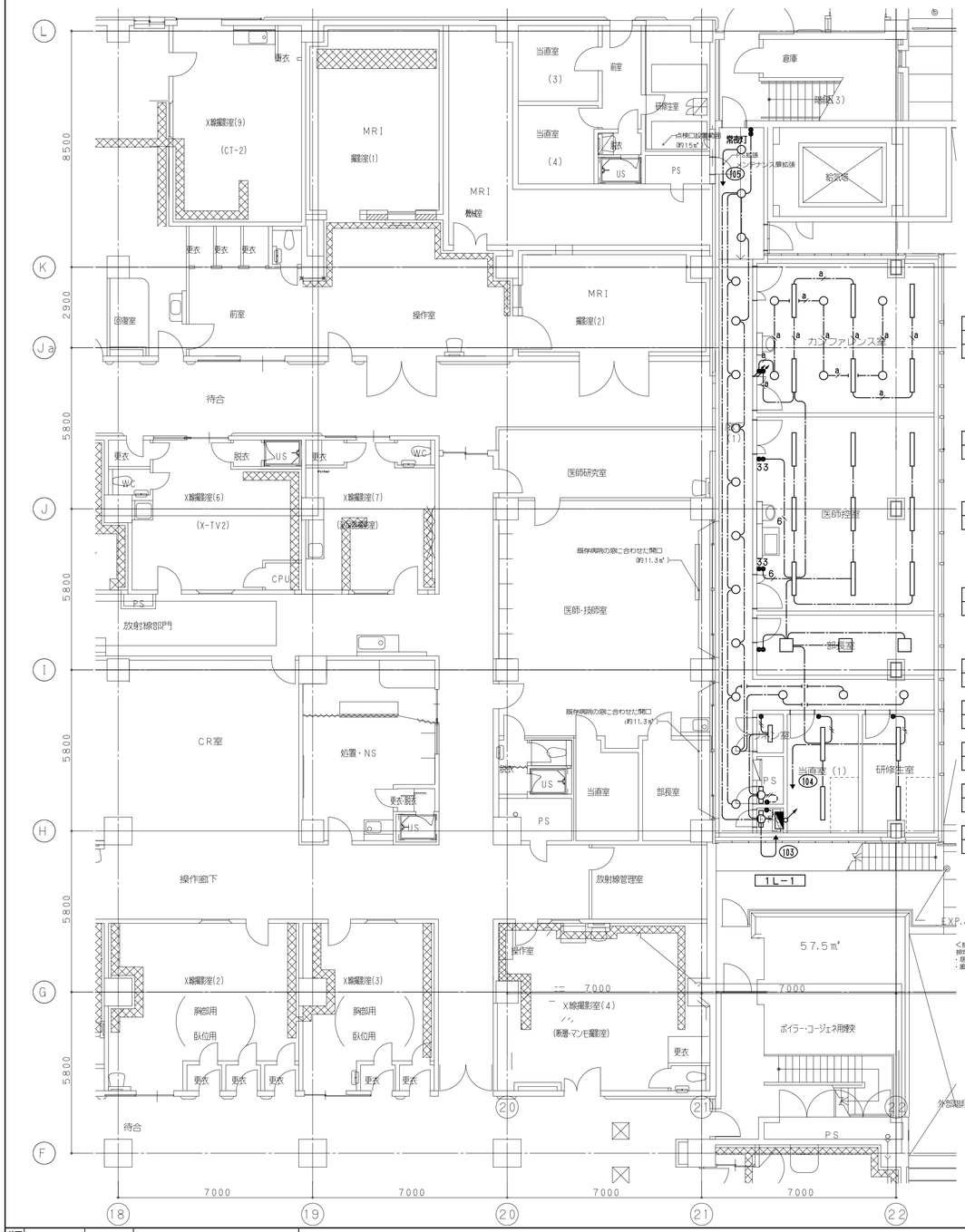

カンファレンス室	
Ba44c	6
a8c	6

廊下（1）	
a8	17

医師控室	
A32	9

部長室	
Bb42	3

研修生室	
A21	2

当直室（1）	
A21	2

リネン室	
D12	1

PS	
D12	1

EPS	
D12	1

2	2階平面図	A1:1/100 A3:1/200

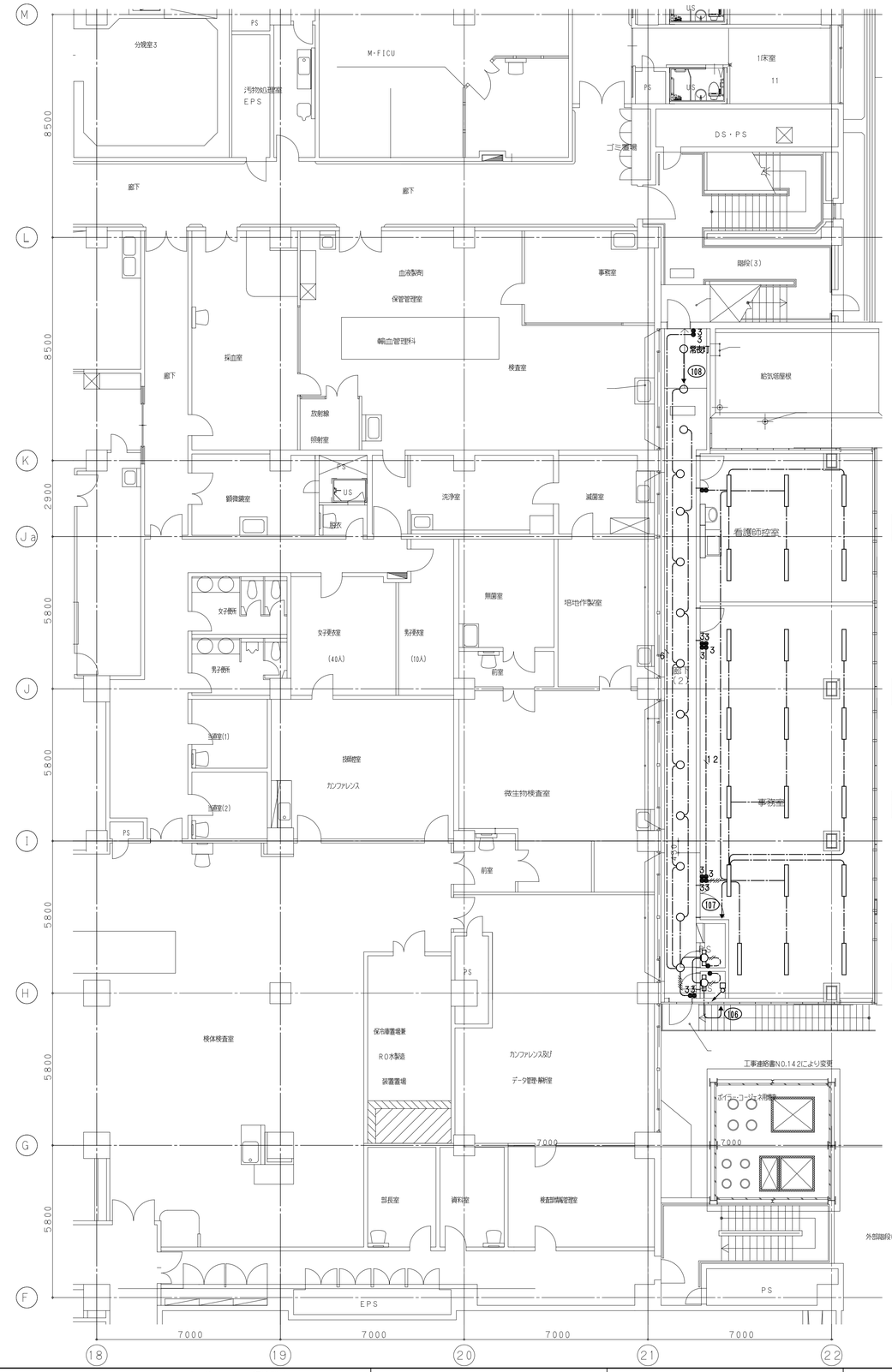

看護師控室	
A44	6

廊下（2）	
a8	14

事務室	
A44	15

PS	
D12	1

EPS	
D12	1

管工	. .	. .	
設工	. .	. .	
		. .	
監理		. .	
		. .	
施工		. .	

中村　俊一　一級建築士
高柳　慎太郎　一級建築士・設備一級建築士
藤井　匡輔　建築設備士
坂本　和也
岸　克己　意見を聴いた建築設備士

日建設計
21.08.10

山梨県立中央病院
本館東側増築工事

電灯設備
1階、2階平面図
A1:1/100
A3:1/200

電　（通し番号　12　）
2　－8

No. J－200458－A

78○×570

1	1階平面図	A1:1/100 A3:1/200

凡 例

記号	名 称	備 考
	電灯分電盤	
●	非常照明器具	電池内蔵型、照明器具姿図参照
c	避難口誘導灯（片面）：C級：60分型	電源内蔵型、照明器具姿図参照
c	避難口誘導灯（片面）：C級：60分型	電源内蔵型、照明器具姿図参照

（注記）
1、特記なき配線種別は下記とする。
　　隠ぺい配管配線　　——－－——　天井内支持配線
2、特記なき配管配線を下記とする。
　——－－——　EM-EEF2.0-2C　　天井内支持配線　保護管使用時（PF22）
3、天井内支持配線の壁等への立上げ・立下げ部分は、適応するPF管にて保護すること。
4、回路の種別は下記とする。
　　(1b)～1φ100V（AC回路）非常照明回路
　　(9b)～1φ100V（AC回路）誘導灯回路
5、便室、強化便室内壁付アウトレットボックスには遮音ボックス、もしくは遮音ボックスカバーを取付けること。また通線部、仕上部周はシール材により、隙間をなくすこと。
（但し、空間隔壁設置に限る）

■ 非常照明配光範囲

単体配置
（2Lx）

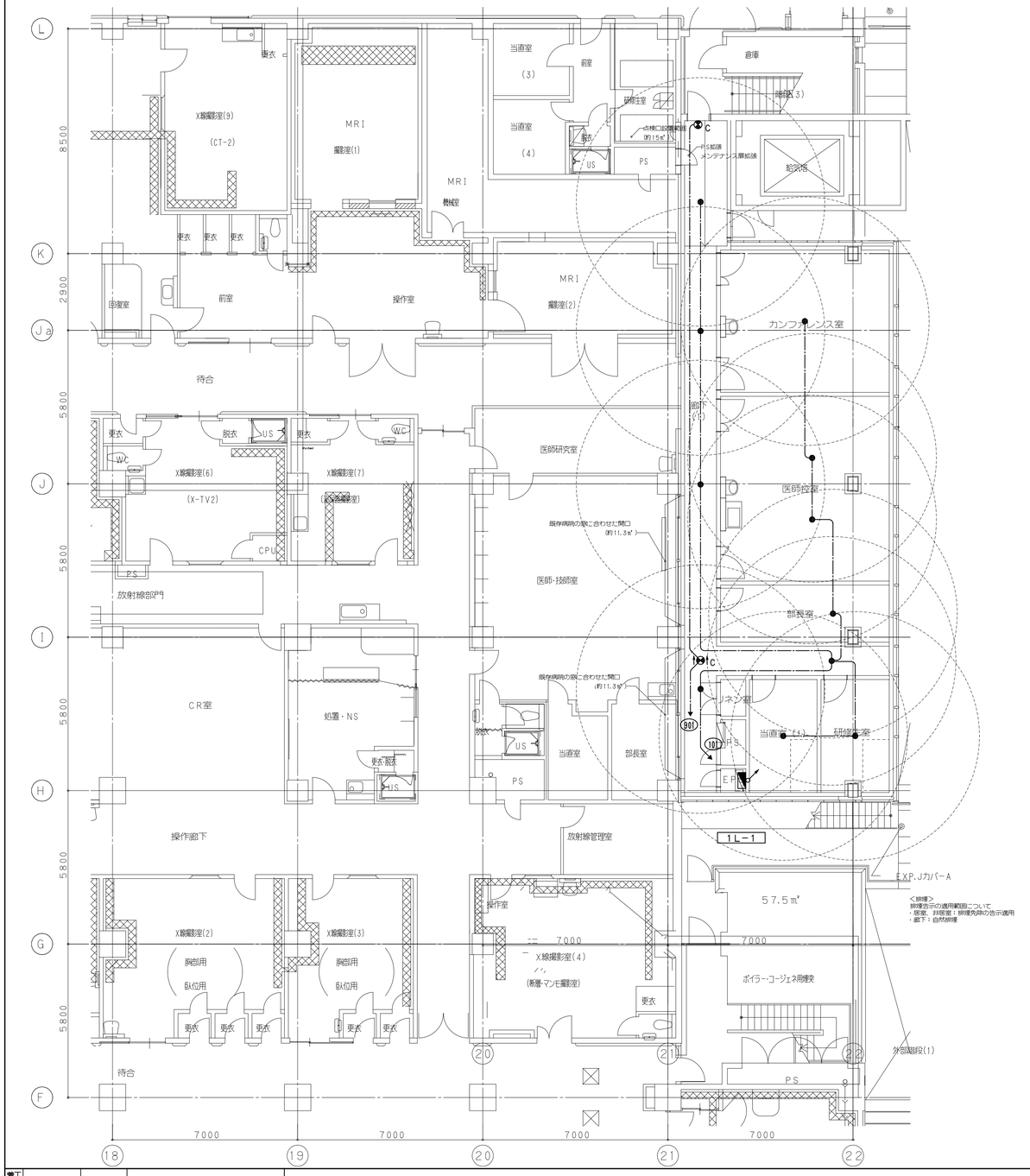

2	2階平面図	A1:1/100 A3:1/200

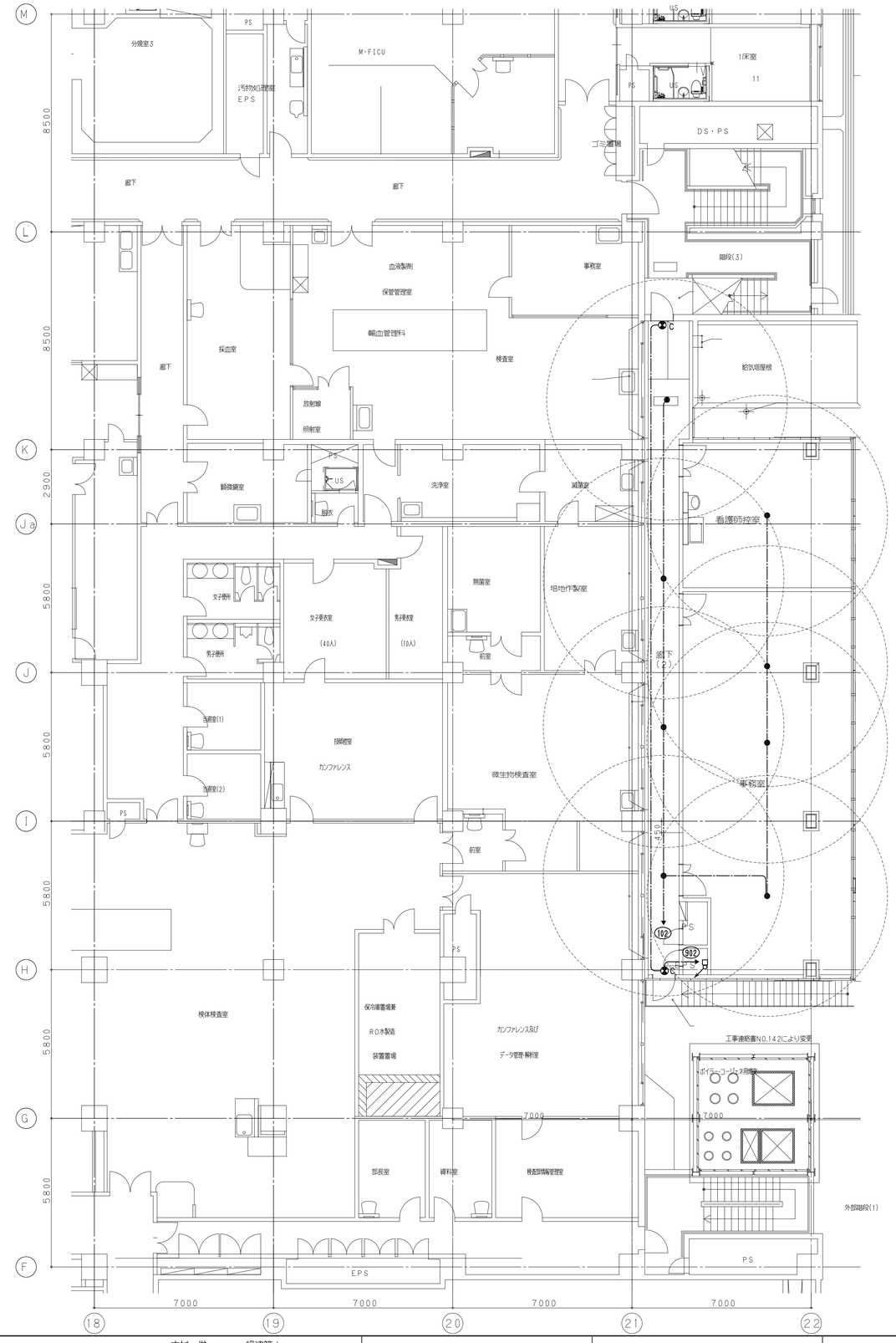

着工	. .	. .	
竣工	. .	. .	
監理		. .	
施工		. .	

中村　俊一　一級建築士
高柳　慎太郎　一級建築士・設備一級建築士
藤井　匡輔　建築設備士
坂本　和也
岸　克己　意見を聴いた建築設備士

日建設計

21.08.10

山梨県立中央病院
本館東側増築工事

非常照明・誘導灯設備
1階、2階平面図

A1:1/100
A3:1/200

電　（通し番号　13 ）
2 －9

No. J－200458－A

78 0×570

1 1階平面図 A1:1/100 A3:1/200

2 2階平面図 A1:1/100 A3:1/200

（凡例）

記号	名称	備考
◪	電灯動力盤	
⧗	電灯動力盤	
⊕	壁付コンセント　2P15Ax2（125V）、（接地極付）	
⊕EH	壁付コンセント　2P15Ax1（125V）、（接地極・接地端子付）	電気温水器用
⊕E	壁付コンセント　2P15Ax1（125V）、（接地極・接地端子付）	冷蔵庫用
◎	ハーネスジョイントボックス　2分岐ハーネス用ＯＡタップＸ２ ２Ｐ１５Ａ　Ｅ付Ｘ２　抜け止め　コード５ｍ付	
⊕	天井内コンセント　2P20Ax1（250V）、（接地極付・抜止型）	1φ200V、室内機用、重天井内設置、オス・メス共用
⊕F	天井内コンセント　2P20Ax1（250V）、（接地極付・抜止型）	1φ200V、ファン用、二重天井内設置、オス・メス共用
	全熱交換機用電源位置ボックス	1φ100V、容量は平面図参照
	室外機用電源位置ボックス	3φ200V or 1φ200V、容量は平面図参照
R	集中リモコン用電源送り	（空調工事）
⊠	プルボックス（200x200x200）	WP付記はWP、SUSとする

（注記）

1、特記なき配線種別は下記とする。
　――――　隠ぺい配管配線　　――・――　天井ころがし配線
　－－－－－　露出配管配線　　－・・－・・－　ＯＡフロア内ころがし配線
2、特記なき今電盤以降二次側の配管配線は下記とする。
　ＥＭ－ＥＥＦ２.０－３Ｃ（１本接地線）　天井内支持配線　保護管使用時（ＰＦ２２）
3、ケーブルころがし等配線の管内への立上げ、立下げ部分は適用するＰＦ管にて保護すること。
4、屋外の配管は厚鋼電線管（溶融亜鉛メッキ塗装）とする。
5、空配管には呼び線（1.2ｍｍ）を入れること。
6、室外機及び電動機直近（0.5ｍ）の配管は、可とう電線管ビニル被覆付とすること。
7、回路の種別は下記とする。
　(311)(321)　～　1φ100V（AC回路）
　(411)　～　1φ200V（AC回路）1M－1動力用盤へ至る。
8、回路の添字は下記とする。
　(311)E　～　ＥＬＢ回路
9、全熱交換器（ＨＥＸ）、排気ファン（ＦＥ）との接続は、引掛防水ゴムコネクタに
　よるものとし、専用プラグと機器との接続を含め本工事とする。
10、動力機器表は下記とする。
　機器番号
　電圧
　容量

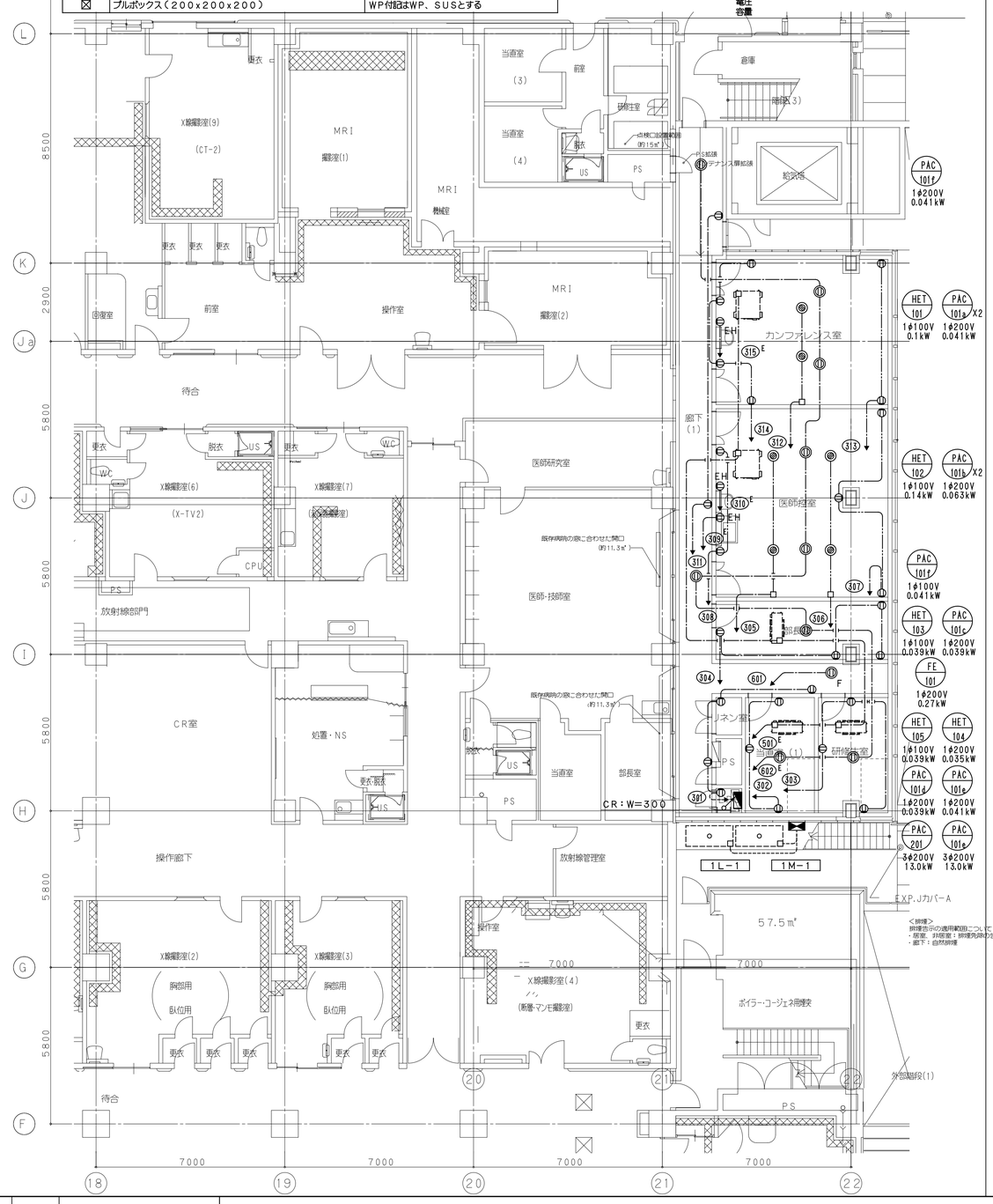

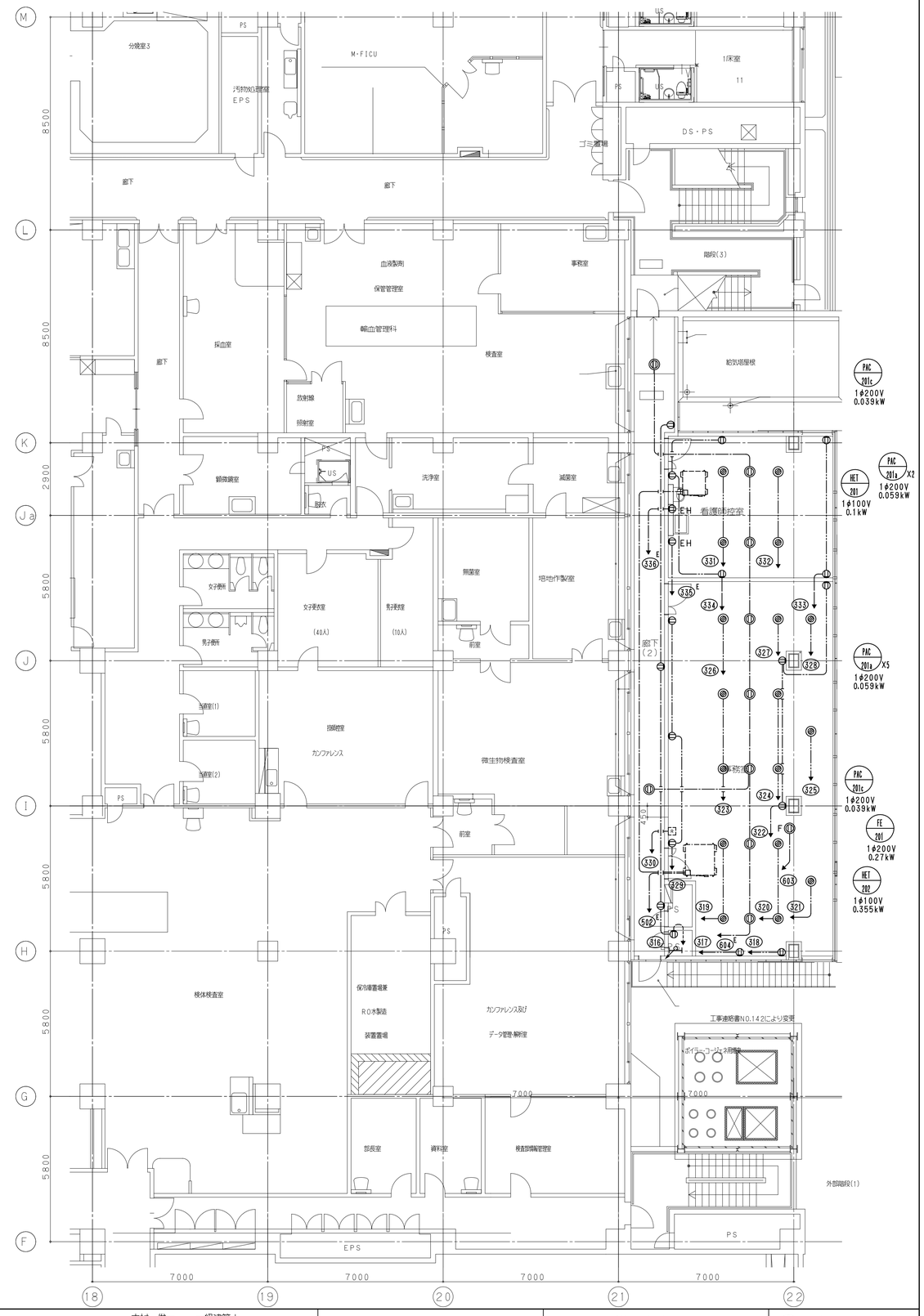

着工	. .	. .	
竣工	. .	. .	
監理		. .	
施工		. .	

中村　俊一　一級建築士
高柳　慎太郎　一級建築士・設備一級建築士
藤井　匡輔　建築設備士
坂本　和也
岸　克己　意見を聴いた建築設備士

日建設計

21.08.10

山梨県立中央病院
本館東側増築工事

コンセント設備
1階、2階平面図

A1:1/100
A3:1/200

電　（通し番号　14　）
2　－10

No. J－200458－A

780×570

1	1階平面図	A1:1/100 A3:1/200

（凡例）

記号	名称	備考
	天井埋込型スピーカ（ＡＴＴなし）	
	天井埋込型スピーカ（ＡＴＴ付）	
	アッテネータ	

（注記）
1、特記なき配管配線は下記とする。
――・――　EM-HP1.2-3Cx1　　天井内支持露線　保護管使用時（ＰＦ１６）
2、回線の増加、リモートマイク設定の変更改修も本工事とする。

	天井埋込型スピーカ（ＡＴＴ付）
	天井埋込型スピーカ（ＡＴＴなし）

	ATT付	ATTなし
定格入力	3W	
出力音圧レベル	92dB(1W,1m)	
周波数特性	100Hz～12kHz	
スピーカ等級	L級	
音量調節器	4段絞	——
仕上	フレーム：白風 オフホワイト ネット：白風 オフホワイト	

音量調節器

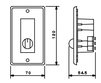

入力容量	0.5W～6W
音量切換	5段絞
プレート	アルミ合金

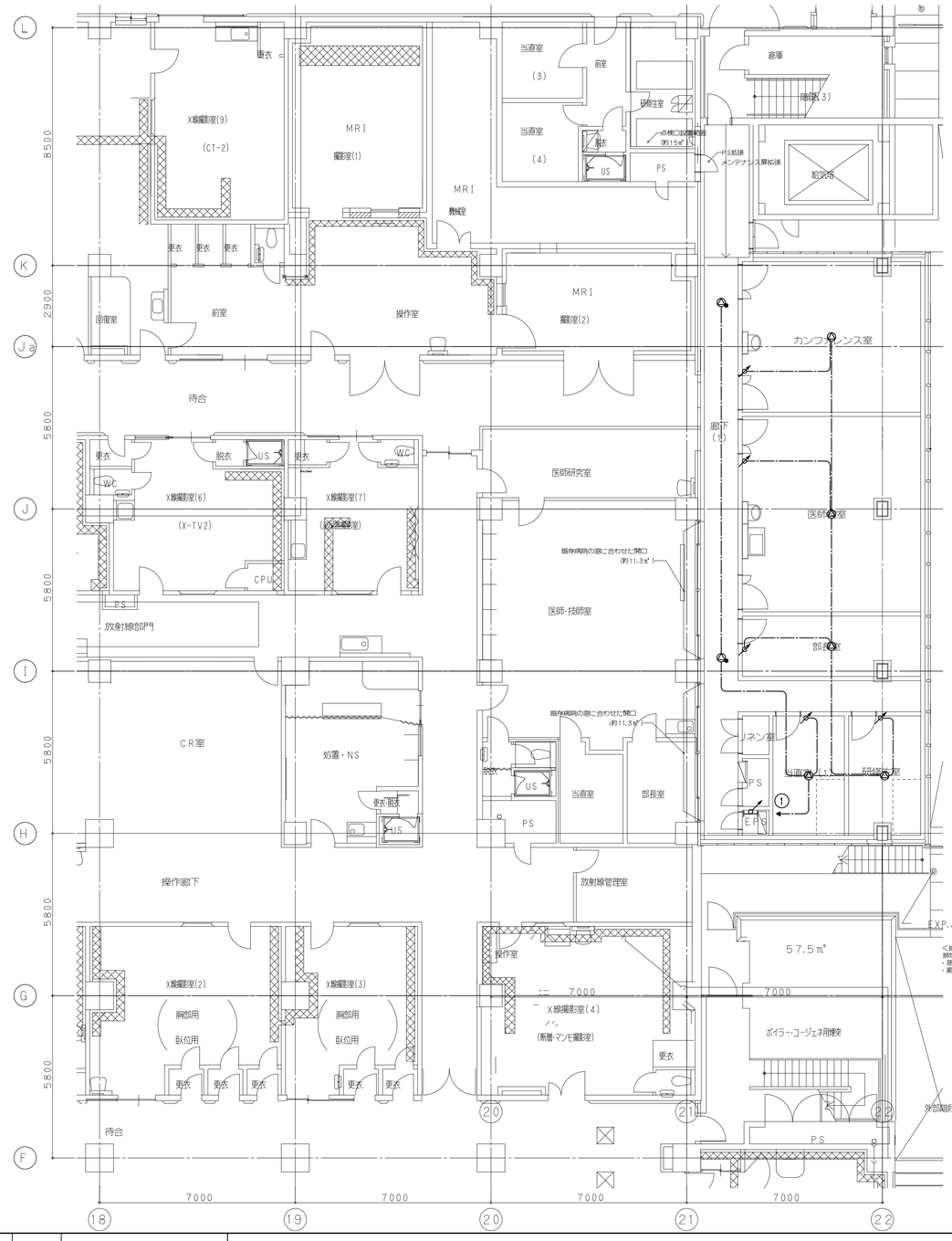

2	2階平面図	A1:1/100 A3:1/200

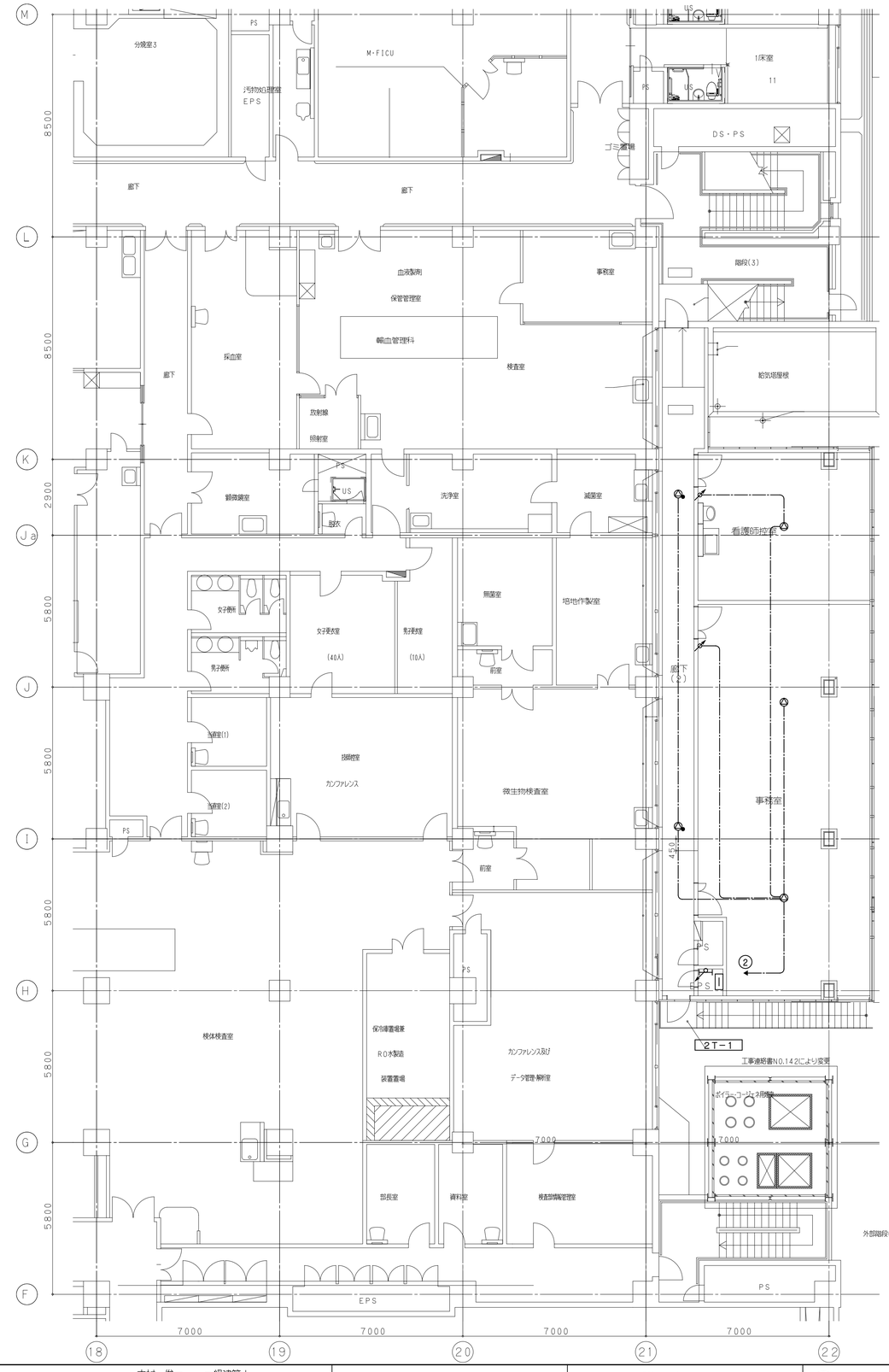

着工	. .	. .	
竣工	. .	. .	
監理		. .	
施工		. .	

中村　俊一　一級建築士
高柳　慎太郎　一級建築士・設備一級建築士
藤井　匡輔　建築設備士
坂本　和也
岸　克己　意見を聴いた建築設備士

日建設計

21.08.10

山梨県立中央病院
本館東側増築工事

非常放送設備
1階、2階平面図

A1:1/100
A3:1/200

電　（通し番号　15　）
2　－11

No.　J－200458－A

780×570

1 1階平面図

A1:1/100
A3:1/200

（凡例）

記号	名称	備考
＜構内情報通信網設備＞		
LA	壁付情報用アウトレットボックス（四角中浅、ブランクプレート付）	（機器は別途工事）
LO	床付情報用アウトレットボックス	（機器は別途工事）
＜構内交換（電話）設備＞		
●	壁付電話用アウトレット（埋込型）	モジュラージャック6極4芯・1個口
◉	床付電話用アウトレット	
Ⓣ	多機能電話機	
PHS	PHS用アウトレットボックス（四角中浅、ブランクプレート付）、天井内取付	（機器は別途工事）
＜テレビ共同受信設備＞		
◎	直列ユニット２端子形、中間用　壁付（ＣＳ－７７Ｆ－７Ｗ）	Ｆ型接栓付
◎R	直列ユニット２端子形、末端用　壁付（ＣＳ－７７Ｆ－ＲＷ）	Ｆ型接栓付

（注記）
1、特記なき配線種別は下記とする。
——— 隠ぺい配管配線　　——-—— 天井内支持配線・ラック内ころがし配線
———·——— ＯＡフロア内ころがし配線
2、特記なき配管配線は下記による。但し、ラック上及び二重天井内は配管内は不要とする。
＜構内情報通信網・構内交換（電話）設備＞
——-/——— EM－ＩＣＴ0.5－1Ｐx1　天井内支持線　保護管使用時（ＰＦ22）
——-//——— EM－ＩＣＴ0.5－1Ｐx2　天井内支持線　保護管使用時（ＰＦ22）
———C——— 空配管（ＰＦ22）　呼び線入　隠ぺい
———C(PF28)——— 空配管（ＰＦ28）　呼び線入　隠ぺい
＜テレビ共同受信設備＞
——-/R——— EM－Ｓ－5Ｃ－ＦＢx1　天井内支持線　保護管使用時（ＰＦ22）
3、ケーブルころがし等配線の壁等への立上げ、立下げ部分は適応するＰＦ管にて保護すること。
4、空配管には呼び線（1.2ｍｍ）を入れること。

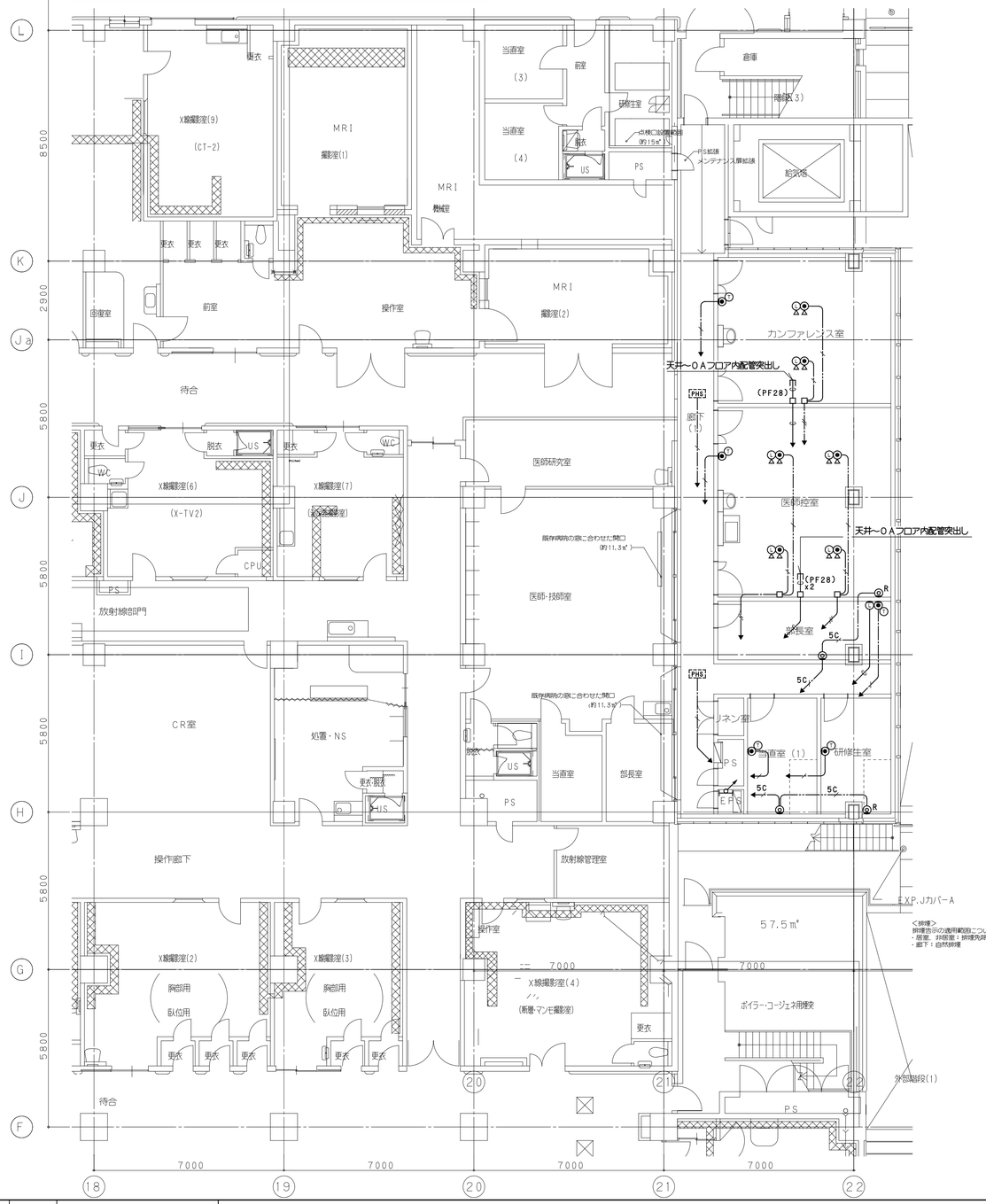

2 端子盤リスト

A1:1/100
A3:1/200

盤名称	端子盤											備考
	設備名	電話	放送	表示	電気錠	火報	予備	テレビ共聴	2Eコンセント	計量		
	端子形状	90F	B形端子板	B形端子板	B形端子板	B形端子板	B形端子板					
1T-1		20P	10P				30P	テレビ共聴機器参照	◯			

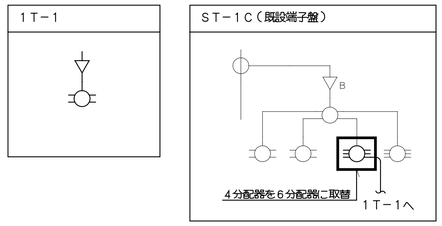

3 2階平面図

A1:1/100
A3:1/200

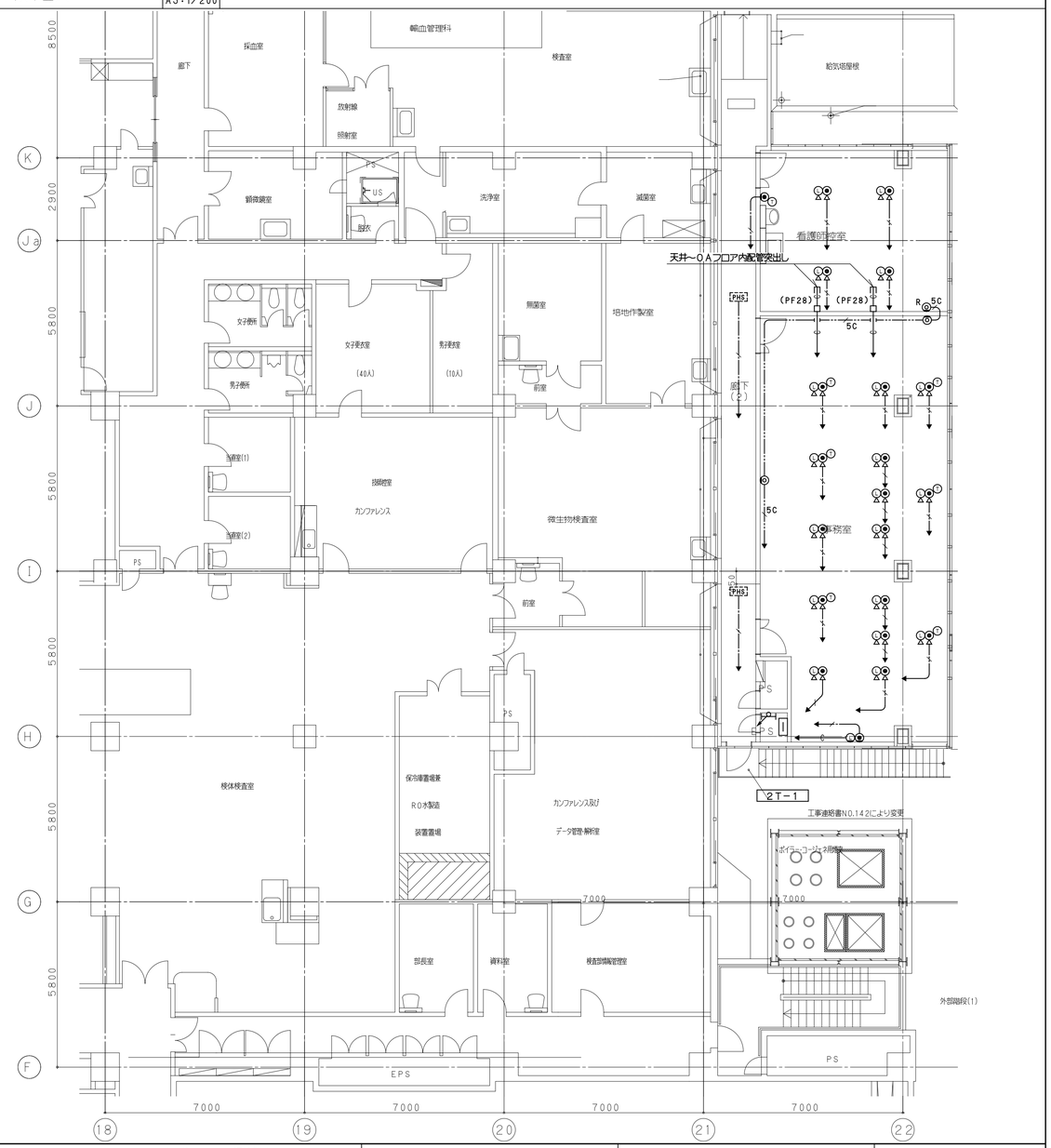

管工	. .	. .	
設工	. .	. .	
		. .	
監理		. .	
		. .	
施工		. .	

中村　俊一　一級建築士
高柳　慎太郎　一級建築士・設備一級建築士
藤井　匡輔　建築設備士
坂本　和也
岸　克己　意見を聴いた建築設備士

日建設計

21.08.10

山梨県立中央病院
本館東側増築工事

弱電設備
1階、2階平面図

A1:1/100
A3:1/200

電　（通し番号　16　）
2　－12

No.　J－200458－A

780×570

凡　例

記号	名称	備考
	中継器盤	（既設）
	機器収容箱	補助散水栓内蔵　Ⓛ収容
	機器収容箱	補助散水栓内蔵　Ⓟ(ET)収容
Ⓟ	P型発信機	1級，アドレッサブル形，リング型表示灯(AC24V，LED)付
Ⓛ	表示灯	AC24V，LED，薄型
(ET)	非常電話	話中音付
Ω	終端抵抗	10KΩ
(S)	光電式スポット型感知器	2種，非蓄積型
(S)	光電式スポット型感知器	2種，非蓄積型，埋込型
○。	定温式スポット型感知器	特種，65℃
—・—	警戒区域線	
(No)	警戒区域番号	火災表示用
(No)	警戒区域番号	アドレッサブル発信機用
(No)	報知区域番号	非常電話用
—・—	ケーブル配線	天井いんぺい
———	配管配線	いんぺい

《注　記》

1．今回工事概要について
　・今回工事は増築棟新築に伴う防災設備の新設，改修工事とする。

2．改修に伴う既設端末機器について下記の項目を行う
　・既設中継器盤の予備スペースに今回工事分の中継器ユニットを増設設置（追加）する。
　　増設点数は中継器盤点数表参照。

3．改修に伴う既設複合GR型受信機について
　・今回工事エリアの監視，制御は1階防災センター内の総合操作盤にて行い，
　　下記の項目を行う。
　　・受信機のデータ変更（回線内訳参照）
　　・防災監視盤のデータ変更および画面変更等

　　1）回線内訳：
　　火災表示（一般感知器）　2L
　　火災表示（アドレッサブル発信機）　2L

　　2）防災監視盤の　画面追加（2枚）

　　3）非常電話制御盤の増表示（2L）結線工事

　　4）防災グラパネ追加（階別）
　　（表示内訳）
　　・火災表示　2L
　　・非常電話作動表示　2L

4．新設感知器は確認灯付とする。

5．火災時の地区警報は既存に準ずる。

6．警戒区域番号等は各階毎に示す。

7．リング型表示灯付発信機の参考外観図は下記とする。

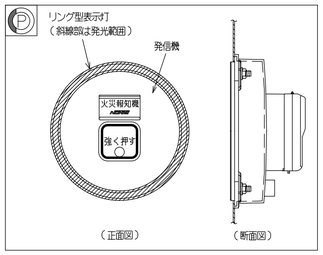

消火設備にリング型表示灯を内蔵する場合、取り付け用加工（スタッド加工）は衛生工事とする。

8．図面中の表現は下記とする。
　・実　線 …… 新　設
　・細　線 …… 既　設
　・◯ …… 結線替え

9．特記なき配管配線は下記とする。

（感知器）——— AE0.9－ 2C（PF16）
　　—//// AE0.9－ 4C（PF16）

AE：警報用ケーブル
HP：耐熱ケーブル

2重天井部分はケーブルころがし配線とする。

中継器盤点数表

中継器盤名称	階	監視・制御エリア	入出力信号名称	自火報設備 火災・一般感知器			その他 グラフィックパネル用		伝送系統	階	監視・制御エリア	自火報設備 火災・アドレッサブル発信機※		伝送系統
			監視	○								○		
			制御											
			復帰											
R－2－I	2F			1						2F		1		
R－1－I	1F			1					既存系統	1F		1		既存系統
	盤内						4			盤内				
	合計			2			4					2		

※　：中継器盤内ユニットに含まず

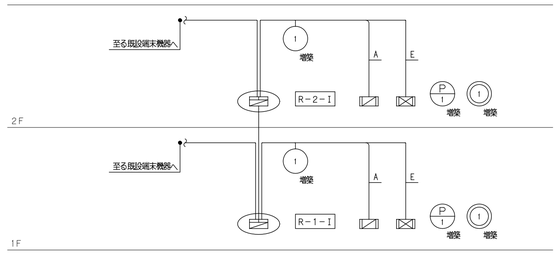

増　築　棟

設　備　系　統　図

配管配線内訳表

記号	配管配線内訳
A	HP1.2－ 2C（PF16）
B	HP1.2－ 4C（PF16）
C	HP1.2－ 3P（PF22）
D	HP1.2－ 5P（PF22）
E	HP1.2－10P（PF28）

着工	. .	. .	
竣工	. .	. .	
監理		. .	
		. .	
施工		. .	

中村　俊一　一級建築士
高柳　慎太郎　一級建築士・設備一級建築士
藤井　匡輔　建築設備士
坂本　和也
岸　克己　意見を聴いた建築設備士

日建設計
21.08.10

山梨県立中央病院
本館東側増築工事
自動火災報知設備　凡例・注記・系統図・点数表　A1:NS A3:NS

電　（通し番号　17）
2　－13
No. J－200458－A

780×570

1	1階平面図	A1:1/100 A3:1/200

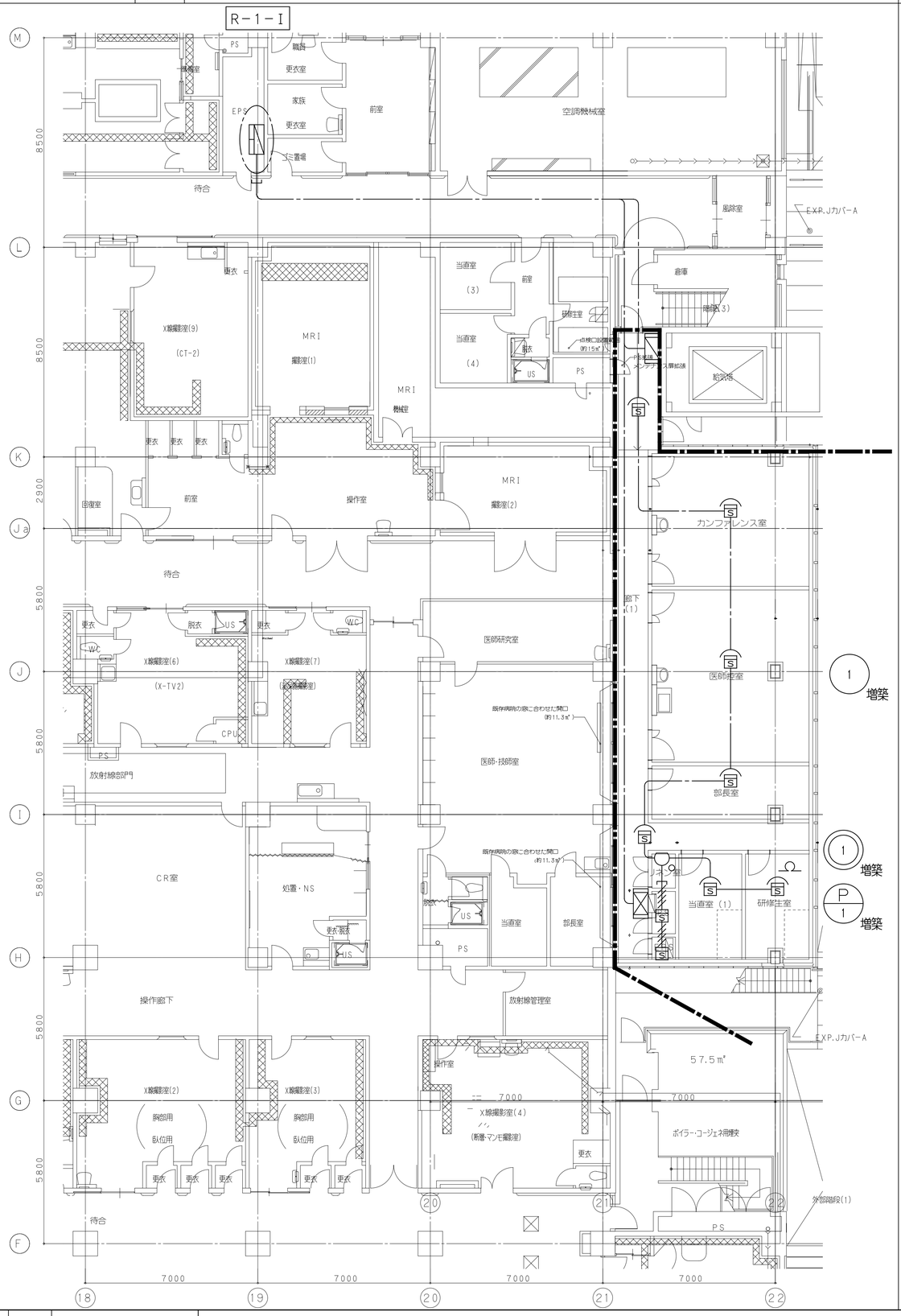

2	2階平面図	A1:1/100 A3:1/200

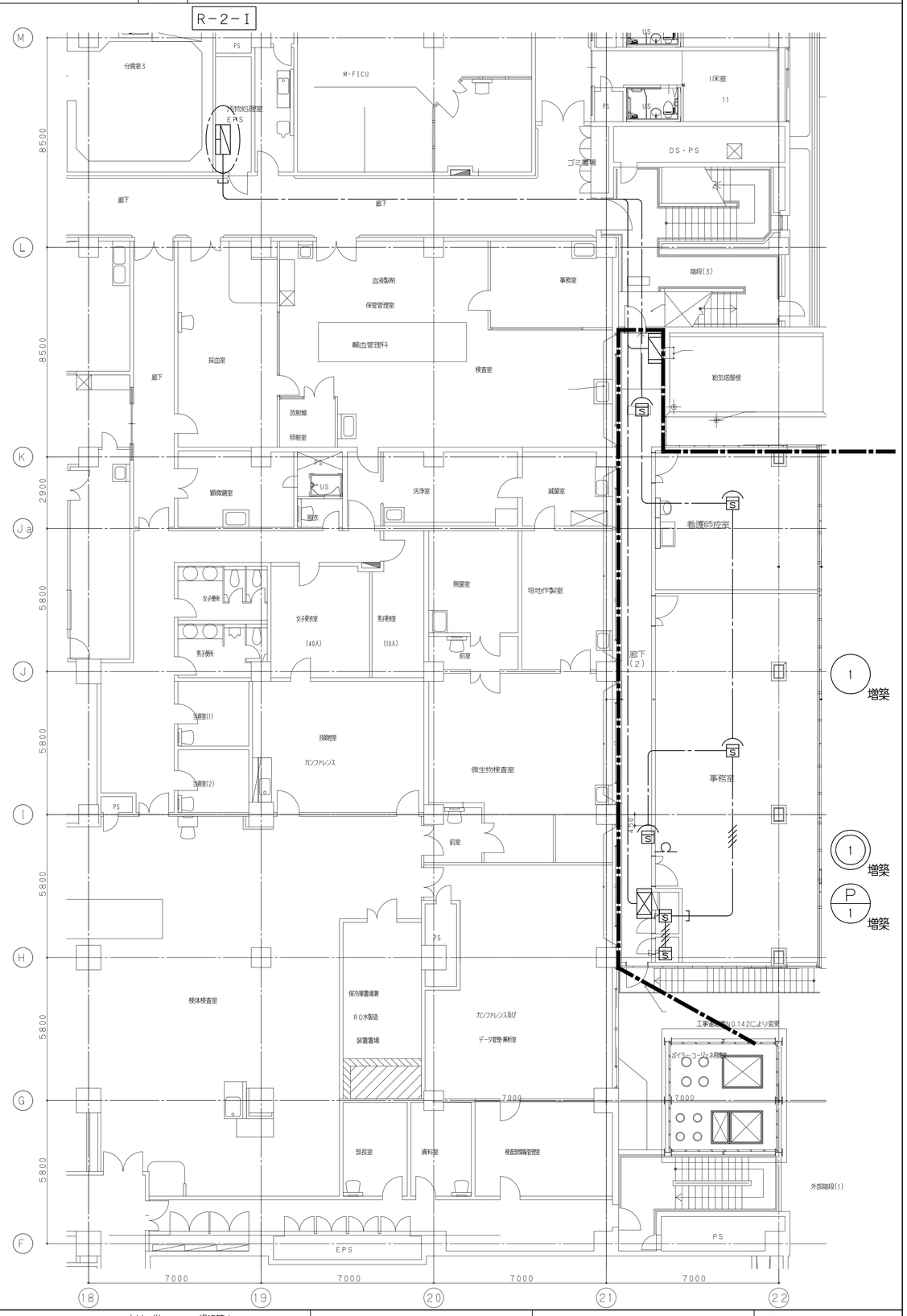

着工	. .	. .	
竣工	. .	. .	
監理		. .	
施工		. .	

中村　俊一　一級建築士
高柳　慎太郎　一級建築士・設備一級建築士
藤井　匡輔　建築設備士
坂本　和也
岸　克己　意見を聴いた建築設備士

日建設計

21.08.10

山梨県立中央病院
本館東側増築工事

自動火災報知設備
1階、2階平面図

A1:1/100
A3:1/200

電　（通し番号　18　）
2　－14

No.　J－200458－A

780×570

1 （既存）1階平面図 A1:1/100 A3:1/200

（注記）
1、電気設備改修内容として以下見込むこと。
・対象間仕切壁の撤去復旧に伴う、盤類、器具類、スイッチ及び配線の盛替えを行なう。
（原則、既存再利用とする）
・対象間仕切壁を横断する配線は区画貫通処理を行う。
・対象天井解体復旧範囲の器具は撤去、清掃、再取り付けを行う。
（感知器は仮吊りにて仮設を行うこと）

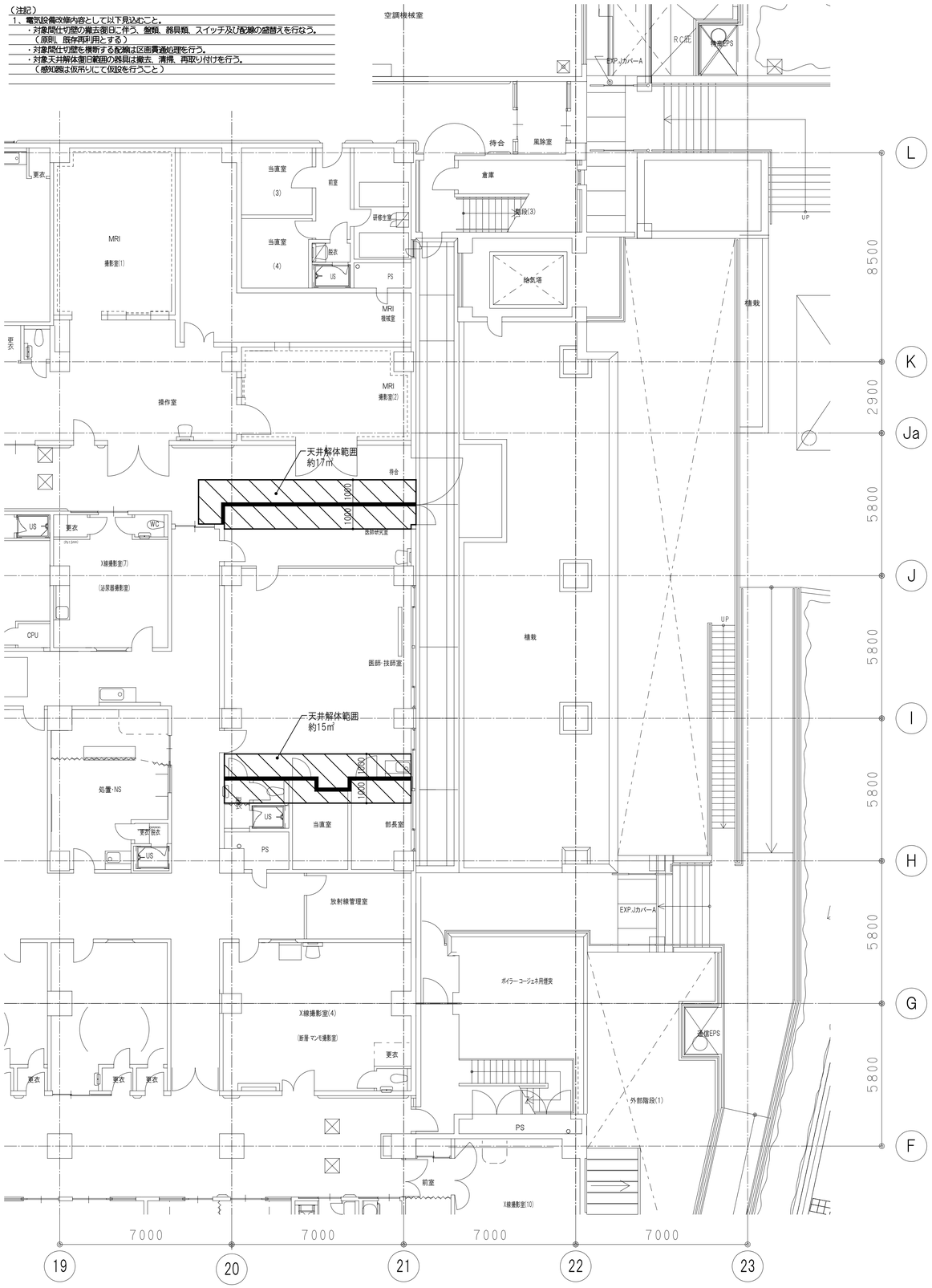

2 （既存）2階平面図 A1:1/100 A3:1/200

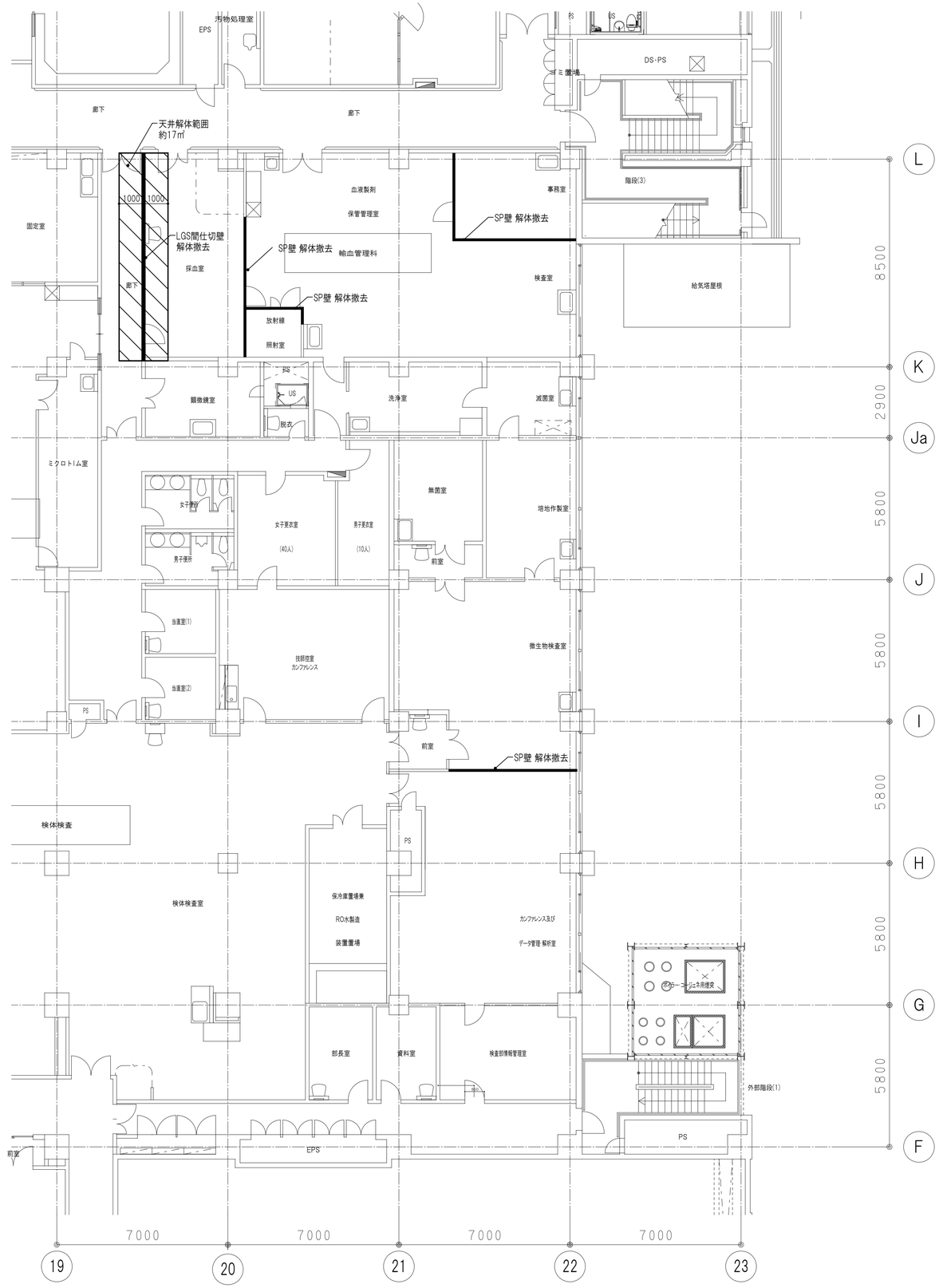

着工	. .	. .	
竣工	. .	. .	
監理		. .	
施工		. .	

中村 俊一 一級建築士
高柳 慎太郎 一級建築士・設備一級建築士
藤井 匡輔 建築設備士
坂本 和也
岸 克己 意見を聴いた建築設備士

日建設計

21.08.10

山梨県立中央病院
本館東側増築工事

（病院本館）間仕切壁改修計画図 A1:1/100 A3:1/200

電 （通し番号 19 ）
2 － 15

No. J－200458－A

780×570